

第4次上田市地域福祉計画

上田市地域福祉活動計画



上 田 市
上田市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子高齢化が進み、人口減少社会を迎える中、地域のつながりは希薄化するとともに、ひきこもりや孤独死、虐待といった地域の福祉課題は年々増加し、複雑化かつ複合化しています。

さらに、令和元年東日本台風災害により、地域コミュニティの重要性が再確認される一方、新型コロナウィルスの感染拡大により、地域活動の中止や縮小が余儀なくされ、住民同士のつながりの希薄化や生活様式の変化の中で、新たな孤立や生活の困窮など様々な課題も生じてきました。

こうした中、本市におきましては、地域福祉を推進し、子どもから高齢者、障がい者等、あらゆる人々が地域で支え合い、暮らしや生きがいを共に創り、高めあうことのできる「地域共生社会」の実現を目指すため、この度「上田市地域福祉計画」を第4次計画として策定いたしました。

本計画では新たに、成年後見制度の利用促進や犯罪をした人等への社会復帰支援についても、地域共生社会の実現の一端を担う、との観点から「上田市成年後見制度利用促進基本計画」及び「上田市再犯防止推進計画」も包含し、様々な課題に対応できる地域を目指す内容となっています。

また、地域福祉の方向性を定める「地域福祉計画」とその具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」を一体的に策定しており、今後は本計画に基づき、地域住民、支援機関、上田市社会福祉協議会、行政の連携や支援体制をより一層強化し、「地域の支え合いによる福祉」とも言える地域福祉を推進し、地域共生社会の実現にむけた取り組みを推進していきます。

結びに、本計画の策定にあたりまして、アンケート調査にご協力いただきました市民の皆様並びに福祉関係団体等の皆様、また、貴重なご意見やご提言をいただきましたすべての皆様に、心から感謝を申し上げます。



令和6年3月

上田市長 土屋陽一

「あったかい 心あふれる 協働のまち」の実現を目指して

近年、地域福祉を取り巻く環境は、少子高齢化や人口減少社会の到来、価値観や生活様式の多様化により家族関係や地域のつながりが希薄になってきております。

更に、子育てや孤立孤独、生活困窮、虐待、ひきこもり、ヤングケアラー、自然災害など複雑で多様な課題が顕在化・深刻化しています。

このような中、市民一人ひとりが担い手となって、相互に助け合う関係性を育みながら地域における生活課題を解決していく「地域共生社会」の実現が求められています。

上田市社会福祉協議会では「あったかい 心あふれる 協働のまち」を行動指針として、住民参加を基本とする誰もが安心して暮らすことのできる地域づくりを推進しております。

今回、第3次上田市地域福祉計画及び上田市地域福祉活動計画の取組を検証・評価し、更なる地域福祉の推進に向けて第4次計画を策定いたしました。

今後、この計画に基づき、上田市社会福祉協議会としても「笑顔 花咲く 上田市社協」をコンセプトに、地域住民をはじめ、行政、関係機関等と連携・協働し、いきいきと生活できる地域づくりに取り組んでまいりたいと考えておりますので、よりいっそその御理解と御協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定に当たって御協力を賜りました策定委員の方々をはじめ、貴重な御意見、御提言をいただきました皆様、また、アンケート調査に御協力いただきました皆様に、心から感謝を申し上げます。



令和6年3月

社会福祉法人 上田市社会福祉協議会
会長 宮之上 孝司

目次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	
2 計画の位置づけ及び計画期間	
(1) 計画の位置づけ	
(2) 計画の期間	
3 計画の策定体制	
4 計画の推進にあたって	
第2章 地域福祉の現状と課題	5
1 上田市の地域福祉を取り巻く状況	
(1) 少子高齢化の進行	
(2) 支援対象者の推移	
(3) 世帯構造の変化	
2 第3次地域福祉計画の評価	
第3章 地域福祉計画の方向性	13
1 基本理念と基本目標	
(1) 基本理念	
(2) 基本目標	
(3) 計画の体系	
第4章 地域福祉施策の展開	16
基本目標1 地域福祉を支える人づくり・・・・・・・・・・・・	16
基本目標2 安心して暮らすための地域づくり・・・・・・・・	18
基本目標3 さまざまなニーズに対応できる基盤づくり・・・・	21
第5章 上田市再犯防止推進計画	25
1 位置づけ	
2 対象	
3 現状と課題	
4 取組	

- 1 位置づけ
- 2 対象
- 3 現状と課題
- 4 上田市における取組について
- 5 今後の取組

- 1 地域福祉に係るニーズ調査の結果
- 2 第4次上田市地域福祉計画の策定経過
- 3 第4次上田市地域福祉計画(参画)組織
- 4 用語解説

本計画中、＊を付した用語については、63 ページ以降に用語集を記載しています。

第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

高齢化や人口減少が進み、社会的孤立や育児と介護のダブルケア、8050問題、虐待、障がい者本人や家族の高齢化、子どもの貧困など、様々な課題を複合的に抱える世帯が多くなり、既存の制度では解決を図ることが困難となっています。また、人と人とのつながりや支え合いが希薄化し、地域の担い手の確保が課題となっています。

その中、国は「地域共生社会の実現」を掲げ、支え手側と受け手側に分かれるのではなく、あらゆる住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく活躍できる地域のコミュニティを育成し、福祉などの公的サービスと協働して助け合いながら暮らすことのできる仕組みの構築に向けて改革を進めています。また、地域共生社会の実現に向けては、引き続き地域福祉の推進が重要であるとされています。

上田市では、地域福祉の推進を図るために、平成20年度に第1次地域福祉計画を、平成25年度には第2次計画を、平成29年度には第3次計画を策定しました。

これまでの取組の成果や社会情勢、市民ニーズの変化等を踏まえ、新たに地域共生社会の実現を目指し、上田市における地域福祉推進にあたっての基本的な考え方と具体的な取組を明らかにしていくものとして、上田市の「第4次上田市地域福祉計画」及び上田市社会福祉協議会の「上田市地域福祉活動計画」（以下「本計画」とします。）を策定します。

地域共生社会とは

平成28年6月に閣議決定された「ニッポン一億総活躍プラン」の内容に盛り込まれた厚生労働省が掲げるビジョンで、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。

地域福祉とは

誰もが住み慣れた地域で、安心していきいきと暮らしていくために、住民の一人ひとりが主役となって、地域の各種団体、ボランティア、福祉サービス事業者、行政などが連携し、制度によるサービスを利用するだけでなく、地域での人と人とのつながりを大切にし、お互いに助けたり、助けられたりする関係を築きながら「共に生き、支え合う社会」を実現することです。

上田市地域福祉計画・地域福祉活動計画

市と社会福祉協議会は、車の両輪の関係として地域福祉の推進に取り組んでいますが、連携を強化し、より効果的に地域福祉の推進を図るため、行政の地域福祉計画と社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定し、基本理念・基本目標・方針を共有しています。

2 計画の位置づけ及び計画期間

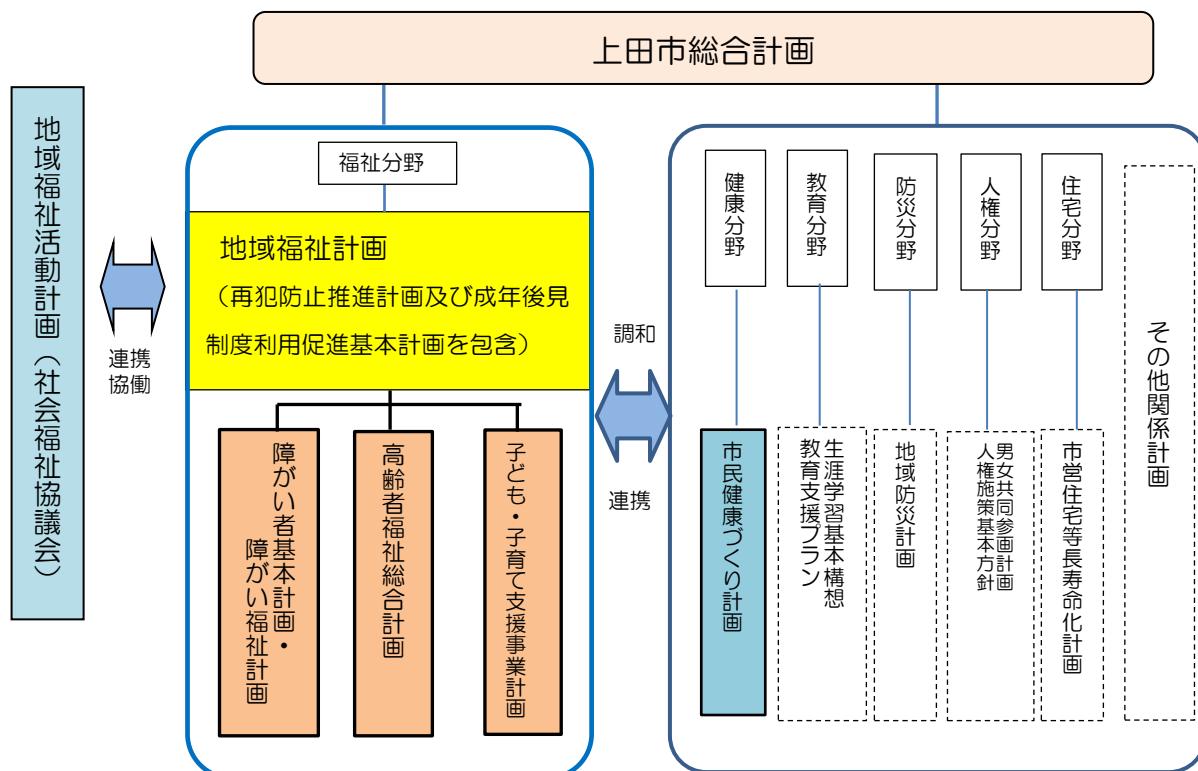
(1) 計画の位置づけ

本計画は、社会福祉法第107条に規定される上田市の地域福祉計画と、社会福祉協議会の地域福祉活動計画を一体的に策定するものです。

上田市の「地域福祉計画」は、「第二次上田市総合計画」における地域福祉の分野に関連する施策を具体化する計画、また各福祉分野の「上位計画」として地域福祉の視点から、共通する取組や今後の施策を展開していくまでの方向性や基本事項を定めます。福祉分野ごとの個別具体的な施策は、各分野計画に掲載し、地域福祉計画との調和を図りながら推進していきます。

また、本計画は、地域を基盤とする支援体制等を一体的に活用する必要があるため、本計画の中に、「再犯防止等の推進に関する法律」に基づく「上田市再犯防止推進計画」及び、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」に基づく「上田市成年後見制度利用促進計画」を包含するものです。

社会福祉協議会の「地域福祉活動計画」は、民間の立場から、住民、福祉活動を行う団体や事業者等が協働して、地域福祉の推進に取り組むうえでの基本事項を定めます。



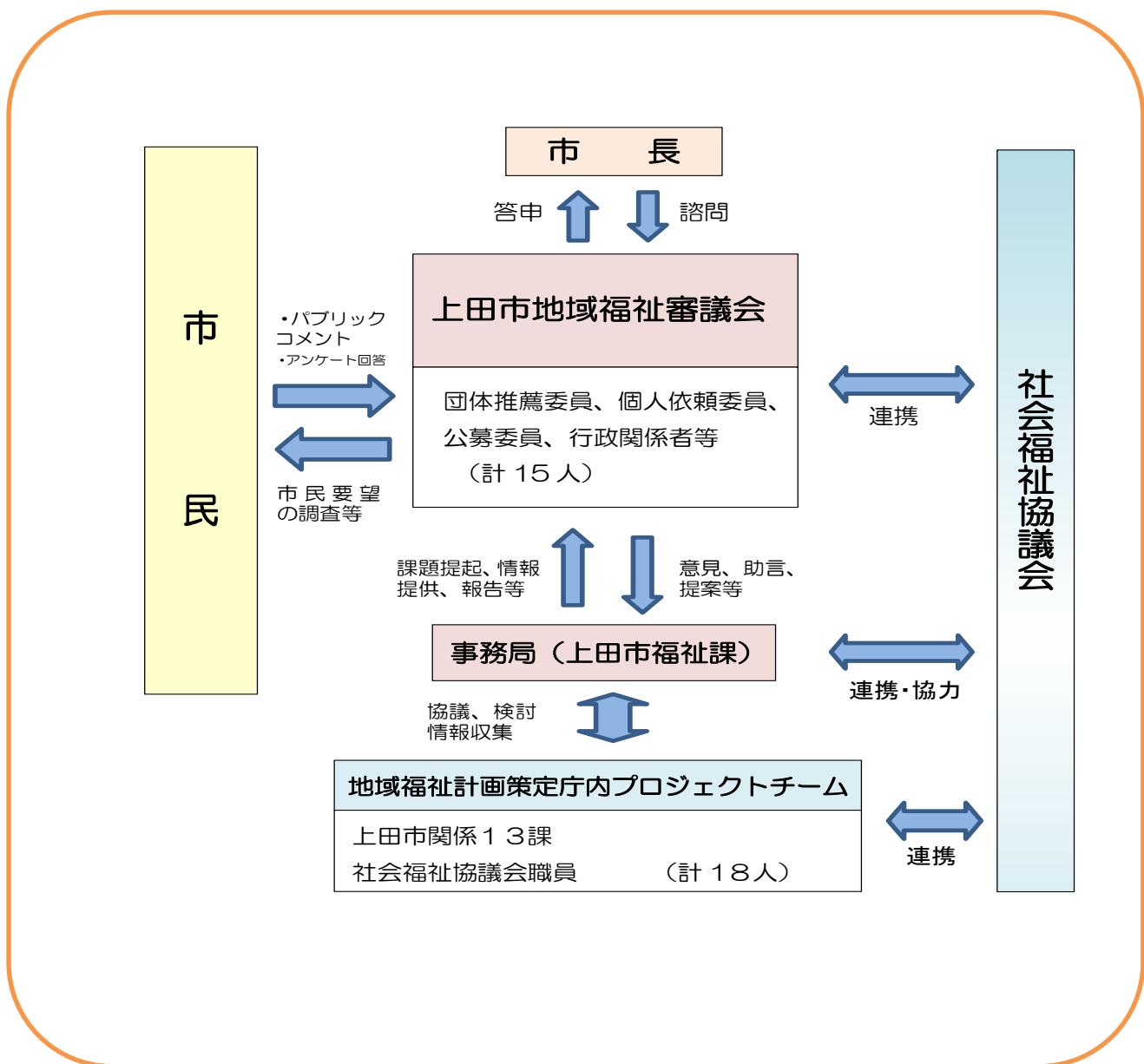
(2) 計画の期間

地域福祉計画及び地域福祉活動計画は、ともに令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間を計画期間とします。

なお、関係する法制度の改正や社会経済情勢の変化、関連する計画等との整合などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、市民アンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見を広く反映できるように努めるとともに、上田市地域福祉審議会、地域福祉計画策定庁内プロジェクトチームにおいて、検討及び調整を図りました。



4 計画の推進にあたって

(1) SDGsについて

持続可能な開発目標（SDGs）は、「誰ひとり取り残さない」社会の実現を目指すための令和12（2030）年を期限とする国際目標であり、17のゴール・169のターゲットを設定しています。

わが国においては、持続可能な社会づくりに向け、経済・社会・環境をめぐる広範囲な課題に対する統合的な取組が進められており、本市においてもSDGsの目標を踏まえ、施策を推進しております。

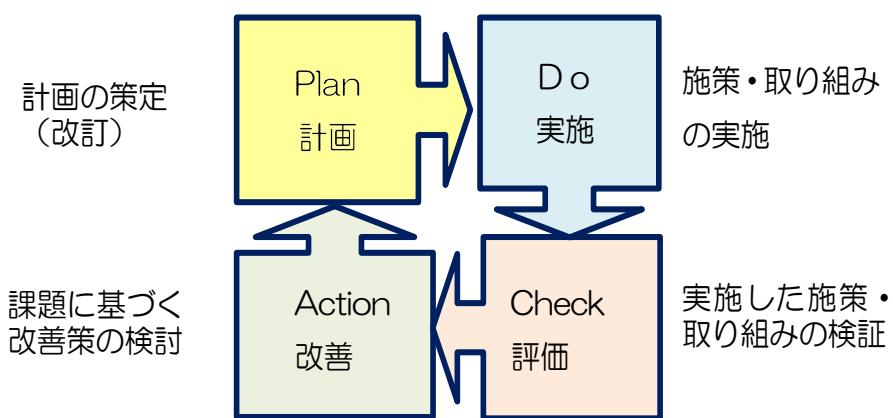
地域福祉の分野では、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」などが地域福祉と特に関連が深いものであり、本計画の推進がSDGsの目標に資するといえます。



(2) 計画の進行管理について

本計画の進捗状況と実効性の検証は、必要に応じて上田市地域福祉審議会で行います。

また、地域福祉計画庁内プロジェクトチームにおいても、定期的に計画の検証を行い、必要に応じて、上田市地域福祉審議会で計画の見直しを行います。



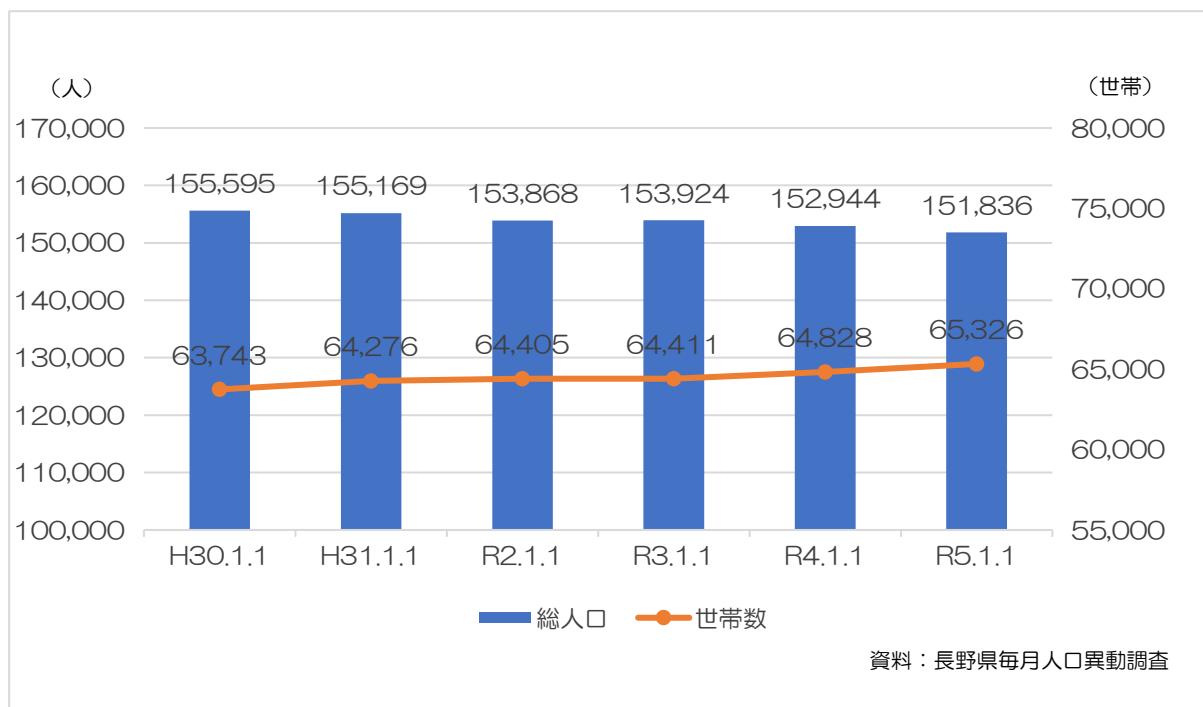
第2章 地域福祉の現状と課題

1 上田市の地域福祉を取り巻く状況

(1) 少子高齢化の進行

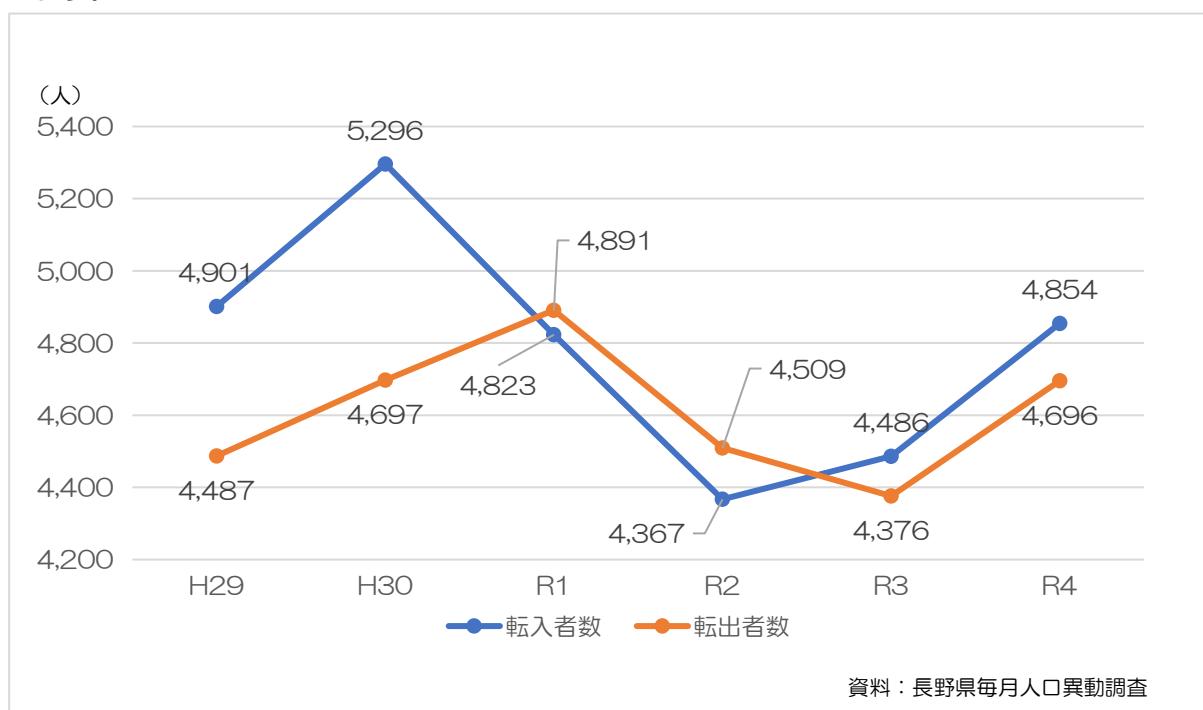
①人口等の推移

令和5年1月1日現在の上田市の総人口は、151,836人でゆるやかな減少傾向が続いています。一方、世帯数は微増しています。



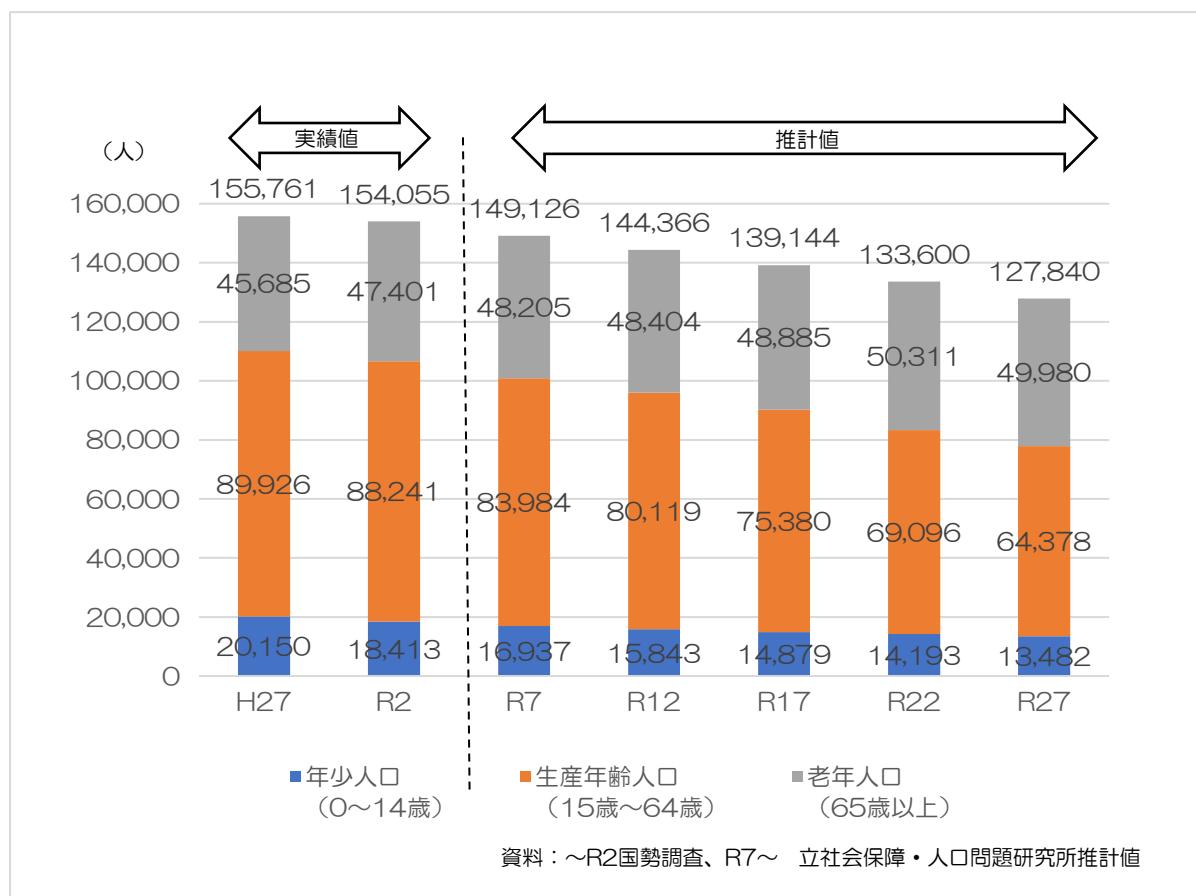
②転入・転出の状況

令和元年と2年は転出者が転入者を上回っているが、それ以外は転入者が転出者を若干上回っています。



③少子高齢化の進行

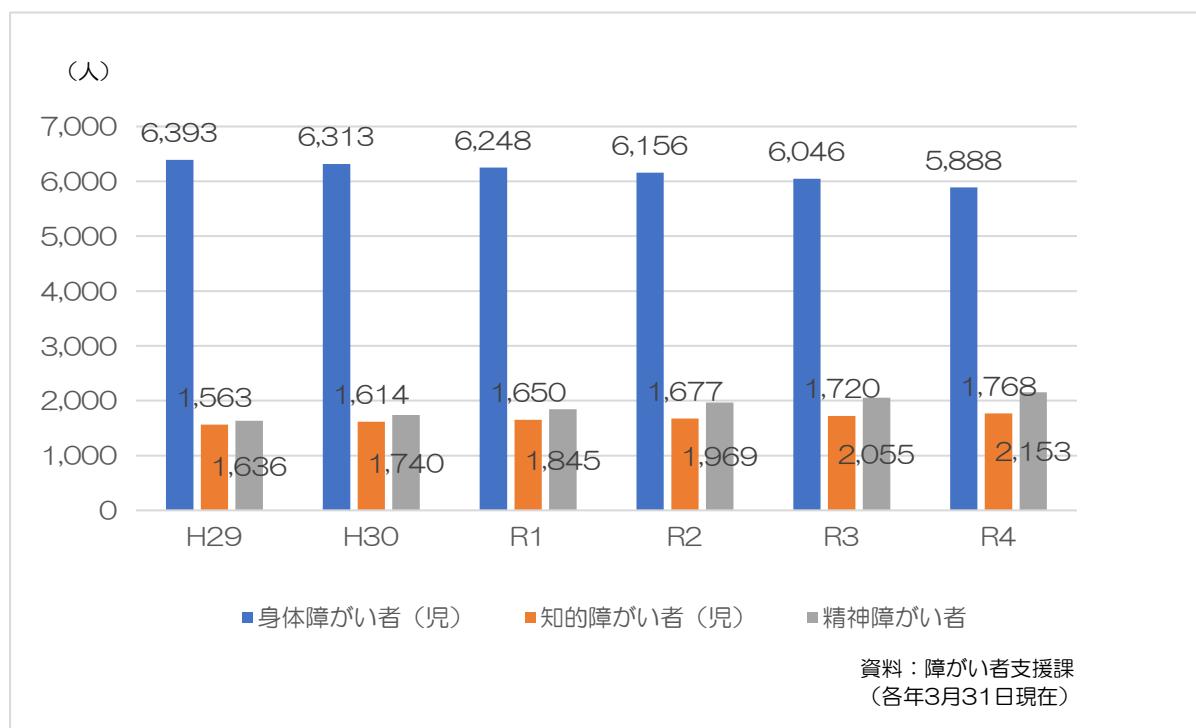
調査機関の推計では、年少人口と生産年齢人口は減少し続ける一方で、老人人口は令和22年まで増加します。総じて全体の人口は減少し続けると予想されます。



（2）支援対象者の推移

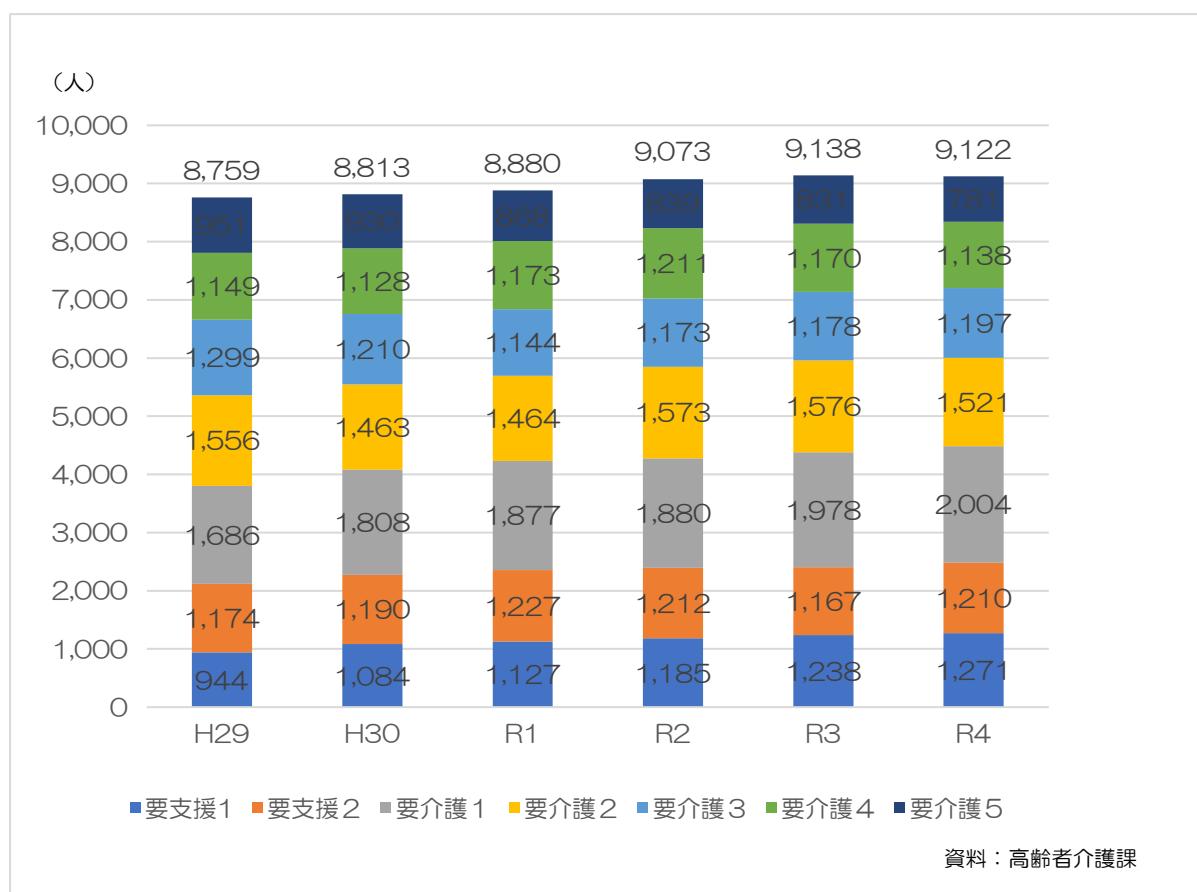
①障がい者手帳所持者数の推移

身体障がい者は減少傾向にある一方で、知的障がい者と精神障がい者は増加傾向にあります。



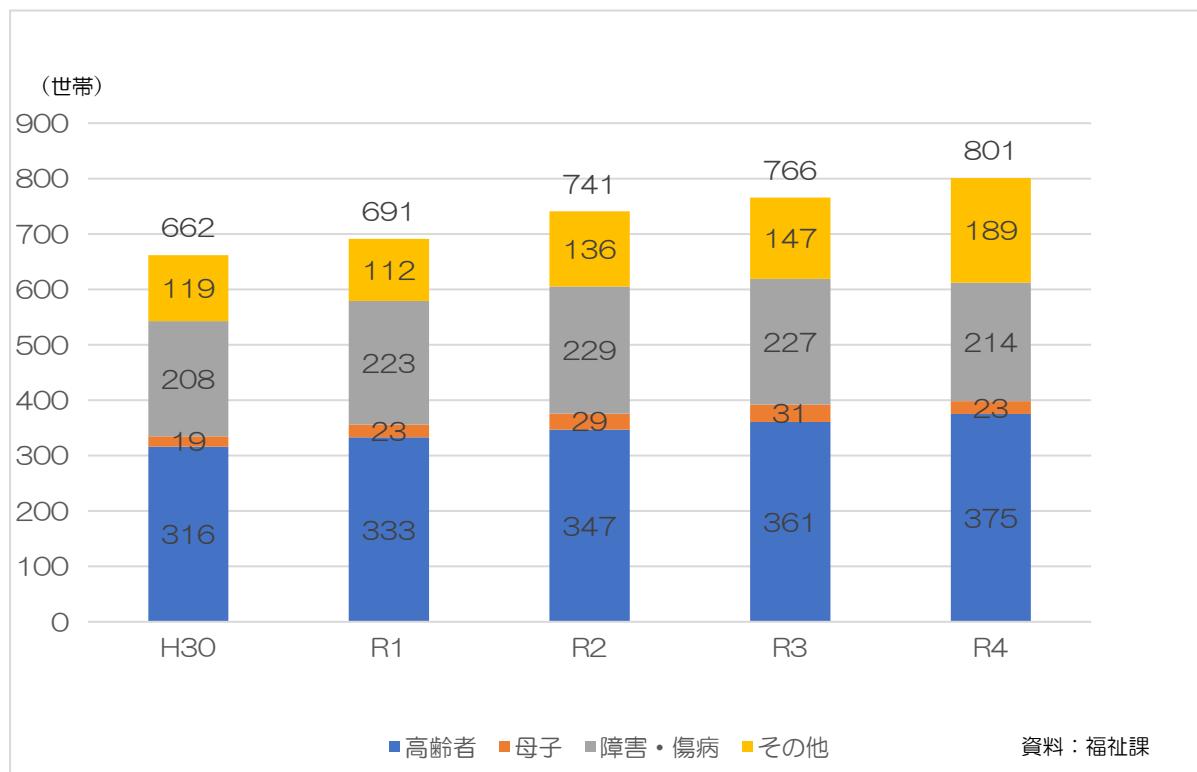
②要支援・要介護認定者数の推移

軽度の区分である要支援 1 の認定者が増加傾向にある一方で、最も介護度の重い要介護 5 の認定者は減少傾向にあります。要支援と要介護を合わせた認定者数全体としては増加傾向にあります。



③生活保護

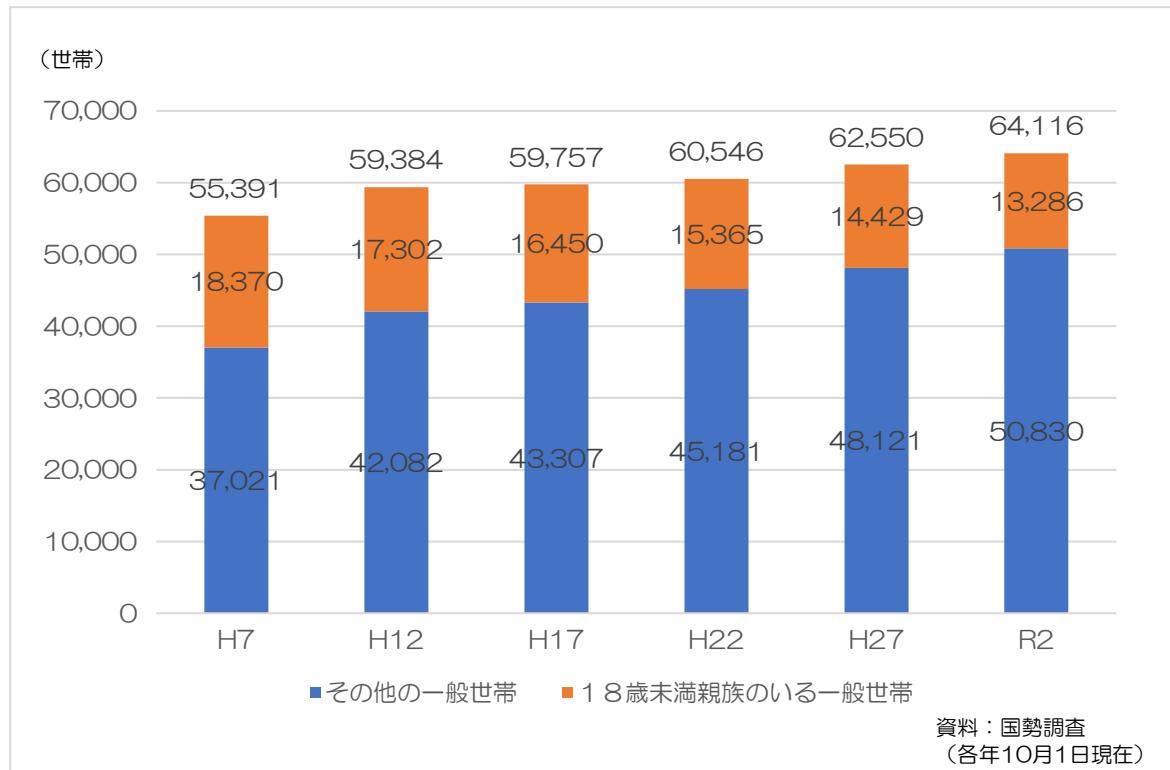
生活保護受給世帯数は増加しています。特に高齢者世帯が増加傾向にあります。



(3) 世帯構造の変化

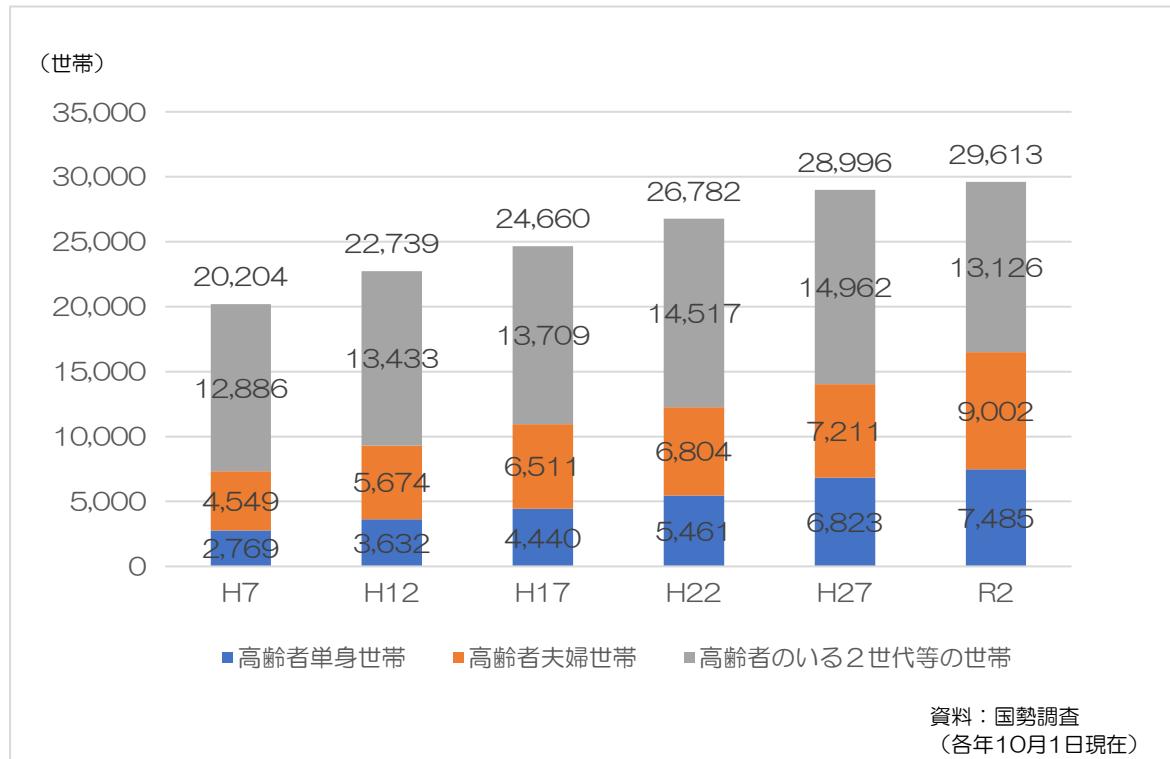
①世帯数の推移

全体の世帯数は増加していますが、18歳未満の親族のいる世帯数は減少しています。18歳未満親族のいる世帯は、平成7年には総世帯数の33.1%を占めていましたが、令和2年には20.7%となっています。



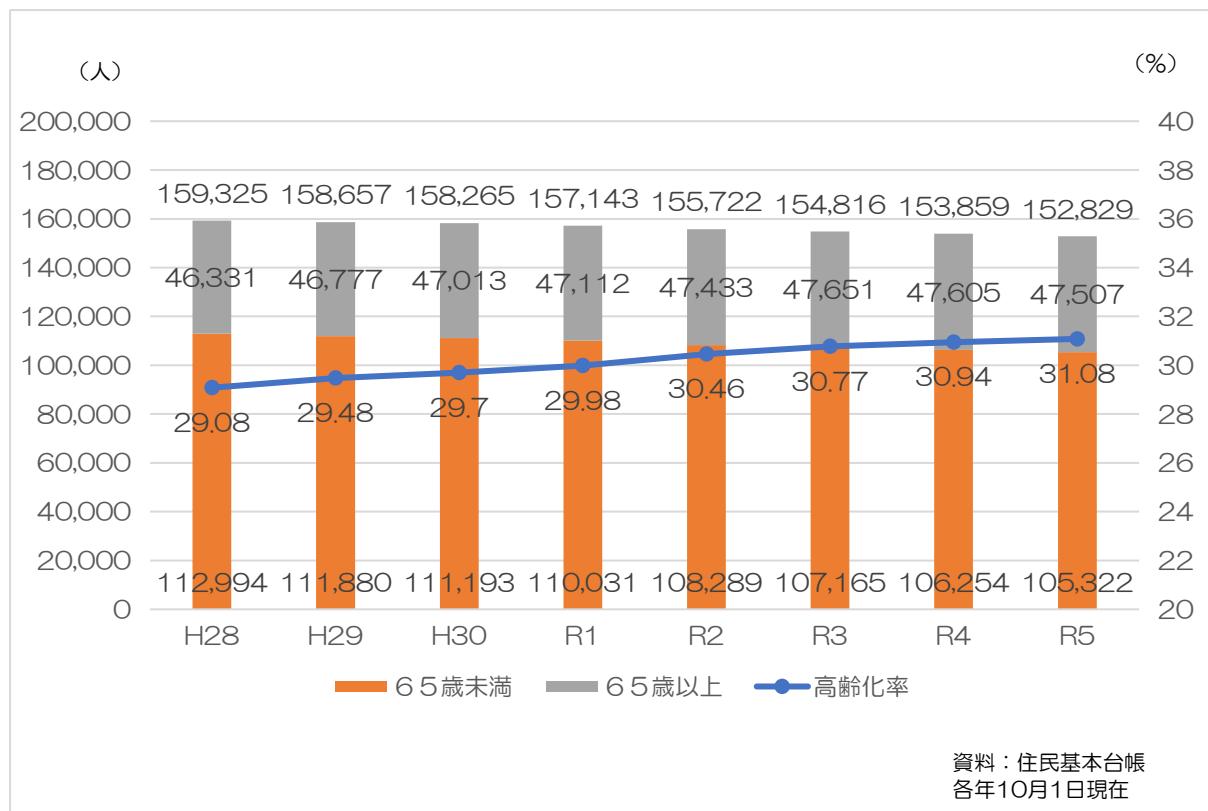
②高齢者世帯の状況

高齢者のいる世帯は増加しています。特に高齢者単身世帯と、高齢者夫婦世帯が増加しています。



③高齢化率

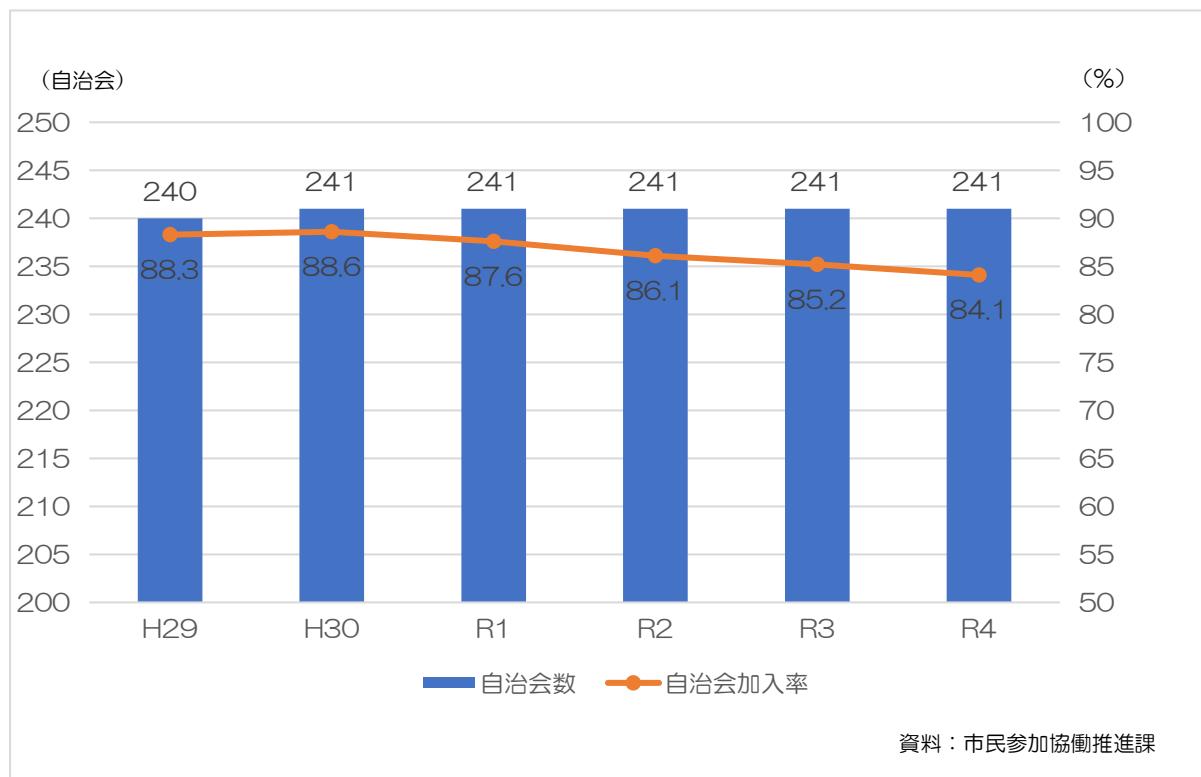
平成 28 年から、令和 5 年の 7 年間で高齢化率は 2.0 ポイント上昇しており、高齢化が進んでいます。



(4) 自治会の状況

①自治会加入率

自治会加入率は平成 30 年以降減少傾向にあります。



2 第3次地域福祉計画の評価

(1) 計画の検証

平成31年度から令和5年度までの5年間を計画期間として第3次計画を策定し、基本理念である「ともに支え合い 健幸でいきいきと生活できる 安心の地域社会の実現」の実現に向けて取り組みを進めてきました。第4次計画を策定するにあたり、以下に示す4段階を設定し、第3次計画の達成状況を担当課で自己評価を行いました。

【評価基準】

- | | |
|--------|--------------------|
| A：順調 | 計画を上回る成果が得られているもの |
| B：概ね順調 | 概ね計画通りの成果が得られているもの |
| C：停滞 | 進捗が計画を下回るもの |
| D：下降 | 進捗が大幅に計画を下回っているもの |

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

施策	項目数	評価			
		A	B	C	D
1 市民への情報提供の充実	5		5		
2 担い手となる人材の発掘と育成	5		5		
3 地域福祉の意識の醸成	5		5		
4 募金・寄付等の取り組みの推進	4		4		

基本目標2 支え合いを広げる地域づくり

施策	項目数	評価			
		A	B	C	D
1 地域福祉のネットワークづくり	8		8		
2 連携と協働による地域づくり	12		12		
3 地域活動への支援	3		3		

基本目標3 地域福祉を推進する体制づくり

施策	項目数	評価			
		A	B	C	D
1 分野横断的体制づくり	5	4	1		
2 相談体制の充実	8		8		
3 子ども・子育ての支援体制の充実	20	10	10		
4 権利擁護を推進する体制づくり	12	2	10		
5 新たな課題に対応した体制づくり	18	1	17		

基本目標4 安心して暮らせる地域づくり

施策	項目数	評価			
		A	B	C	D
1 防災、防犯体制とバリアフリー等を整えた安全な地域づくり	5		5		
2 支援を必要とする人が安心して暮らせる地域づくり	6		6		
3 健康で安心して暮らせる地域づくり	4		4		

上記の結果から、「A 計画を上回る成果が得られているもの」については、子ども・子育て支援体制の充実を図る施策のうち、保育施設の整備、保育サービスの充実、「ひろば事業」や各種講座の実施、また、地域の子育て関連団体のネットワーク強化、児童虐待等への対策、ひとり親家庭の学習支援事業などの子どもの貧困対策といった事業が挙げられ、一定の成果が得られたと考えられます。

(2) 第4次計画に向けての課題・必要性等

第4次計画に向けての課題・必要性等については、自己評価と同様に4段階を設定し、担当課で評価しました。

【評価基準】

- | | |
|---------|------------------------|
| A：拡大・充実 | 今後、施策内容の量・質を拡大させていく事業 |
| B：継続 | 現状を維持していく事業 |
| C：縮小 | 縮小又は今後廃止を検討する事業 |
| D：廃止・休止 | 必要性、有効性の観点から、廃止・休止する事業 |

基本目標1 地域福祉を担う人づくり

施策	項目数	評価			
		A	B	C	D
1 市民への情報提供の充実	5		4		1
2 担い手となる人材の発掘と育成	5	2	3		
3 地域福祉の意識の醸成	5		5		
4 募金・寄付等の取り組みの推進	4		4		

基本目標2 支え合いを広げる地域づくり

施策	項目数	評価			
		A	B	C	D
1 地域福祉のネットワークづくり	8		8		
2 連携と協働による地域づくり	12	2	10		
3 地域活動への支援	3		3		

基本目標3 地域福祉を推進する体制づくり

施策	項目数	評価			
		A	B	C	D
1 分野横断的体制づくり	5	1	4		
2 相談体制の充実	8		8		
3 子ども・子育ての支援体制の充実	20	7	13		
4 権利擁護を推進する体制づくり	12		12		
5 新たな課題に対応した体制づくり	18	1	17		

基本目標4 安心して暮らせる地域づくり

施策	項目数	評価			
		A	B	C	D
1 防災、防犯体制とバリアフリー等を整えた安全な地域づくり	5	4	1		
2 支援を必要とする人が安心して暮らせる地域づくり	6	4	2		
3 健康で安心して暮らせる地域づくり	4		4		

上記の結果から、「A：拡大・充実 今後、施策内容の量・質を拡大させていく事業」については、地域における福祉の担い手の確保、地域活動への支援体制の整備、障がいのある子どもへの支援の充実、再犯防止計画の策定・実施、防災・防犯体制の整備として、災害時要援護者に係る個別避難計画の作成、^{*} 福祉事業者との連携、福祉避難所に係る調整など、多岐にわたる分野において、施策の充実が求められます。

第3章 地域福祉計画の方向性

1 基本理念と基本目標

(1) 基本理念

第3次上田市地域福祉計画では、基本理念を『ともに支え合い 健幸でいきいきと生活できる 安心の地域社会の実現』と定め、計画を推進してきました。この間、社会・経済情勢は変化し、新たな課題や複合的な課題が生まれ、これに対応するため国の法律の改正や新法の施行等がありました。

このような状況を受け、今までの基本理念を念頭におきながら、「第二次上田市総合計画」で定める、上田市の将来像「ひと笑顔あふれ 輝く未来につながる健幸都市」を基調とし、市民の誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを目指し、上田市地域福祉計画における基本理念を、「ともに認め合い、支え合い、自分らしくいきいきと生活できる 地域共生社会 うえだ」とします。

今後、ますます地域社会の協力による、ふれあい・支え合い・助け合いの相互扶助機能や市民活動が必要になってきます。誰もが地域の中で共に関わり合いながら暮らしていることを自覚することにより、生活課題を抱えた方を含め、一人ひとりが自分らしく自立した生活を送ることができます。

■基本理念

「 ともに認め合い、支え合い、自分らしくいきいきと
生活できる 地域共生社会 うえだ 」

(2) 基本目標

基本理念に基づく取組の基本目標を以下の3つとします。

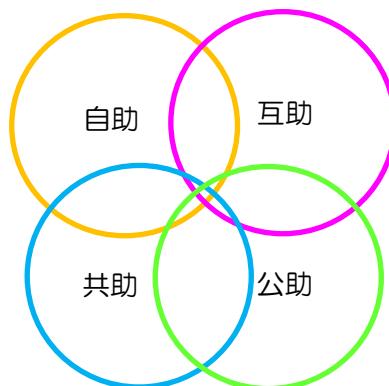
基本目標1	<p style="text-align: center;">地域福祉を支える 人づくり</p> <p>地域福祉を推進するための基礎となる、自分や家族のことは自分や家族で行う「自助」の力や、市民一人ひとりの支え合う力を引き出し、活かす「人づくり」により、地域生活課題を「自分ごと」として考え、行動できる人を増やします。</p>
基本目標2	<p style="text-align: center;">安心して暮らすための地域づくり</p> <p>市民一人ひとりの支え合う力を地域の活力とし、地域それぞれの状況に合わせた「互助」の力を備える「地域づくり」により、誰もが安心して暮らし続けられる地域丸ごとの体制をつくります。</p>
基本目標3	<p style="text-align: center;">さまざまなニーズに対応できる基盤づくり</p> <p>個人や家族、隣近所、地域などが抱える様々な問題・課題に的確かつ柔軟に対応できる「共助」や「公助」の視点に立った「基盤づくり」により、地域共生社会の実現に向けた体制の充実を図ります。</p>

※自助・互助・共助・公助による推進とは

地域福祉の施策を推進するにあたり、「自助・互助・共助・公助」をバランスよく組み合わせることにより、より効果的・効率的に施策の展開を推進します。

自分や家族のことは自分や家族で行う。健康管理や市場サービスの利用など。

介護保険に代表される社会保険制度及びサービス



地域や住民で助け合うこと。サロン活動やボランティア活動など。

行政による支援のこと。生活保護や人権擁護、虐待対策など。

(3) 計画の体系

■基本理念

「ともに認め合い、支え合い、自分らしくいきいきと
生活できる 地域共生社会 うえだ」

■基本目標

1 地域福祉を支える人づくり

2 安心して暮らすための 地域づくり

3 さまざまなニーズに 対応できる基盤づくり

■施策の方向、具体的な施策

(1) 地域福祉の意識醸成

- ① 地域福祉の意識啓発
- ② 福祉学習の推進

(2) 地域福祉の担い手づくり

- ① 地域福祉活動の担い手の確保・育成
- ② 地域活動団体やボランティア団体の活動支援

(1) 住民同士のつながりによる支え合いの支援

- ① 地域における生活課題の把握と解決に向けた体制づくり
- ② 福祉における交流と支え合いの推進

(2) 安全・安心なまちづくり

- ① 地域における防災体制の強化
- ② 安全・安心に暮らすための環境の整備

(1) 包括的な相談・情報提供の基盤づくり

- ① 組織・制度を横断して対応する相談体制づくり
- ② 情報提供体制の強化

(2) 適切な支援につなぐ基盤づくり

- ① 様々な困難を抱えた人への支援の強化
- ② 権利を擁護するための仕組みの構築

※ 「地域づくり」の考え方

「地域」とは単にエリアを指すのではなく、その地域の住民・住民自治組織や自治会などの組織及び生活環境を含む意味で使用しています。

また、担い手や人材の育成、ネットワークづくりについても、この「地域づくり」に含まれています。

第4章 地域福祉施策の展開

基本目標の内容

各目標の施策の担い手を「市民・地域」、「行政」、「社会福祉協議会」としてそれぞれの施策を示しています。

基本目標1 地域福祉を支える人づくり

この基本目標に関連するSDGsの主な目標



(1) 地域福祉の意識醸成

① 地域福祉の意識啓発

市民・地域

- ・市民が主体となって取り組む地域の活動に関心を持ち、その必要性や重要性について考えましょう。
- ・地域での活動や支え合いと地域づくりなどについて知り、体験するための講座やイベントなど様々な機会に積極的に参加しましょう。
- ・募金や寄附など、様々な形での支え合いの活動に関心を持ち、協力しましょう。

行政

◆知る・考える機会を増やす

- ・地域ぐるみの福祉のことや、その中でできることに市民一人ひとりが気づき、具体的な行動がとれるよう、講座やイベントなど、地域福祉について知る、考える機会の充実を図ります。

◆啓発につながる情報提供を充実させる

- ・「広報うえだ」やホームページなどを通じて、地域福祉に関する情報提供の充実を図ります。
- ・自治会や地域住民が集まる機会を通じて、地域福祉に関する情報提供の充実と理解の促進を図り、より効率的な情報提供の方法なども検討します。

社会福祉協議会

◆意識啓発の取組を充実させる

- ・地域福祉の推進を「自分ごと」として捉え、行動する市民を育むための福祉学習の充実を図ります。
- ・様々な人の交流と地域福祉への理解を促すため、「地域ふれあい事業」など、多くの市民が参加し、交流する機会の充実を図ります。^{*}

◆募金・寄附等の取組の推進^{*}

- ・赤い羽根共同募金や善意銀行の趣旨や目的を幅広い世代にわかりやすく周知し、募金や寄附による支え合いの活動への理解の促進を図ります。

② 福祉学習の推進

市民・地域

- ・福祉に関する知識や技能の習得に関心を持ち、学習・体験や情報提供の機会を積極的に活用しましょう。
- ・福祉に関して学んだ知識や情報について、家族や身近な人々、さらには地域全体で共有しましょう。
- ・福祉に関する知識や技能、経験の積極的な活用を図りましょう。

行政

◆学び・体験できる機会を増やす

- ・学校や社会教育、地域での集まりといった様々な場を活用し、出前講座など子どもたちや多くの市民が福祉について学ぶ機会の充実を図ります。
- ・社協が、学校教育や社会教育の中で推進する地域福祉に関わる学習や体験について、連携・協働するとともに支援を推進します。

社会福祉協議会

◆学び・体験できる機会を増やす

- ・市民が気軽に地域福祉について学び・体験できる機会の充実を図ります。
- ・学校教育や社会教育の機会を活用した福祉講演会、福祉体験などの機会の提供によって、福祉学習の充実を図ります。
- ・若い世代を対象とした福祉体験学習の充実やボランティア活動への参加促進を図ります。

(2) 地域福祉の担い手づくり

① 地域福祉活動の担い手の確保・育成

市民・地域

- ・地域活動やボランティア活動に日頃から関心を持ち、日々の暮らしとのつながりを意識するとともに、発信される情報を取得しましょう。
- ・自分の地域の民生委員・児童委員の活動に関心を持ち、積極的に協力しましょう。
- ・活動に直接参加するだけでなく、日常生活の中で「無理なく、できることから」関われる・協力できることを考え、実践しましょう。
- ・地域の誰もが参加しやすく、協力しやすくするために、それぞれの生活様式や体力・経験などに関係なく、これまでのやり方にとらわれない新たな方策について考えましょう。
- ・活動の効率化、役職などの引継ぎの円滑化、運営の透明性の確保など、新たな人材が活動の運営に関わりやすい団体の在り方について考えましょう。

行政

◆人材の育成や技術・知識の取得を支援する

- ・地域福祉を支える担い手の育成や活動支援、福祉に関わる技術・知識の取得支援を推進します。
- ・より多くの市民が地域活動やボランティア活動に関わりやすい環境づくりに向け、市民や地域、関係機関・団体等との連携を図りつつ、これまでのやり方にとらわれない新たな方策の検討を促進します。
- ・「広報うえだ」やホームページなどを通じて、地域での活動やボランティア活動への参加・協力のきっかけづくりに努めます。
- ・地域福祉の重要な担い手である社会福祉協議会の活動を積極的に支援します。
- ・市民のシビックプライド^{*}の醸成に努めるとともに、次代の地域福祉の担い手となる小学生から大学生まで、若い世代の人材育成につなげます。
- ・地域、世代などの状況に応じて、より効率的な情報媒体の活用により、活動の担い手の发掘を促進します。
- ・民生委員・児童委員の活動を支援し、活動しやすい環境づくりに努めます。

社会福祉協議会

◆地域福祉の担い手を育成・支援する

- ・地域福祉を支える人材の交流機会、活動支援の充実を図ります。
- ・各種ボランティア養成講座の充実により、担い手の育成と確保を図ります。

- ・次代の地域福祉の担い手となる小学生から大学生までの若い世代の人材育成を図ります。

② 地域活動団体やボランティア団体の活動支援

市民・地域

- ・地域活動団体やボランティア団体に关心を持ち、活動内容などの情報を積極的に取得しましょう。また、参加・協力できることについて考えてみましょう。
- ・地域活動団体やボランティア団体と積極的に連携し、協働して活動しましょう。

行政

◆団体個々の問題・課題に寄り添う支援を強化する

- ・地域活動団体やボランティア団体が抱える様々な問題・課題解決の支援強化を図ります。
- ・上田市民生委員・児童委員協議会、日本赤十字社長野県支部上田市地区の事務局として、円滑な団体運営を支援します。
- ・民生委員・児童委員協議会への支援を通して、各委員の活動を支援します。

◆情報提供・共有や連携を充実させる

- ・地域活動やボランティア活動への市民の参加・活用につながるように、積極的な情報提供の充実を図ります。
- ・地域活動団体やボランティア団体、社協との情報共有や連携強化について、充実のための支援を推進します。

社会福祉協議会

◆団体の活動を支援する

- ・地域活動団体やボランティア団体の活動に寄り添いながら様々な問題・課題解決の支援強化を図ります。
＊
- ・赤い羽根共同募金を活用し、団体の支援を推進します。

◆情報提供・共有や交流機会を充実させる

- ・ボランティア活動への市民の参加と活用につながる情報提供の充実を図ります。
- ・地域活動団体やボランティア団体の情報発信を支援するとともに、市との情報共有や交流機会の充実を図ります。

基本目標2 安心して暮らすための地域づくり

この基本目標に関連するSDGsの主な目標



(1) 住民同士のつながりによる支え合いの支援

① 地域における生活課題の把握と解決に向けた体制づくり

市民・地域

- ・困りごと・心配ごとや様々な困難を抱えている人、暮らしにくさを感じている人に気づき、気を配り、お互いを尊重し、自分でできることを考えましょう。
- ・地域における生活課題について、地域全体で解決することを意識し、そのために住民が集い、話し合い、情報を共有する機会に積極的に参加・活用しましょう。
- ・暮らしの中や地域での困りごと・心配ごとを相談しやすい地域づくり、地域における生活課

題の把握と解決に地域住民が関わりやすい体制づくりを考えましょう。

行政

◆自治会等の主体的活動を支援する

- ・自治会等を中心として、地域の中の困りごと・心配ごとを地域の生活課題として認識し、解決を図るための仕組みづくりを支援します。

◆多様性の尊重に関する理解を促進する

- ・国籍や文化の違い、障がい・疾病等の有無に関わらず、互いに認め合い、尊重して地域で暮らすために、多文化交流の推進や理解の促進等を支援します。
- ・「第4次上田市男女共同参画計画」に基づく取組の推進を図ることにより、LGBTQ^{*} をはじめとする多様な背景を持つ人への配慮や理解促進に取り組みます。

社会福祉協議会

◆地域福祉を支える体制を強化する

- ・各地区における生活支援コーディネーターの活動支援を行います。
- ・自治会や住民自治組織との連携・協働を推進します。
- ・民生委員・児童委員協議会との連携を強化し、地域における福祉ニーズの早期把握と解決に向けた取組を図ります。
- ・地区社協や支部社協の活動を支援します。

◆住民同士がつながる機会を充実させる

- ・地域ふれあい事業を通じて、地域住民が交流し、理解を深める機会の充実を図ります。
- ・相互に支え合い人ととのつながりが生まれる地域づくりを推進し、孤立・孤独の解消に努めます。

② 地域における交流と支え合いの推進

市民・地域

- ・自分が暮らす地域に关心を持ち、住民同士のあいさつや声掛けなどの交流が自然にできる地域づくりを目指しましょう。
- ・地域で支援を必要としている人に気づき、自分ができることを考え、できることから実践しましょう。
- ・自治会などの地域活動を通じて、地域住民が抱える困りごと・心配ごとなどの早期把握と地域の生活課題として解決を目指しましょう。
- ・地域住民同士のコミュニケーションが円滑に図られるように、様々な機会を通じて働きかけましょう。

行政

◆地域包括ケアシステムを深化する

- ・子どもや障がいのある人、高齢者など、誰もが住み慣れた地域で自分らしく暮らしていくように、医療・介護・介護予防・住まい・自立した日常生活・社会参加・就労などの支援が、切れ目なく一体的に提供できる「地域包括ケアシステム」の深化を図ります。
- ・生活支援体制整備事業の充実を図ります。

◆支え合いの連携を促進する

- ・多世代が集い、交流することができるような拠点を設けて、地域で活動する様々な団体や組織の連携を促進します。

◆市民の心身の健康を維持する

- ・誰もが地域で健やかに安心して暮らし続けられるように、「上田市民健康づくり計画」に基づき、切れ目のない心身の健康づくりを推進します。
- ・健康づくりや介護予防の機会を通じて、地域住民の交流を促進します。

社会福祉協議会

◆支え合いを促進する*

- ・市内の地区社協それぞれの地域特性に即した活動のさらなる活性化を図ります。
- ・地域住民が主体となって活動する支え合いの拠点づくりの取組を支援します。

(2) 安心・安全なまちづくり

① 地域における防災体制の強化

市民・地域

- ・自分が暮らす地域の災害リスクを知り、家族や身近な人と情報を共有しましょう。
- ・災害発生時に地域で起こりうる問題を把握し、地域住民で共有しましょう。
- ・防災訓練や地域ぐるみで行う防災・防犯活動に積極的に参加しましょう。
- ・避難時に支援が必要な人を地域で把握し、避難や支援方法の情報を共有しましょう。

行政

◆災害に強い体制を整える

- ・「上田市災害ハザードマップ」や「上田市地域防災計画」を活用した防災意識の向上や避難場所などの周知徹底、防災訓練の参加促進を図ります。
- ・行政・住民が協働して作成する「個別避難計画」について、市内全地区での策定を促進するとともに、これを活用した防災意識の向上を図ります。
- ・避難時に支援が必要な市民の名簿(要支援者名簿)についての周知と登録促進に努めるとともに、支援関係者に対して名簿の適切な取り扱いの周知徹底を図ります。
- ・災害時の要支援者の避難対応体制の強化を図るため、要支援者の特性に配慮した福祉避難所の設置等の環境整備に努めるとともに、情報を共有します。
- ・災害時に関係機関・団体による連携体制を確保できるように、防災訓練や情報の共有化など、平時からの備えを徹底します。
- ・社会福祉協議会と連携して、災害時のボランティアセンターの開設や災害救援ボランティア活動の参加促進、市内外からの災害救援ボランティア受け入れ体制の強化を図ります。

社会福祉協議会

◆災害に備える*

- ・市、自治会と連携し、住民支え合いマップの活用を推進します。
- ・市と連携して災害救援ボランティア活動の参加を促進し、防災訓練などを通して、災害発生時に迅速な対応ができるよう備えます。
- ・災害時には、災害救援ボランティアセンターの開設や、市内外からの災害救援ボランティアの受け入れ体制の強化を図ります。
- ・災害による被害を受けた市民への迅速な対応と、生活再建に向けた支援に努めます。

② 安全・安心に暮らし続けるための環境の整備

市民・地域

- ・住み慣れた地域で暮らし続けるために、どのようなことが必要なのか、どのような仕組みや制度があるのかに关心を持ち、地域の生活課題について考えましょう。
- ・将来も公共交通が利用できるように、別所線や路線バスなどを積極的に利用することと合わせて、その維持や活用についても考えましょう。
- ・歩きやすい道路を維持していくための地域活動に、積極的に関わりましょう。

行政

◆誰もが自由に移動できる公共交通をつくる

- ・自家用車を使わなくとも誰もが自由に移動でき、買い物や通院などがしやすくなるように、
オンデマンド交通サービスなど、地域の実情に合った移動手段の確保と情報提供の充実を図ります。
- ・福祉の視点から、公共交通の維持や活用について、地域で検討する機会の創出を支援します。

◆道路や施設のユニバーサルデザイン化を進める*

- ・徒歩での安全な移動や、健康づくりのために楽しく歩ける環境づくりに向け、「上田市都市計画マスタープラン」などを踏まえつつ、歩行者空間の確保とユニバーサルデザインの導入を推進します。
- ・公共施設や都市公園といった市民が集う場でのトイレなどの施設整備・更新にあたって、
ユニバーサルデザインの導入を推進します。

社会福祉協議会

◆暮らしやすさを支援する

- ・高齢者や障がい者、一時的に歩行や日常生活を営むことが困難になった方へ、車いす等の貸与や福祉移送サービスなどの支援を行います。
- ・地域住民の助け合いによる生活援助の担い手の育成を図ります。

基本目標3 さまざまなニーズに対応できる基盤づくり

この基本目標に関連する SDGs の主な目標



(1) 包括的な相談・情報提供の基盤づくり

① 組織・制度を横断して対応する相談体制づくり

市民・地域

- ・福祉に関する施設やサービス、相談先に关心を持ち、家族や身近な人と情報を共有しましょう。
- ・困りごと・心配ごとができる時、ひとりで抱えず相談して解決する、また、周りの人の困りごと、心配ごとの相談にのり、必要な支援や相談機関につなげられるよう心がけましょう。
- ・暮らしの中や地域での困りごと・心配ごとを相談しやすい地域づくり、地域における生活課題の把握と解決に地域住民が関わりやすい体制づくりを考えましょう。

行政

◆「地域住民の想いを受け止める」相談支援体制をつくる*

- ・「重層的支援体制整備事業」の一部である「包括的な相談支援」体制の整備を目指し、行政内の組織を横断して分野や制度の枠組みにとらわれることなくあらゆる相談を受け止め、その先の支援や所管部署などにつなぐ、「地域住民の想いを受け止める」相談体制の構築を図ります。
- ・相談体制の構築にあたって、社協や関係機関・団体との連携・協働とそれぞれの位置づけ、役割分担の検討を進め、適切な運用を目指します。

社会福祉協議会

◆「地域住民の想いを受け止める」相談体制を強化する

- ・市や関係機関・団体との連携により、「地域住民の想いを受け止める」相談体制の構築と適切な運用に努めます。
- ・様々な課題の解決に取り組むため、市内の社会福祉法人やNPO法人、ボランティア団体、自治会などとの連携強化を図ります。
- ・複雑多様化した相談を受け止め、相談者に寄り添いながら解決に向け関係機関につなぐ、切れ目のない支援を目指します。

(2) 情報提供体制の強化

市民・地域

- ・市や社協の広報紙やホームページなどを通じて提供される情報に关心を持ち、家族や身近な人と情報を共有しましょう。
- ・広報うえだや回覧板など、より身近な媒体による情報には特に关心を持ちましょう。

行政

◆情報の質・量をともに充実させる

- ・「広報うえだ」や市ホームページ、一斉メール配信、LINEなどを活用して、相談窓口や福祉サービスなど、地域福祉に関わる情報提供の充実を図ります。
- ・デジタル技術の活用を検討し、様々な地域福祉に係る課題への解決に取り組みます。

◆情報の見やすさ・わかりやすさを重視する

- ・より見やすく、わかりやすく、探しやすい情報提供ができるよう努めるとともに、SNS^{*}の活用など、様々な媒体や手法の検討と活用を図ります。

社会福祉協議会

◆活動や福祉事業の情報提供を充実させる

- ・「社協うえだ」や社協ホームページを活用し、社協の活動や福祉事業に関する情報提供の充実を図ります。
- ・市や関係機関・団体等との連携・協働により、より効果的に充実した情報提供に努めます。
- ・SNSの活用を進めます。

(2) 適切な支援につなぐ基盤づくり

① 様々な困難を抱えた人への支援の強化

市民・地域

- ・困りごと・心配ごとができた時、ひとりで抱えず相談して解決する、また、周りの人の困りごと・心配ごとの相談にのり、必要な支援や相談機関につなげられるよう心がけましょう。
- ・相談対応や支援、福祉サービスの利用を必要な人が、適切な対応とサービスを受けられるように、声かけや情報の提供を心がけましょう。
- ・困りごと・心配ごとや様々な困難を抱えている人、暮らしにくさを感じている人を地域で見守り、支え合いの行動を促すとともに、必要に応じて行政や関係機関・団体との連携を図りましょう。

行政

◆「制度の狭間」への対応を強化する

- ・行政内の関係する部署、様々な関係機関・団体との連携や情報を共有できる体制を構築し、「地域住民の想いを受け止める」相談体制によって、これまでの制度の枠組みでは対応が難

しい「制度の狭間」の状況にある人たちの早期把握と、課題の解決に向けた対応・支援を強化します。

◆生活困窮者の自立を支える

- ・生活困窮者など、社会的な自立支援が必要な人やその家族について、行政の関係する部署や機関・団体との連携をより強化し、学習支援や住宅セーフティネット制度の活用など、個々の対象者が必要とする支援に迅速かつ的確につなげられるよう努めます。
- ・生活困窮世帯について、子どもの学習支援をはじめ、日常的な生活習慣や育成環境の改善に関する助言など、子どもと保護者の双方に必要な支援を推進します。
- ・ひきこもり状態にある人やその家族について、自立に向けた相談対応や就労などの支援を推進します。
*・孤独・孤立対策推進法における施策を推進します。

◆困難を抱える子どもへの支援を図る

- ・社会的養育の必要な子どもや、ヤングケアラー・不登校児など、様々な困難を抱える子どもたちが、将来に夢と希望をもって成長できるように関係機関等と連携し、情報収集を行うなどスキルの向上に努め、ケースに応じた適切な支援を行います。

◆犯罪・再犯を防ぐ

- ・地域、学校、事業者、警察、消防など、多様な主体との連携による防犯意識の高揚や防犯活動の推進を図ります。
- ・刑を終えて出所した人や執行猶予の判決を受けた人、さらにその家族などが、社会において孤立することなく暮らせるように、「上田市再犯防止推進計画」を策定し、これに基づく取組を推進します。(⇒ 第5章)
- ・地域における更生保護の担い手である上田地区保護司会の活動を支援します。

◆自殺を防ぐ

- ・「上田市自殺対策計画」や「第4次長野県自殺対策推進計画」に基づく取組の推進と、県・関係機関・団体等との連携強化を図ります。

◆子育て世帯を支援する

- ・「上田市子ども・子育て支援事業計画」に基づく取組の推進を図ることにより、個々の世帯のみではなく、地域全体で健やかに子どもを育む環境づくりを促します。

社会福祉協議会

◆「制度の狭間」への対応を強化する

- ・関係機関・団体との連携・協働により、「制度の狭間」にある人のニーズや状況の把握に努めるとともに、
*適切な対応に向けた体制を強化します。
- ・ケアリーバーへの支援に取組みます。

◆困難を抱える人を支援する

- ・生活の困窮などによって、安心して日常生活をおくることが困難な人が適切な支援を受けられるように、支援体制の強化を図ります。
- ・市をはじめとする関係機関・団体と連携して、虐待や犯罪、自殺などの未然防止や早期把握に努めます。

② 権利を擁護するための仕組みの構築

市民・地域

- ・人権教育・啓発の機会を積極的に活用し、人権についての正しい理解と行動を身につけましょう。
- ・DVや虐待などの疑いがある場合、早期にしかるべき機関へつなぎ、あらゆる暴力、虐待を許さない地域づくりを目指しましょう。^{*}
- ・成年後見制度や日常生活自立支援事業など、権利を守るために制度について関心を持ちましょう。
- ・人権教育・啓発や権利を守るために制度に関する情報共有や、DV・虐待の早期把握、深刻化防止のための認識共有を地域全体で図りましょう。

行政

◆判断能力を十分に發揮できない人の権利を守る

- ・認知症、知的障がいや精神障がいなどにより判断能力に不安がある人の権利を擁護し、地域で安心して暮らし続けられるように、「上田市成年後見制度利用促進計画」を策定し、法律の専門家などと連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の円滑な利用を支援するとともに、制度や事業の周知による市民の理解を図ります。(⇒ 第6章)
- ・権利擁護が必要な人の早期の把握・相談対応に努めるとともに、関係機関・団体との連携・協働のもと、日常的な見守りや必要な支援ができる地域連携のネットワーク構築と適切な運用を図ります。

◆虐待を防ぐ

- ・関係機関・団体との連携・協働を強化し、高齢者、障がい者、子どもなどへの虐待の防止と早期の把握や保護、適切な支援などの迅速な対応に努めます。

社会福祉協議会

◆日常生活における自立を支える

- ・法律の専門家などとの連携を強化し、成年後見制度の周知と利用促進に努めます。
- ・日常生活自立支援事業の周知・啓発を行い、事業を必要とする人の円滑な利用を促進します。

第5章 上田市再犯防止推進計画

■ 目的

犯罪や非行をした人は、地域社会で生活する上で様々な課題を抱えることがあります。そのような人たちが社会的に孤立することなく、円滑に社会復帰できるように継続的な支援と、そのための環境を整えることによって再犯を防止し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

1 位置づけ

「上田市再犯防止推進計画」は、「再犯の防止等の推進に関する法律」（以下、再犯防止推進法）第8条第1項に示された、「市町村における再犯の防止等に関する施策の推進に資する計画」にあたります。

また、計画の期間について、「第4次上田市地域福祉計画・上田市地域福祉活動計画」と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

2 対象

再犯防止推進法第2条第1項で定める「犯罪をした者等」（犯罪をした者又は非行少年（非行のある少年をいう。以下同じ。）若しくは非行少年であった者）を対象とします。

3 現状と課題

◇平成28年12月に「再犯防止推進法」が施行され、都道府県・市町村は、「再犯防止推進計画」を勘案し、当該都道府県または市町村における再犯の防止などに関する施策の推進に関する計画の策定に努めることとなりました。

◇長野県は令和5年3月に「第2次長野県再犯防止推進計画」（計画期間：令和5年度～令和9年度）を策定し、犯罪や非行をした人の社会復帰に向けた立ち直り支援の取組などについて、市町村、関係機関・団体との連携を強化することを示しています。

◇全国的にみると、刑法犯の認知件数は減少傾向にある一方、再犯率（刑法犯検挙人数に占める再犯者の人数の比率）は上昇傾向を示しています。

4 取組

◆「長野県再犯防止推進計画」と連携した取組を進める

- ・「長野県再犯防止推進計画」で示された、市町村として行うべき取組や連携について、積極的にその推進を図ります。

◆再犯防止等に関する周知・啓発を進める

- ・すべての国民が犯罪や非行の防止と、犯罪や非行をした人の改善更生について理解を深め、犯罪や非行のない地域社会を築くための全国的な運動である「社会を明るくする運動」を主とした啓発活動に取り組み、毎年7月の再犯防止啓発月間を中心に、市民の再犯防止に関する周知と啓発を図ります。

◆更生保護事業を支援する

- ・上田市における更生保護の拠点である「上田地区更生保護サポートセンター」への支援を行います。

◆保護司との連携を強化する

- ・「上田地区保護司会」と緊密な情報共有などを通し、連携を強化することで、保護司をはじめとする更生保護ボランティアを支援します。

◆民間協力者・団体等との連携を強化し、活動を支援する

- ・上田地区保護司会をはじめ、上田地区更生保護女性会や上田地区協力雇用主会、非行防止のため

- *
- の活動を行うボランティア団体や協力者、社協及び地方検察庁、保護観察所などとの連携を強化します。
 • 保護司をはじめとする更生保護ボランティアの安定的確保に努めます。

◆保健医療・福祉サービスの利用を促進する

- 高齢者や障がいのある人で保健医療・福祉サービスが必要な場合には、「第4次上田市地域福祉計画・上田市地域福祉活動計画」の考え方則り、地域や関係機関・団体と連携して適切な支援を実施します。

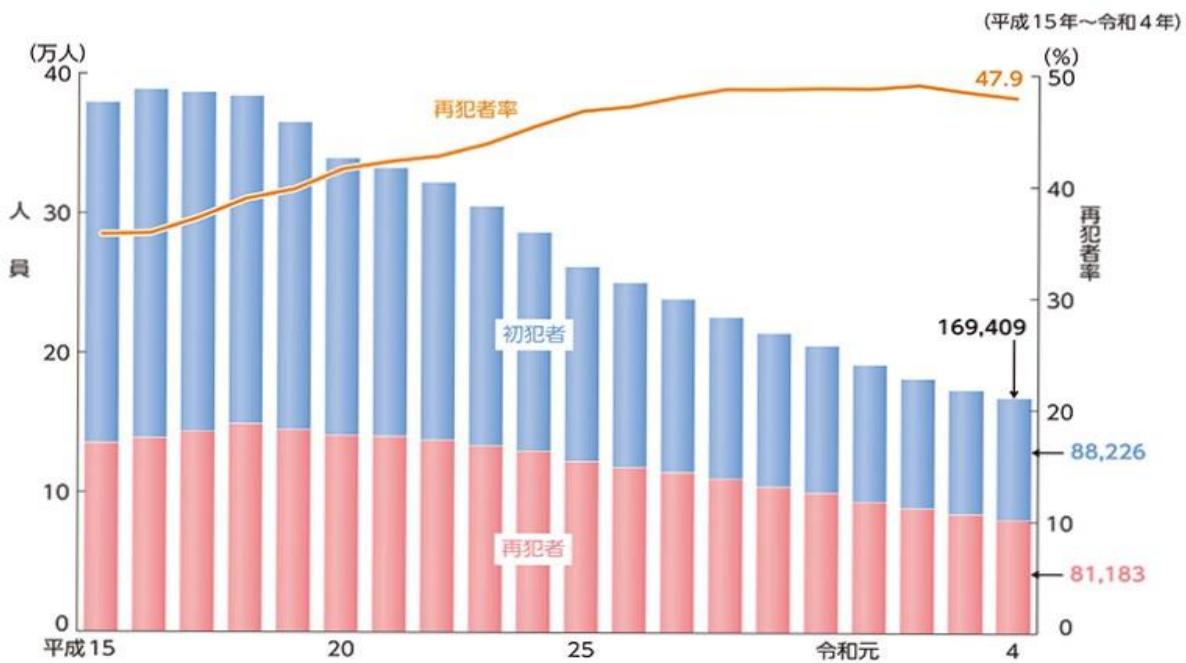
◆就労・住居の確保とそのための関係機関・団体との連携を強化する

- 公共職業安定所（ハローワーク）との連携を強化し、それぞれの状況に即した就労の促進と、就労先の確保に努めます。
- 長野県地域生活定着支援センター等と連携し、就労の支援や住まいの確保を行い、地域への定着を促します。
- 市として、保護観察所に登録した協力雇用主の地域貢献が考慮される入札制度について検討を進めます。

◆学校等と連携して修学を支援する

- 指導上の問題や通学に対して困難を抱えている児童・生徒を対象に、県・市教育委員会や高等学校、小・中学校と連携し、必要な支援を推進します。また、学習支援などの取組への支援を強化します。

刑法犯 検挙人員中の再犯者人員・再犯者率の推移



注 1 警察庁の統計による。

2 「再犯者」は、刑法犯により検挙された者の中、前に道路交通法違反を除く犯罪により検挙されたことがあり、再び検挙された者をいう。

3 「再犯者率」は、刑法犯検挙人員に占める再犯者の人員の比率をいう。

資料：令和5年版 犯罪白書

第6章 上田市成年後見制度利用促進計画

■ 目的

認知症や知的障がいその他の精神上の障がいがあることにより、判断能力を十分に発揮できない人の権利が擁護され、安心して暮らすために法的に支える制度が成年後見制度です。そこで、その適切な利用を促進し、誰もが安心して暮らし続けられる社会を地域全体でつくることを目的とします。

1 位置づけ

「上田市成年後見制度利用促進計画」は「成年後見制度の利用促進に関する法律」（以下、成年後見制度利用促進法）第14条に示された、市町村における「成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画」にあたります。

また、計画の期間について、「第4次上田市地域福祉計画・上田市地域福祉活動計画」と同じ設定とし、あわせて進行管理を行います。

2 対象

認知症、知的障がい、精神障がい、高次脳機能障がいなどの精神上の障がいがある人、自己の行為の結果について認識し、判断する精神的能力（事理を弁識する能力）が低下している人を制度の対象（被後見人）とします。
*

3 現状と課題

- ◇平成28年5月に「成年後見制度利用促進法」が施行され、市町村は、国の「成年後見制度利用促進基本計画」を勘案し、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めることとなりました。
- ◇認知症の症状のある人や障がいのある人の増加に伴い、成年後見制度などの利用が必要な人の増加も見込まれています。そこで、支援が必要な人を早期に把握し、速やかに必要な支援につなぐための体制の構築と、その中核となる機関の整備が重要です。
- ◇誰かに財産管理などを任せることへの不安を受け止めるとともに、制度を正しく理解し、安心して利用できるよう、周知と啓発に努めることが必要です。
- ◇成年後見制度へのニーズが全国的に高まる中、後見人などになった親族への支援体制の構築が望まれています。

4 上田市における取組について

◇上小圏域成年後見支援センターについて

高齢者や障がい者の生活や権利を保護・支援するために、成年後見制度や権利擁護に関する相談受付、後見申立支援、制度の普及啓発などを総合的に実施するセンターを、平成24年度から東御市・長和町・青木村と共同（上小圏域4市町村）で、上田市社会福祉協議会に業務委託し、実施しています。

これまで、成年後見支援センターでは「相談業務」、「広報機能」、「成年後見制度利用促進機能」、「地域連携ネットワークの構築」「地域の権利擁護の推進」及び「後見人支援機能」に取り組んできました。

また、令和3年度からはセンターを「中核機関」と位置づけ、それぞれの取組の強化を進めております。

5 今後の取組

◆成年後見制度の普及促進

- ・成年後見制度などについて、パンフレットや広報誌、ホームページ等、様々な媒体、機会を通じて広く市民への周知を図ります。

◆成年後見制度の利用に向けた支援を充実させる

- ・必要な人が利用できるための支援を行うとともに、市民後見人の育成等、市民が主体となった成年後見制度支援を促進します。
- ・成年後見制度などの利用が必要な状況でありながら、本人や親族が申し立てを行うことが難しい場合などに、後見等開始の審判を市長が家庭裁判所に申し立てる、市長申立の適切な活用を図ります。

◆地域連携ネットワークの機能を強化する

- ・認知症や障がいなどにより権利擁護支援が必要な人の地域における見守りや早期把握の活動を支援するとともに、必要な支援への的確につなぐための機能確保に努めます。
- ・法律の専門家や家庭裁判所との連携を特に強化し、地域の様々な関係者による連携ネットワークのさらなる機能強化を図ります。

◆社会福祉協議会との連携

- ・社協が実施する日常生活自立支援事業の利用者について、成年後見制度などの利用が適当な場合の制度への円滑な移行を、社協と連携して推進します。

資料編

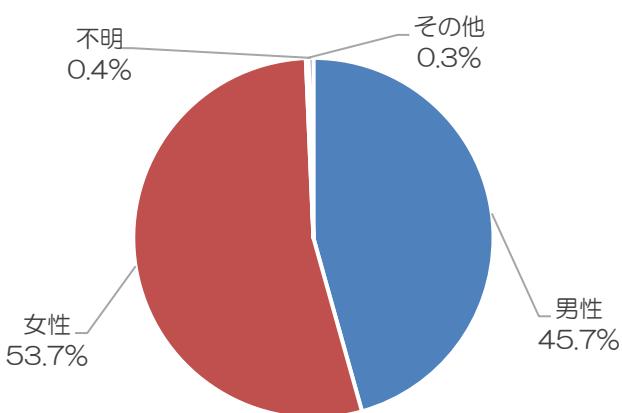
- 1 地域福祉に係るニーズ調査の結果
- 2 第4次上田市地域福祉計画の策定経過
- 3 第4次上田市地域福祉計画策定(参画)組織
- 4 用語解説

1 地域福祉に係るニーズ調査の結果

◆個人調査

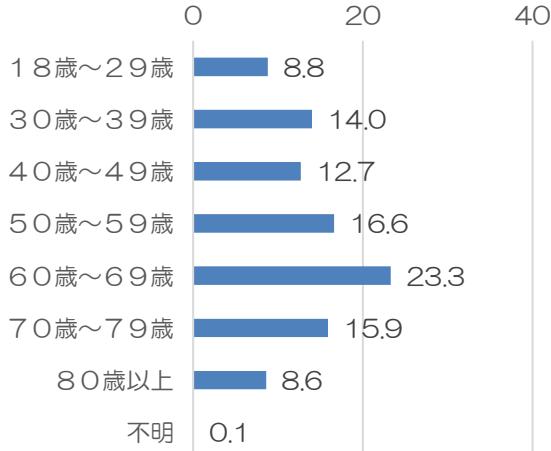
- 1) 調査対象：18歳以上の市民から3,000人を無作為抽出
- 2) 調査方法：郵送により配布し、郵送により回収
- 3) 調査期間：令和5年1月13～31日
- 4) 配 布 数：3,000票
- 5) 回 収 数：1,185票
- 6) 回 収 率：39.5%

回答者性別（単位:%）



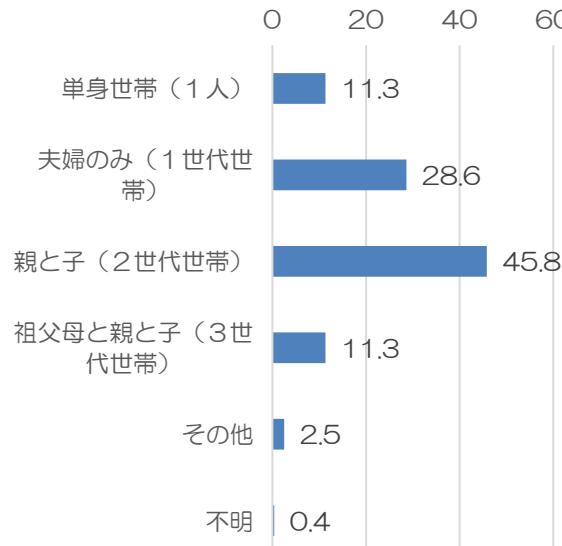
○回答者性別では、「男性」が45.7%、「女性」が53.7%で、「女性」が「男性」を8.0ポイント上回るもののはほぼ同数。

回答者年齢層（単位:%）



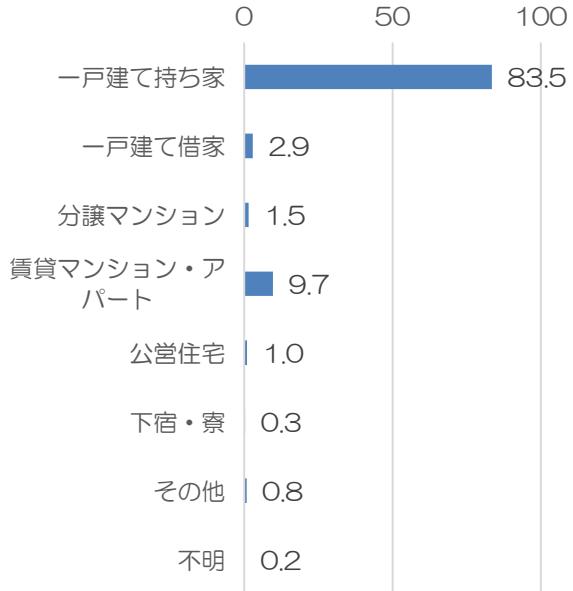
○回答者年齢層では、60歳代が最も多く、50歳代、70歳代と続く。

世帯構成（単位:%）



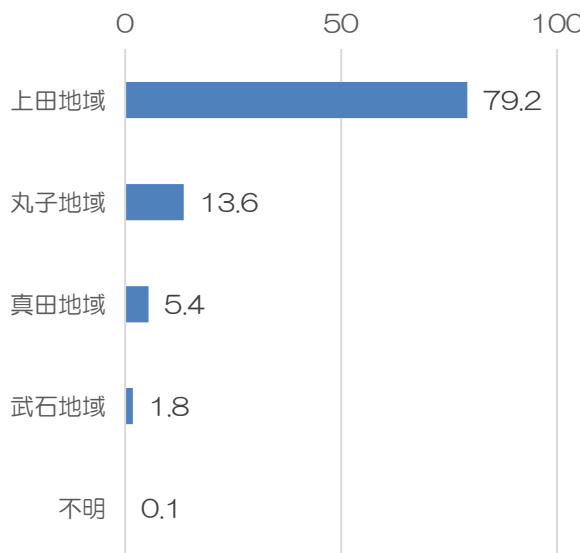
○親と子の世帯が多く、夫婦のみの世帯と合わせて約8割を占める。

住まいの種類（単位:%）



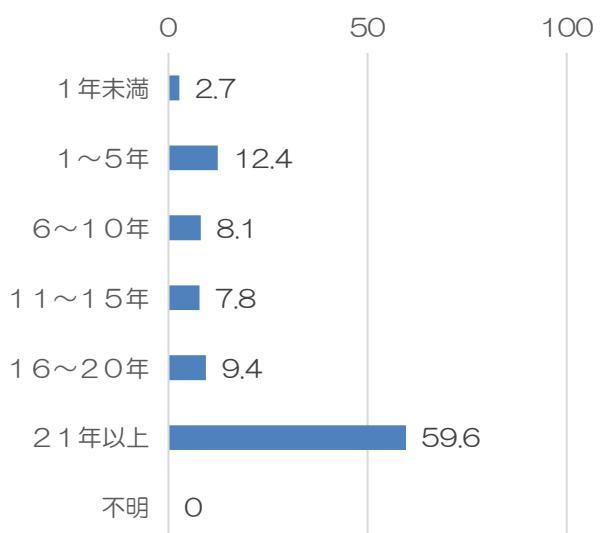
○一戸建て持ち家が約8割以上を占める。

居住地域 (単位:%)



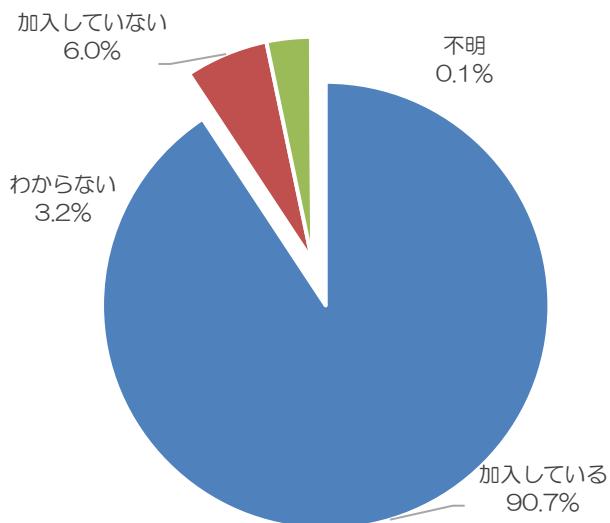
○居住地域はおおむね上田地域に集中している。

居住年数 (単位:%)



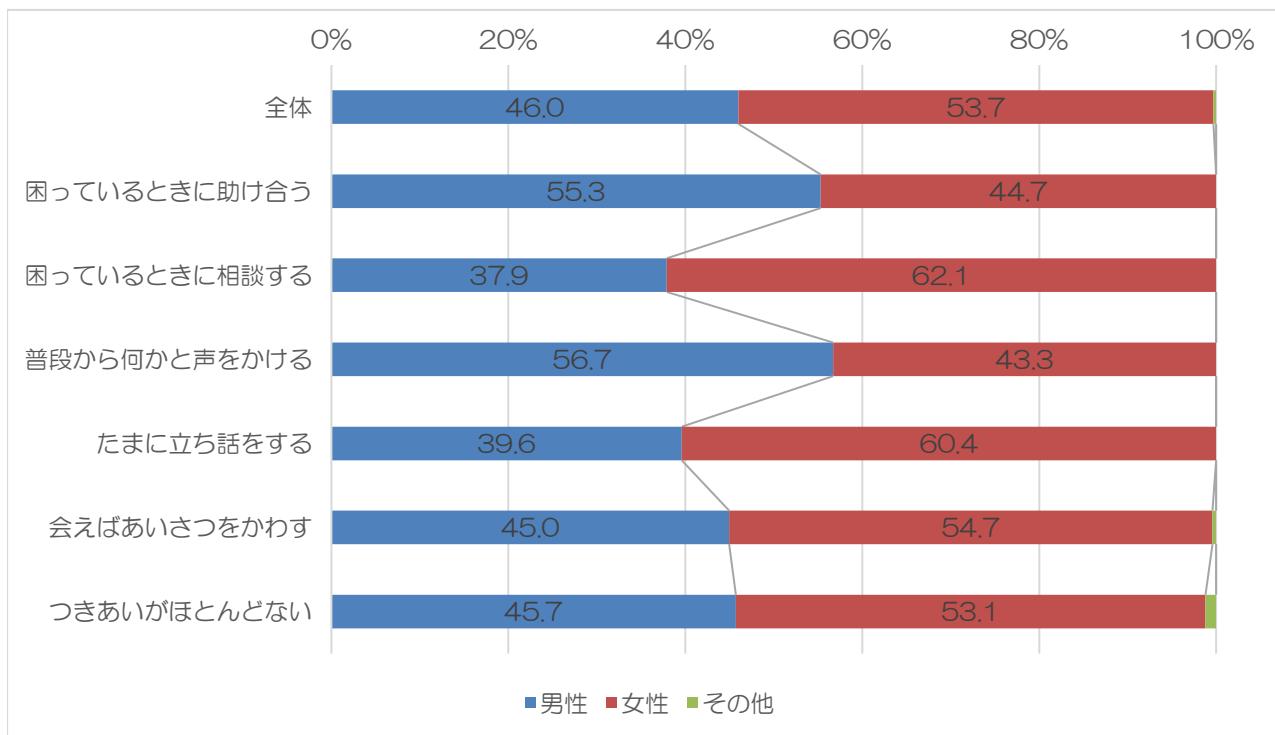
○居住年数は21年以上が全体の6割を占める。

自治会への加入割合



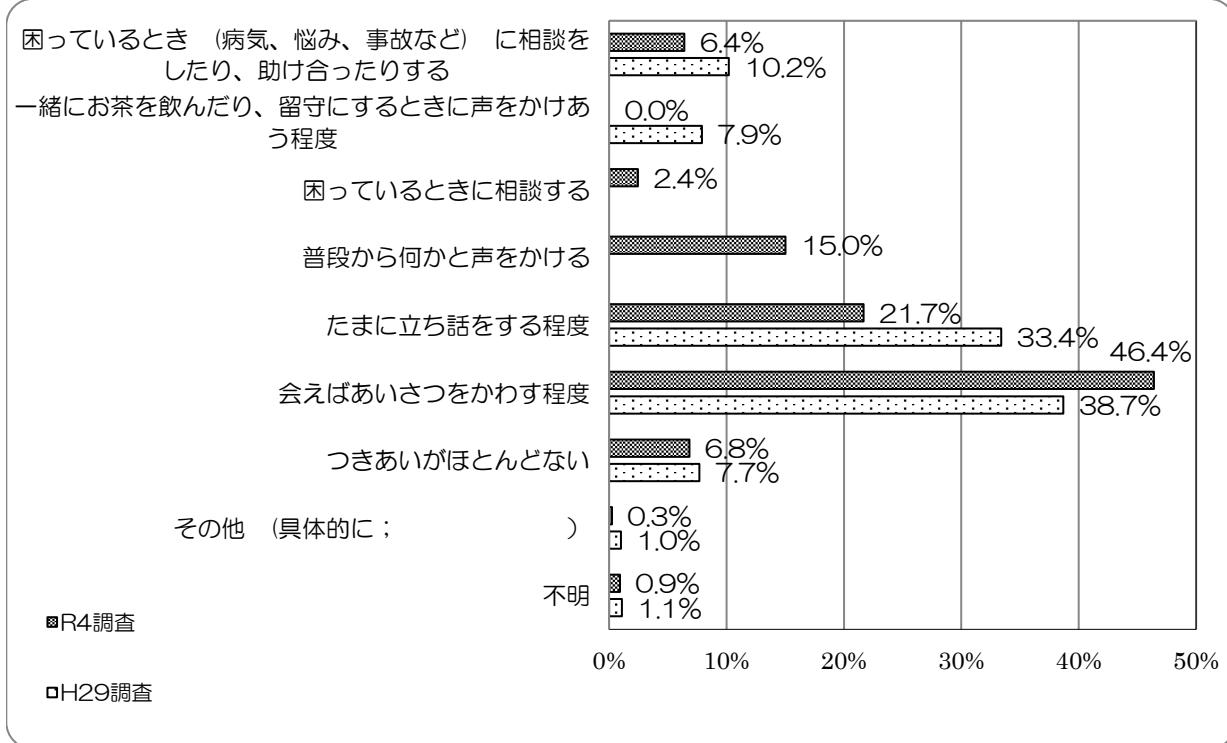
○加入している世帯が9割を占める。

問1 あなたは日ごろ、ご近所の方とどのようなつきあい方をしていますか。
(最もあてはまるもの1つに○)

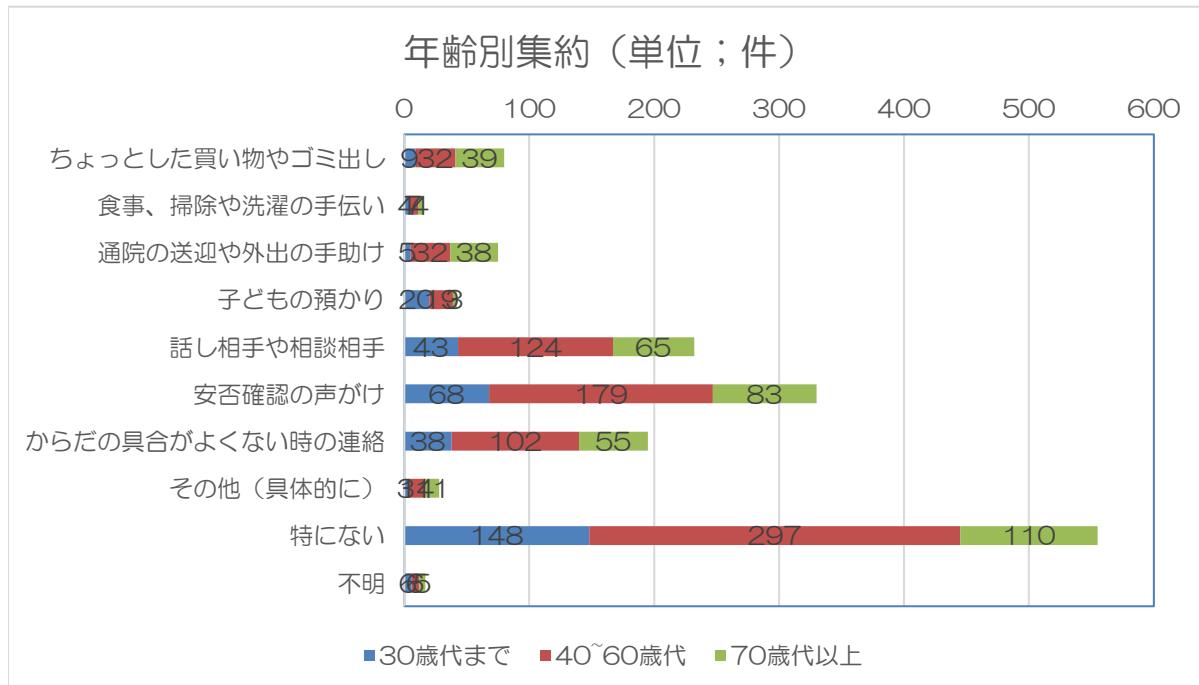
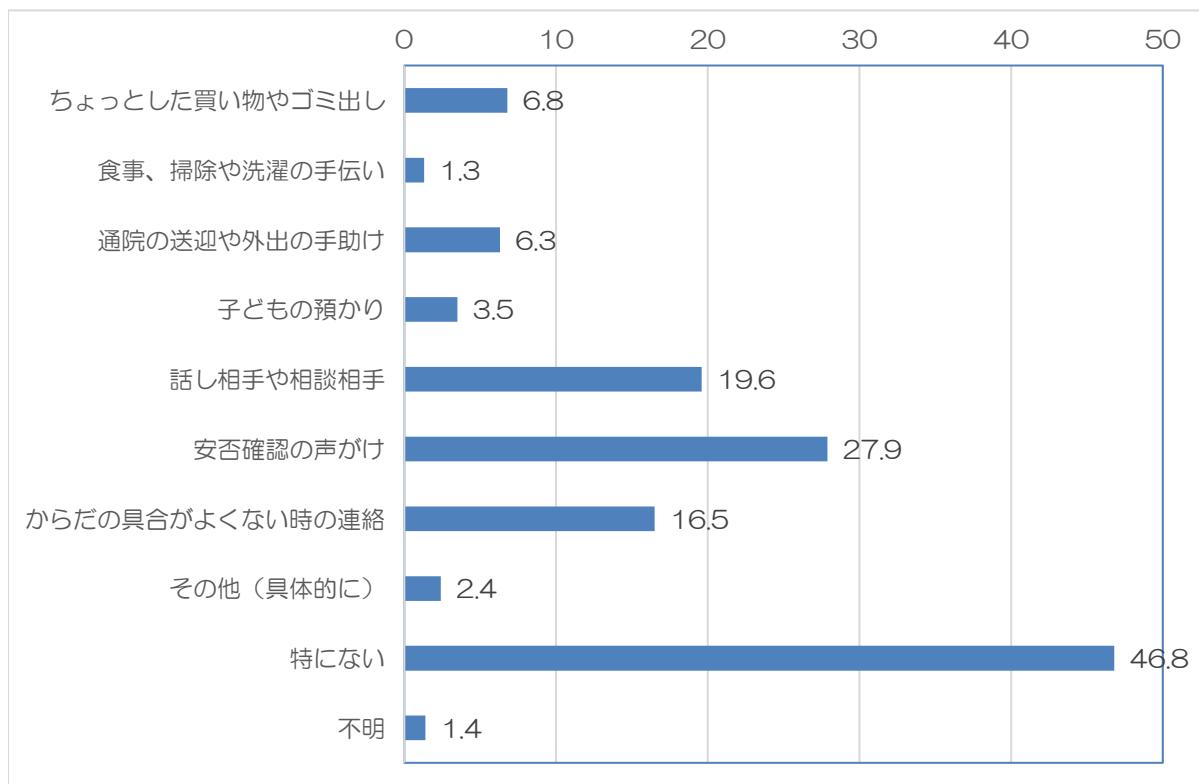


○男女差はあまり見られないが男性は困った時に助け合う、普段から声掛けをするを挙げているが、女性は困った時に相談するや、たまに立ち話をするといったライトな付き合い方をする傾向にあると思われる。

前回調査との比較

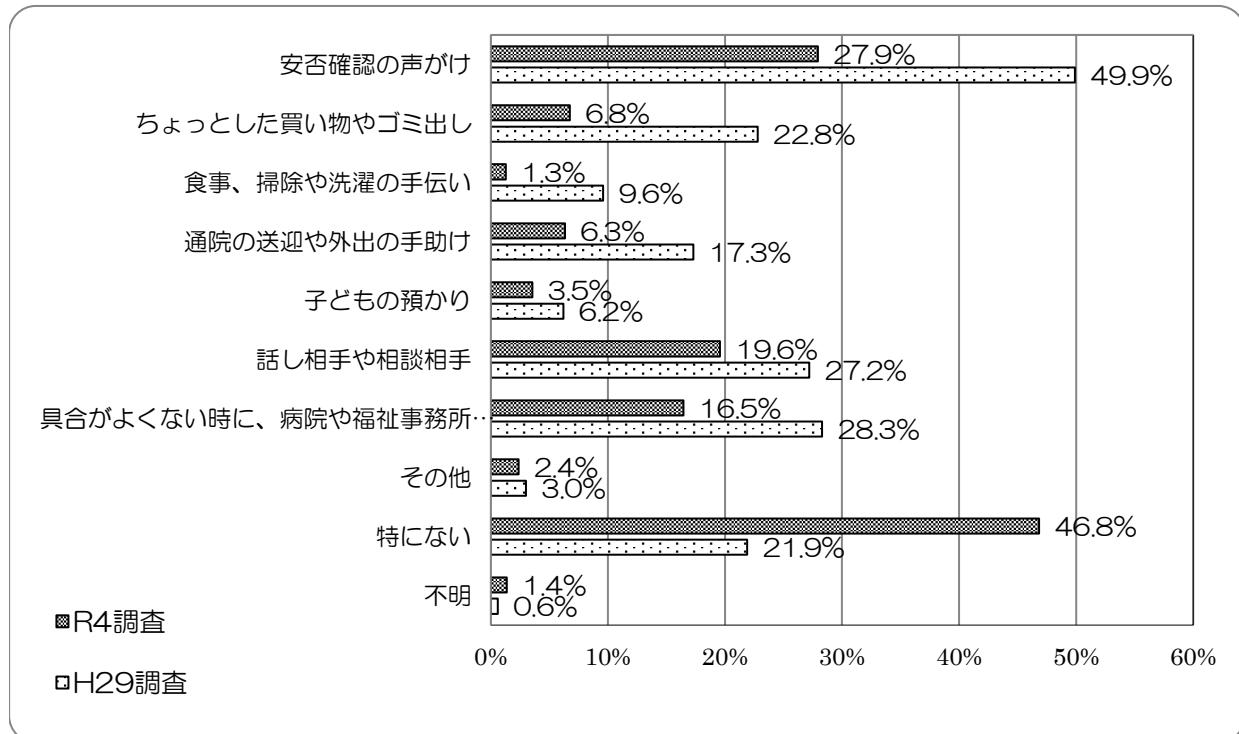


問2 あなたは日常生活を送るうえで困ったとき、ご近所でどのようなことをしてほしいですか。（あてはまるものすべてに○）

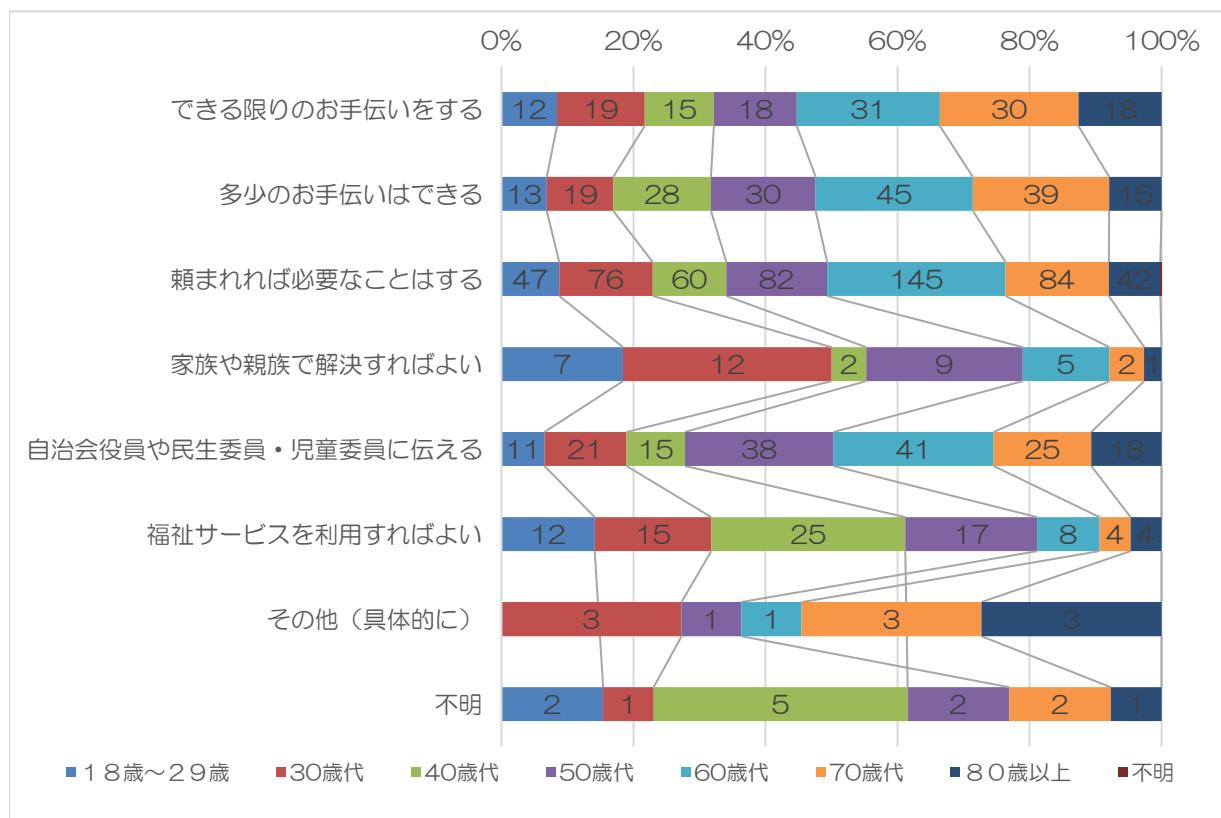


○「特ない」が46.8%を占める。年代別に集約すると70歳以上高齢者の場合、通院やちょっとした買い物やゴミ出しが困るケースがあるものの全体として近所にしてほしいと思う事は少ない。

前回調査との比較

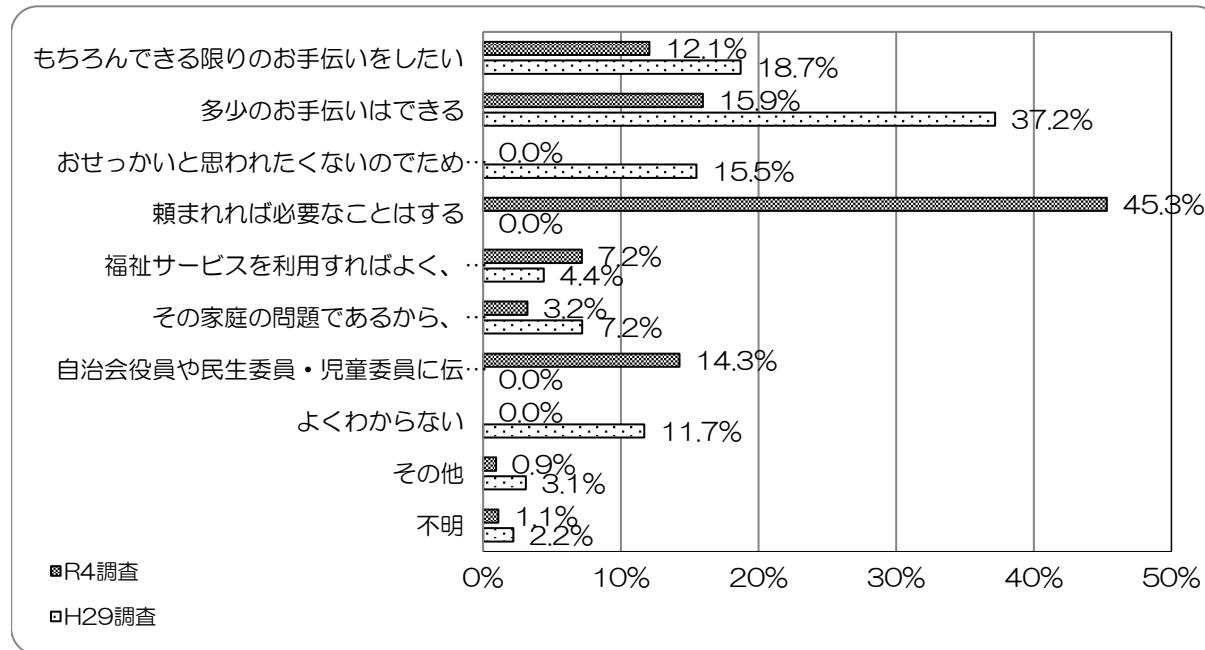


問3 あなたのご近所で高齢者や障がい者、子育てなどで困っている世帯があつた場合の、あなたの考えにあてはまるものはどれですか。
(最もあてはまるもの1つに○)

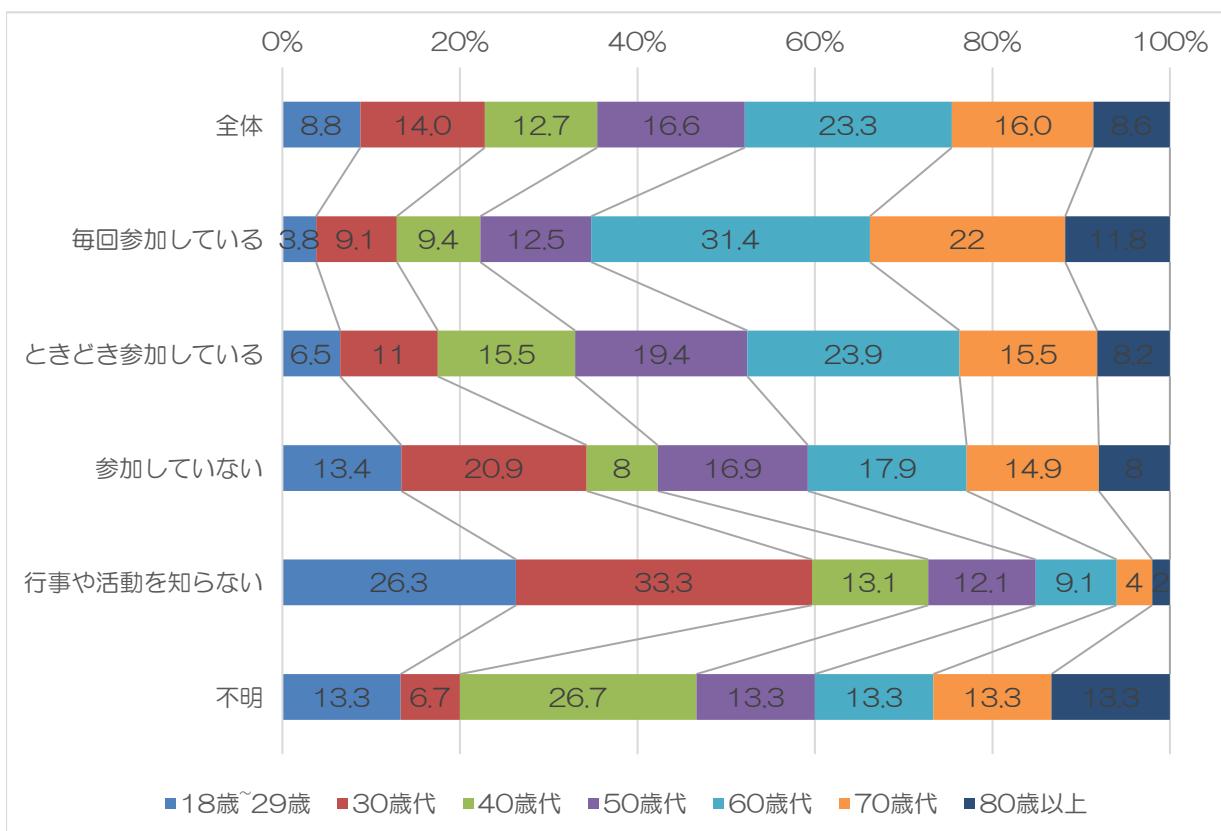


○頼まれれば必要なことはするが最も多い。年代別における大きな差はないが、子育て年代に家族や親類で解決すればよいという意見が多い。

前回調査との比較

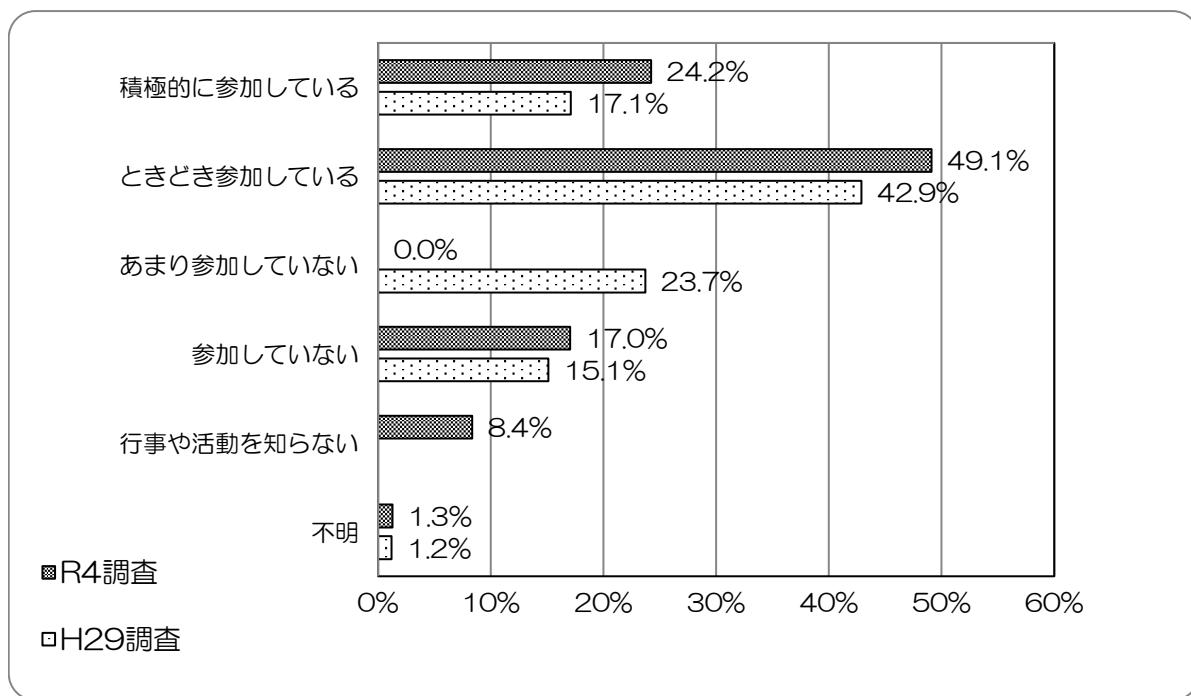


問4 (あなたの世帯について) 自治会の行事や活動に参加していますか。 (最もあてはまるもの1つに○)

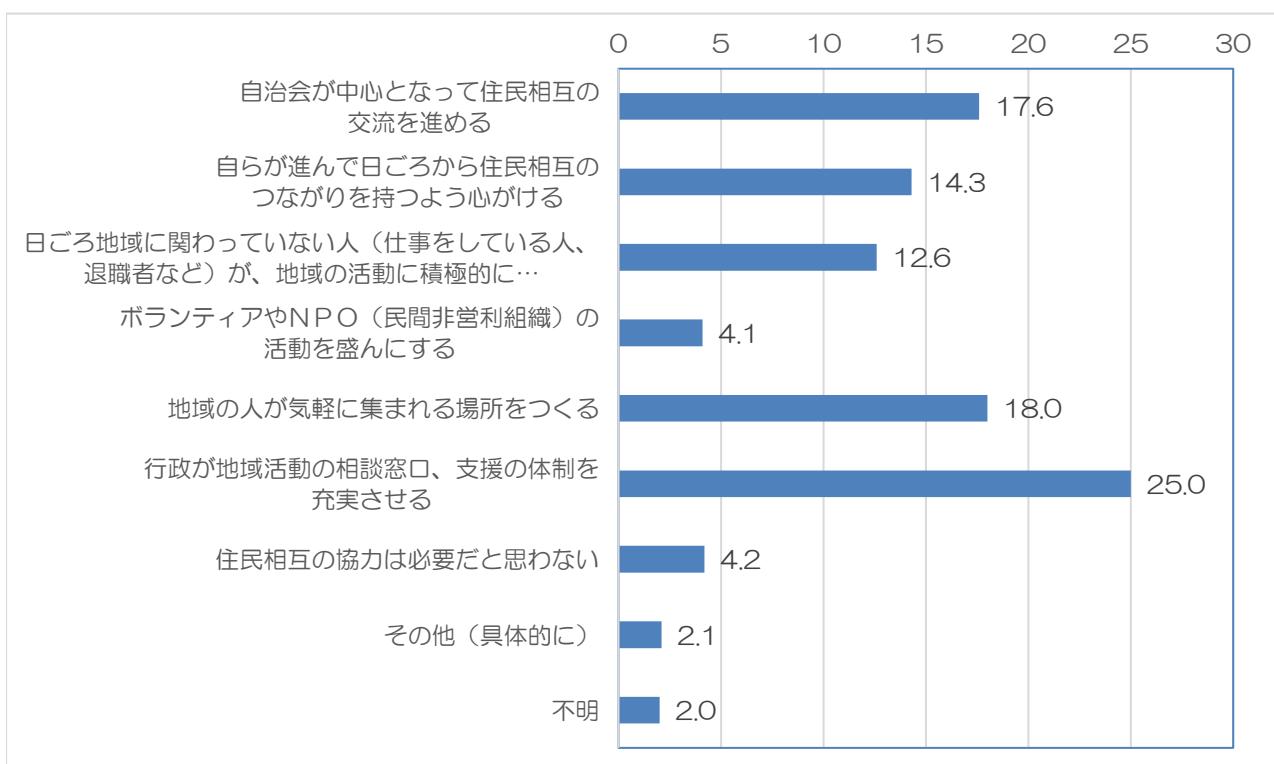


○毎回参加して活動を支えているのは60歳代であることが推察される。子育て世代には行事や活動を知らない、が6割を占める。

前回調査との比較

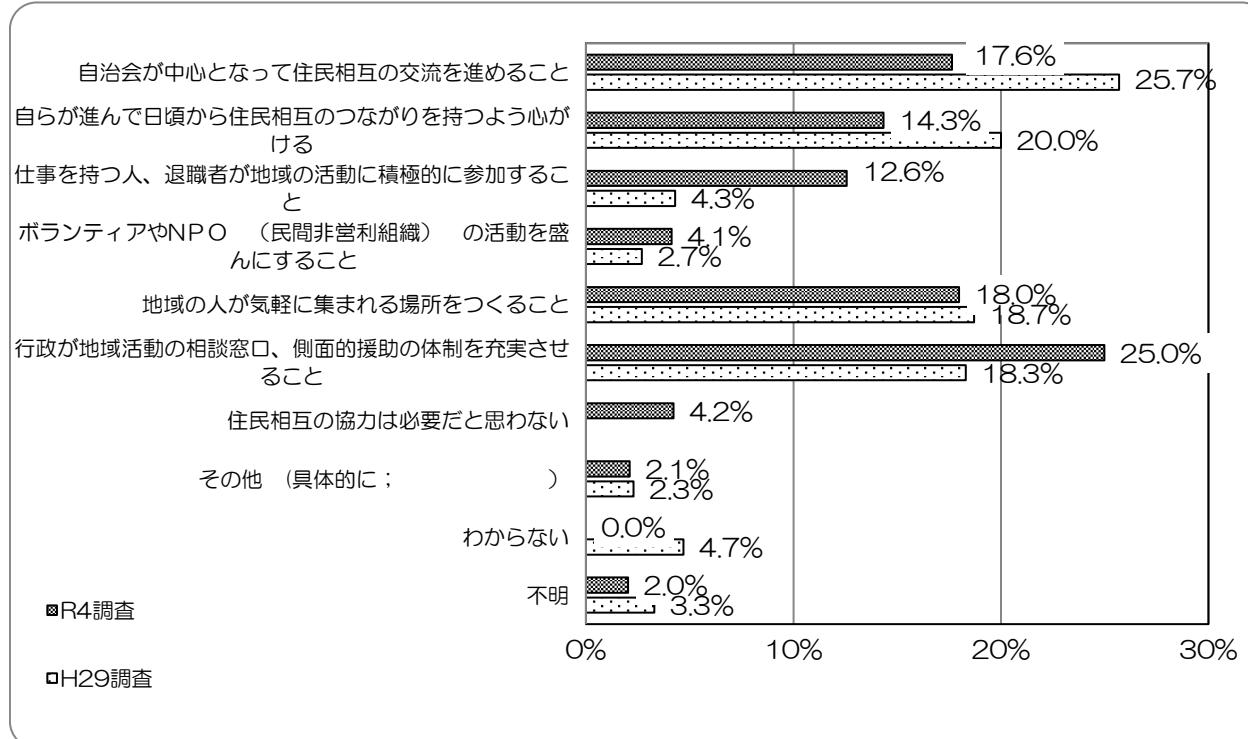


問5 あなたは、地域で生じる様々な生活課題に対する住民相互の協力のためにには、どんなことが必要だと思いますか。
(最もあてはまるもの1つに○)

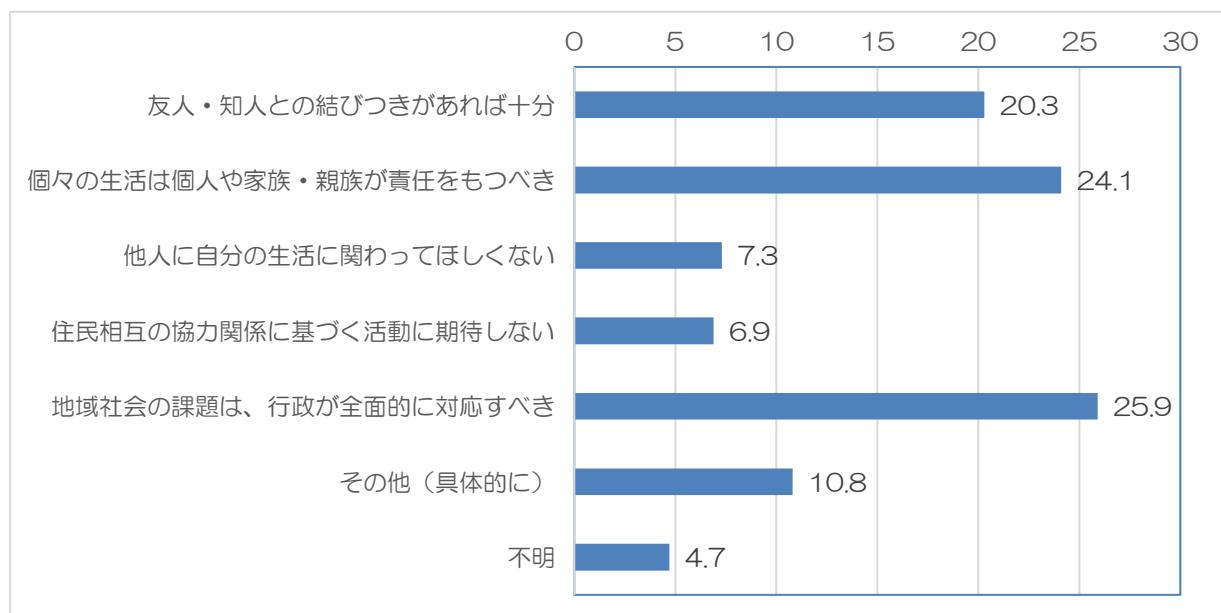


○行政が地域活動の相談窓口、支援の体制を充実させるが25.0%、自治会が中心となって住民相互の交流を進めるが17.6%で約半数を占める。

前回調査との比較

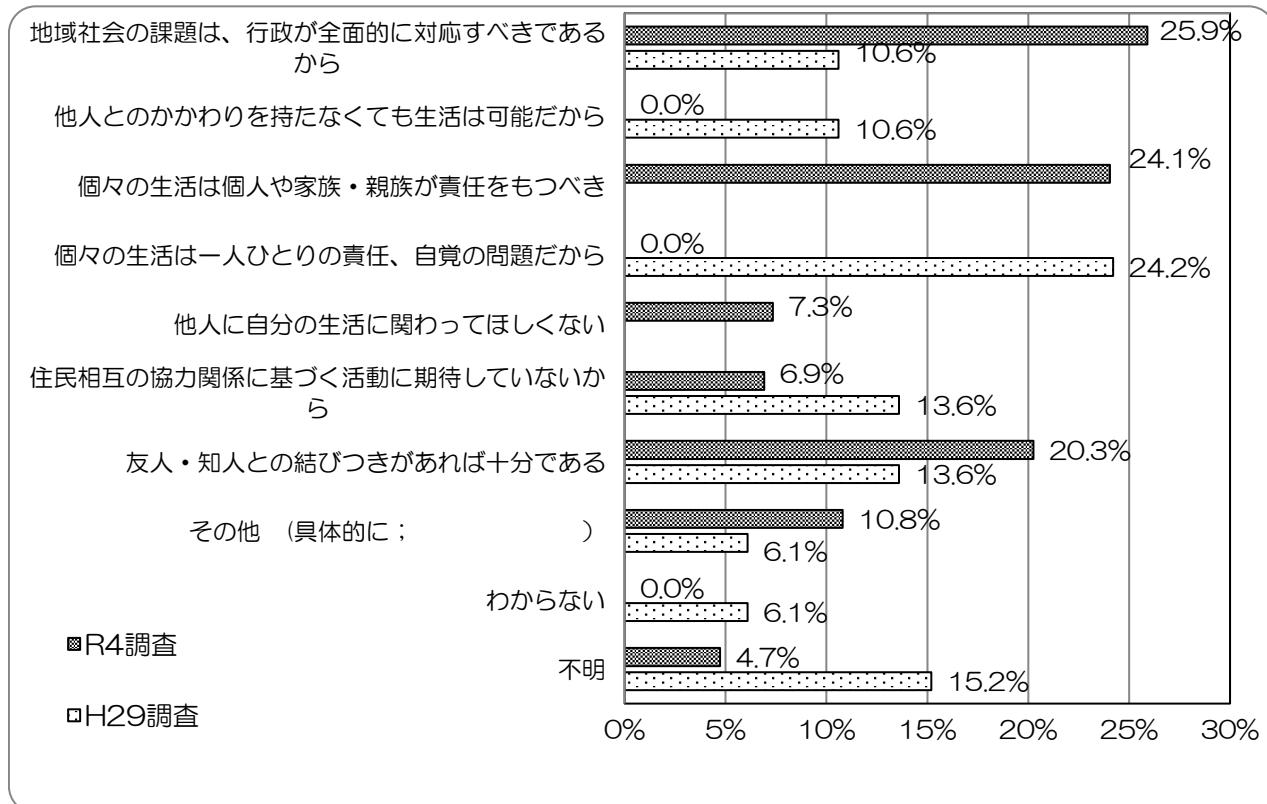


問6 住民相互の協力のあり方についてどのようにお考えですか。 (最もあてはまるもの1つに○)

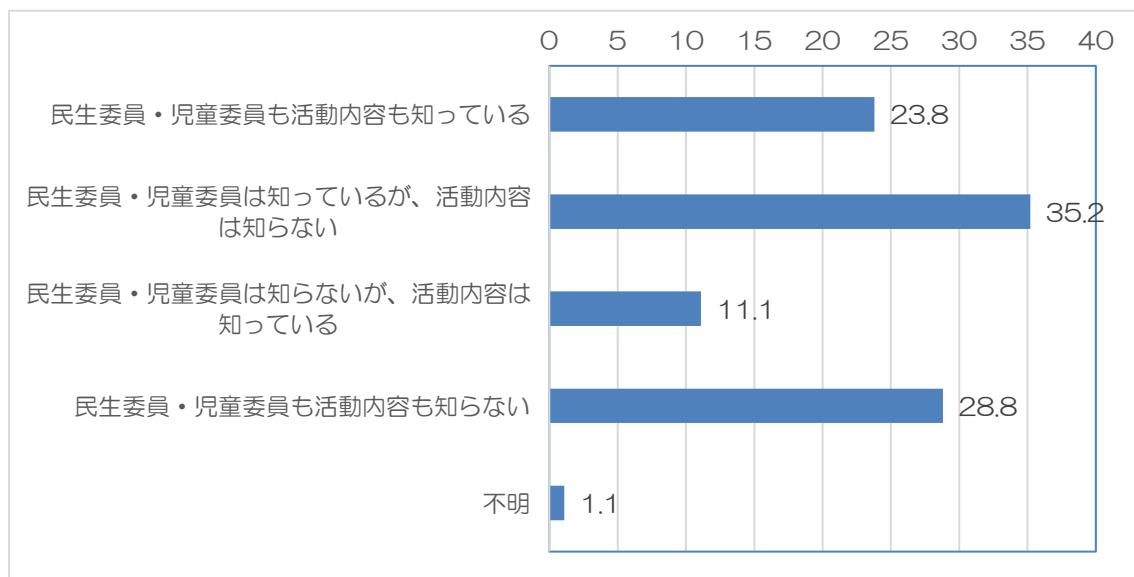


○個々の生活は個人や家族・親族が責任を持つが24.1%、地域社会の課題は、行政が全面的に対応すべきが25.9%となっているが、自由意見の多さをみると関心の高い課題と言える。

前回調査との比較

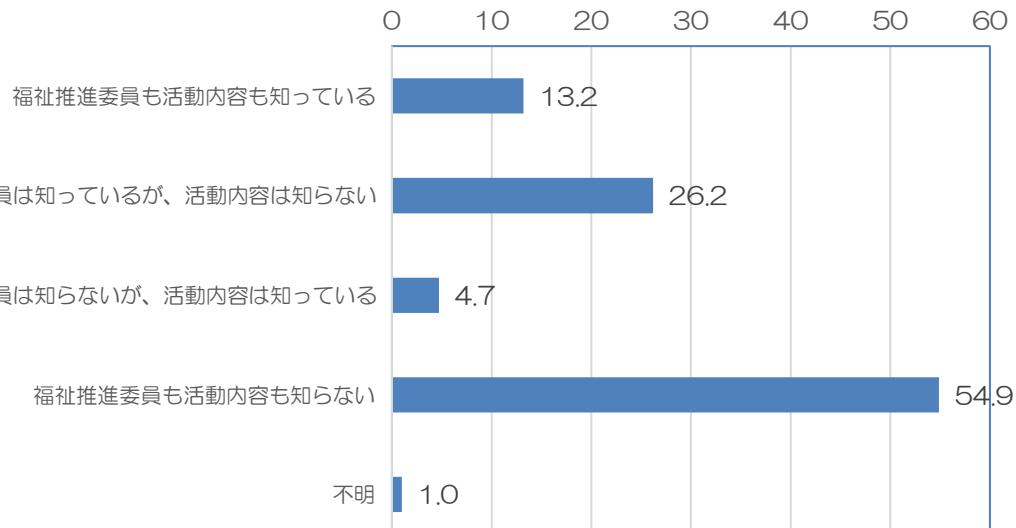


問7 あなたは、あなたの住んでいる地域の民生委員・児童委員やその活動内容を知っていますか。（最もあてはまるもの1つに○）



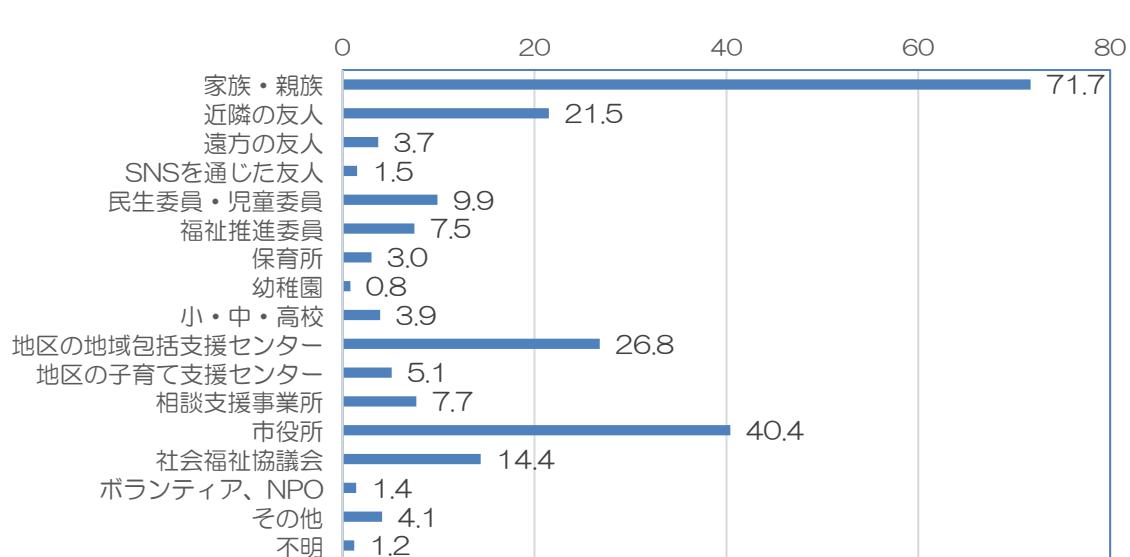
○民生委員・児童委員は知っているが活動内容は知らないが 35.2%、どちらも知らないが 28.8%であった。

問8 あなたは、あなたの住んでいる地域の福祉推進委員やその活動内容を知っていますか。（最もあてはまるもの1つに○）



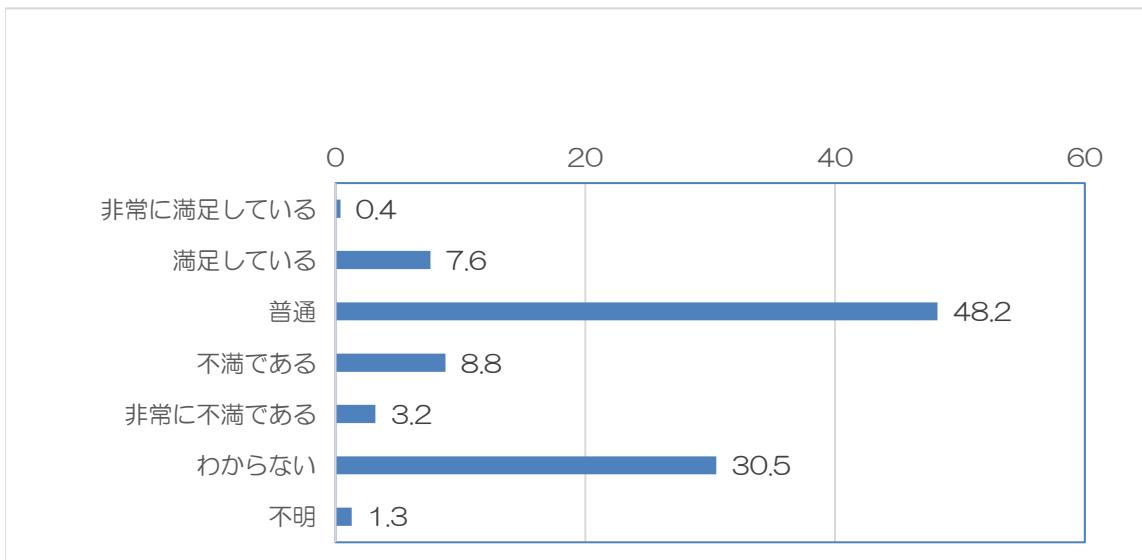
○福祉推進委員も活動内容も知らない、が半数以上を占める。

問9 あなたは、福祉の相談を誰（どこ）にしますか。
(あてはまるものすべてに○)



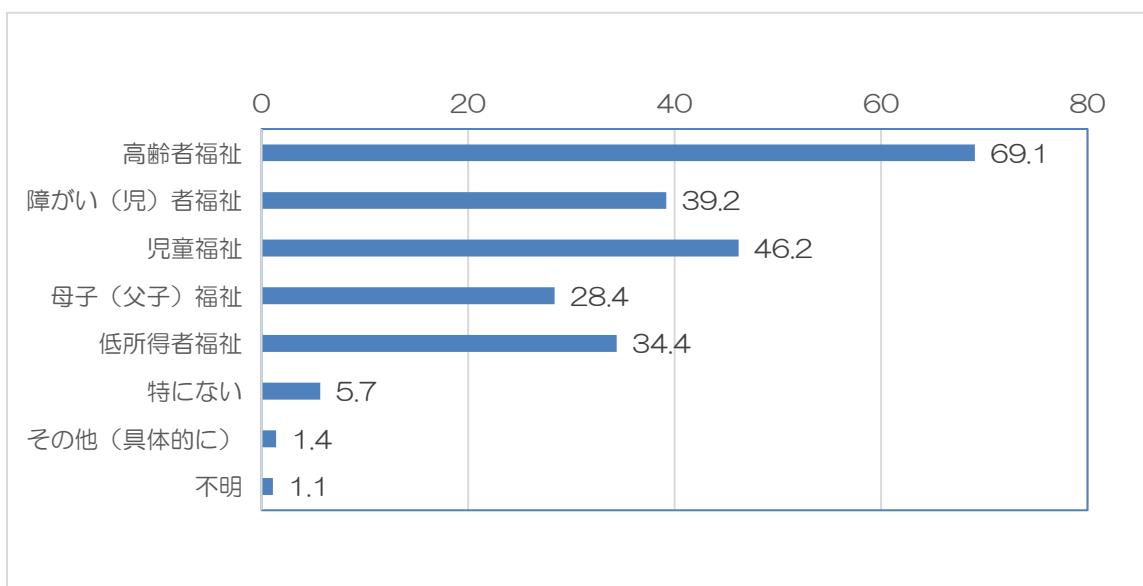
○市役所が 40.4%で最も多くの他の公共機関も相談先と認識されている。家族・親戚が 71.7%、と最も多い。友人や SNS を通じた友人など現代の風潮を象徴する回答と推察される。

問10 あなたは、上田市の現在の福祉についてどのように感じていますか。
(最もあてはまるもの1つに○)



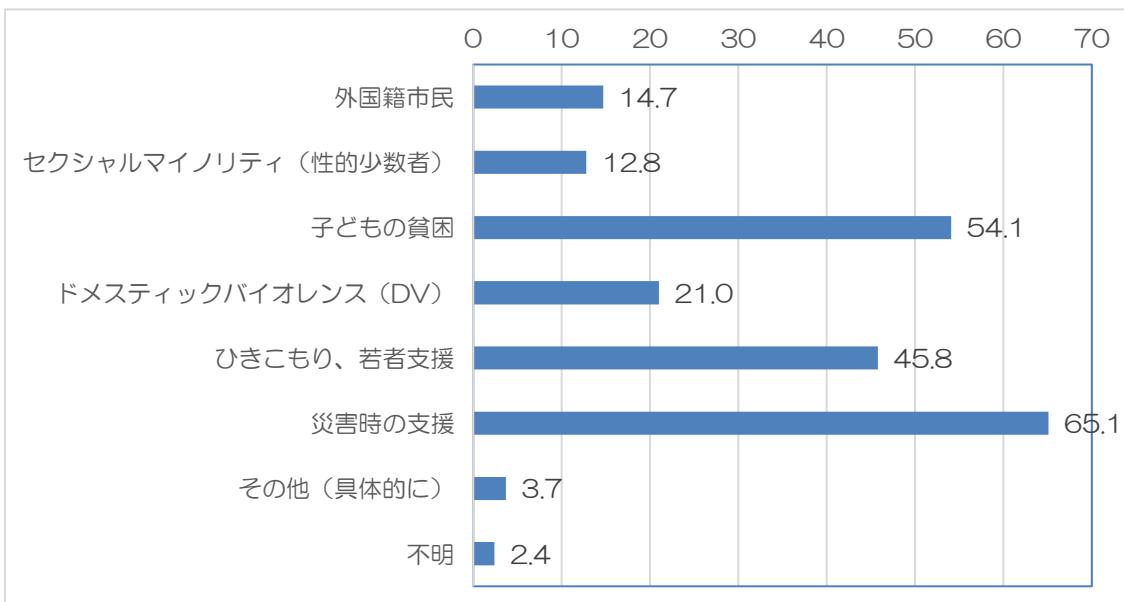
○普通が48.2%、分からぬが30.5%と続き、満足度が低い傾向にあると推察される。

問11 あなたは地域福祉を推進するため、特に重視していくことが望ましい
福祉分野は次のうちどれだと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)



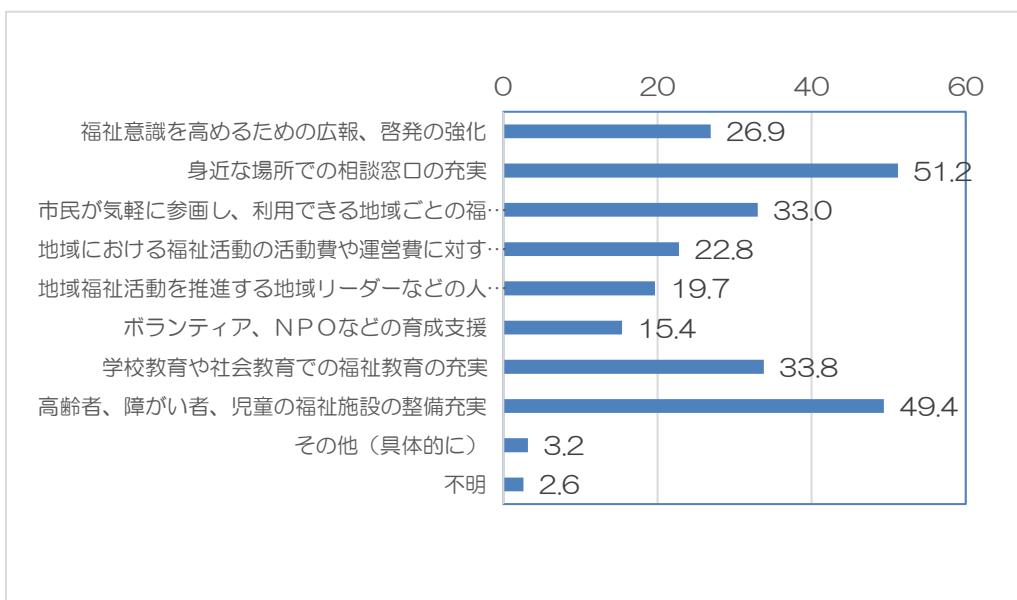
○高齢者福祉を重視していくことが望ましいが69.1%であった。続いて児童福祉、障がい者(児)福祉が続く。特にないといった意見は小数であり関心の高さがうかがえる。

問12 あなたは、以下の中で、これから重点的に取り組むことが必要だと
思うものはどれですか。（あてはまるものすべてに○）



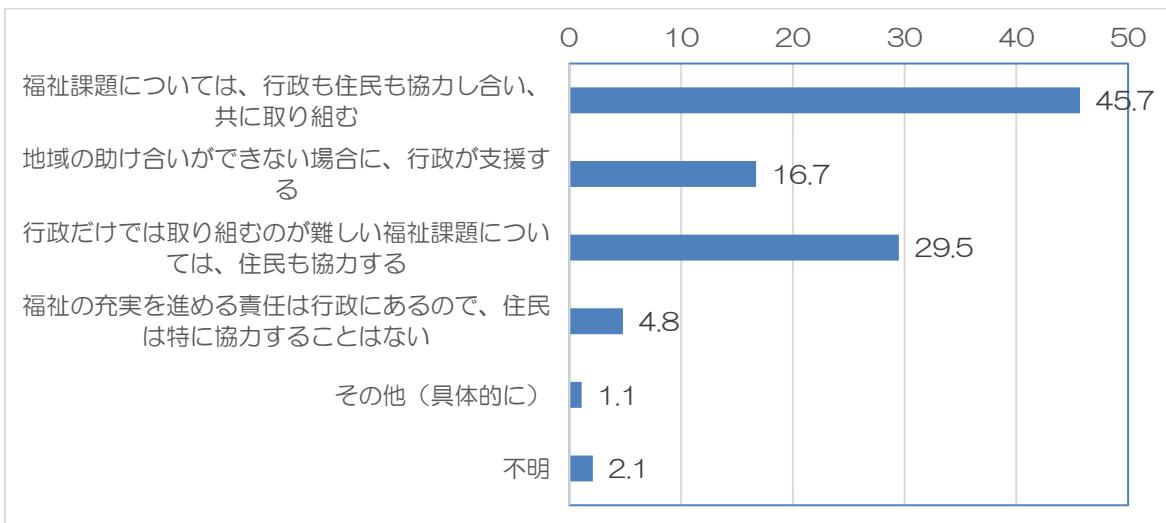
○災害時の支援や子供の貧困などの関心が高い。緊急性の高いものに関心があると推察される。

問13 あなたは、地域福祉を推進するため、今後、何が必要だと思いますか
(あてはまるものすべてに○)



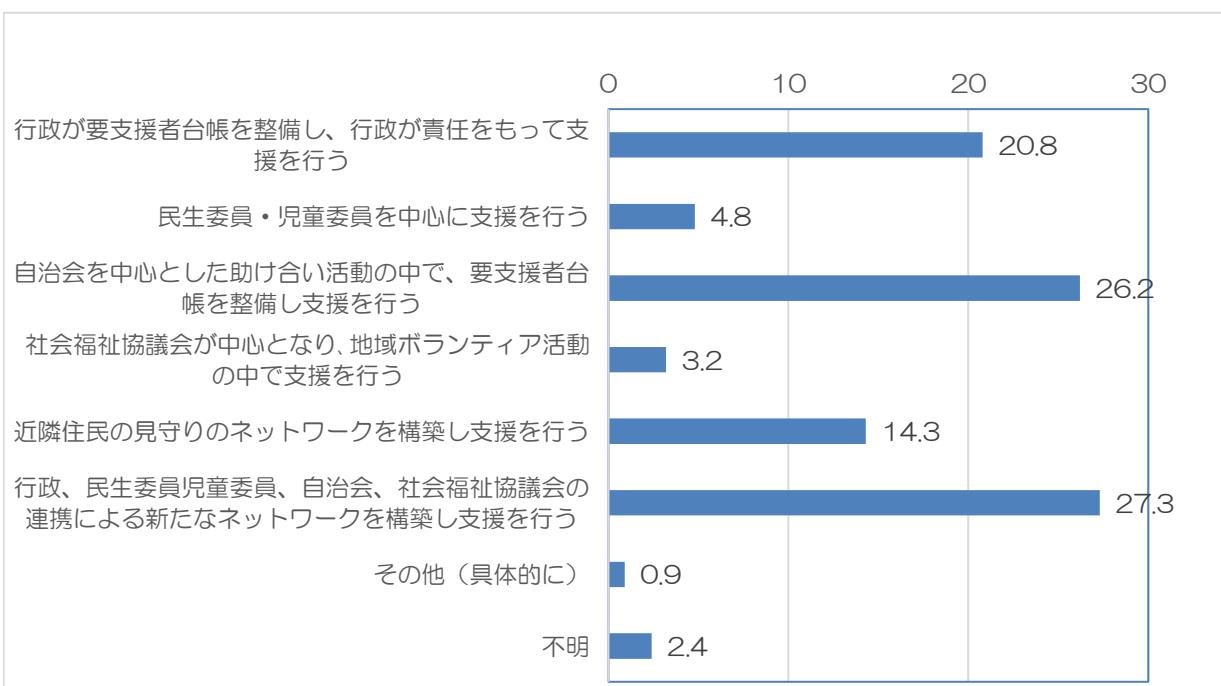
○身近な場所での相談窓口の充実、高齢者、障がい者、児童の福祉施設の整備充実が求められている。

問14 福祉を充実させていく上で、上田市（行政）と地域住民の関係について、あなたの考えに最も近いものはどれですか。
(最もあてはまるもの1つに○)



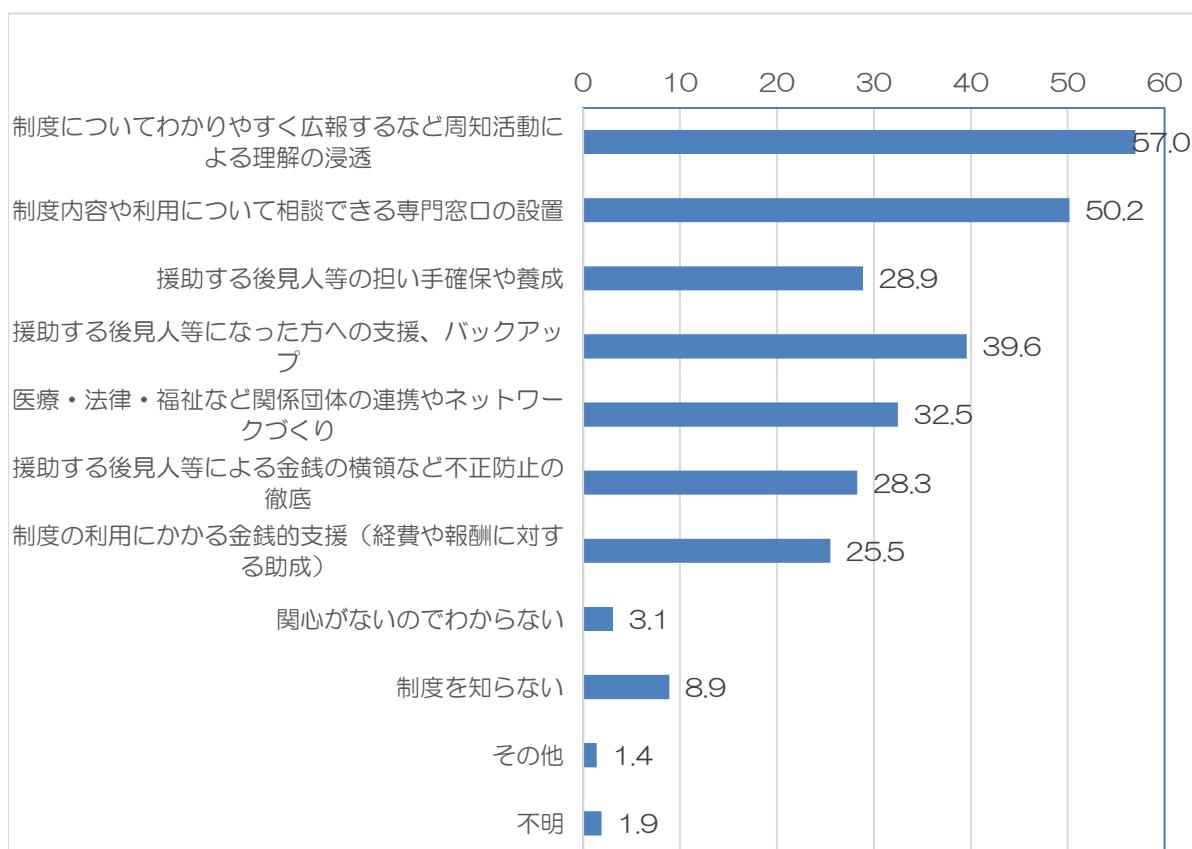
○行政と住民の協働が求められている。

問15 あなたは、災害時や救急時におけるひとり暮らしの高齢者、障がい者などの安否確認、支援を行うための体制は、次のうちどれが良いと思いますか。 (最もあてはまるもの1つに○)



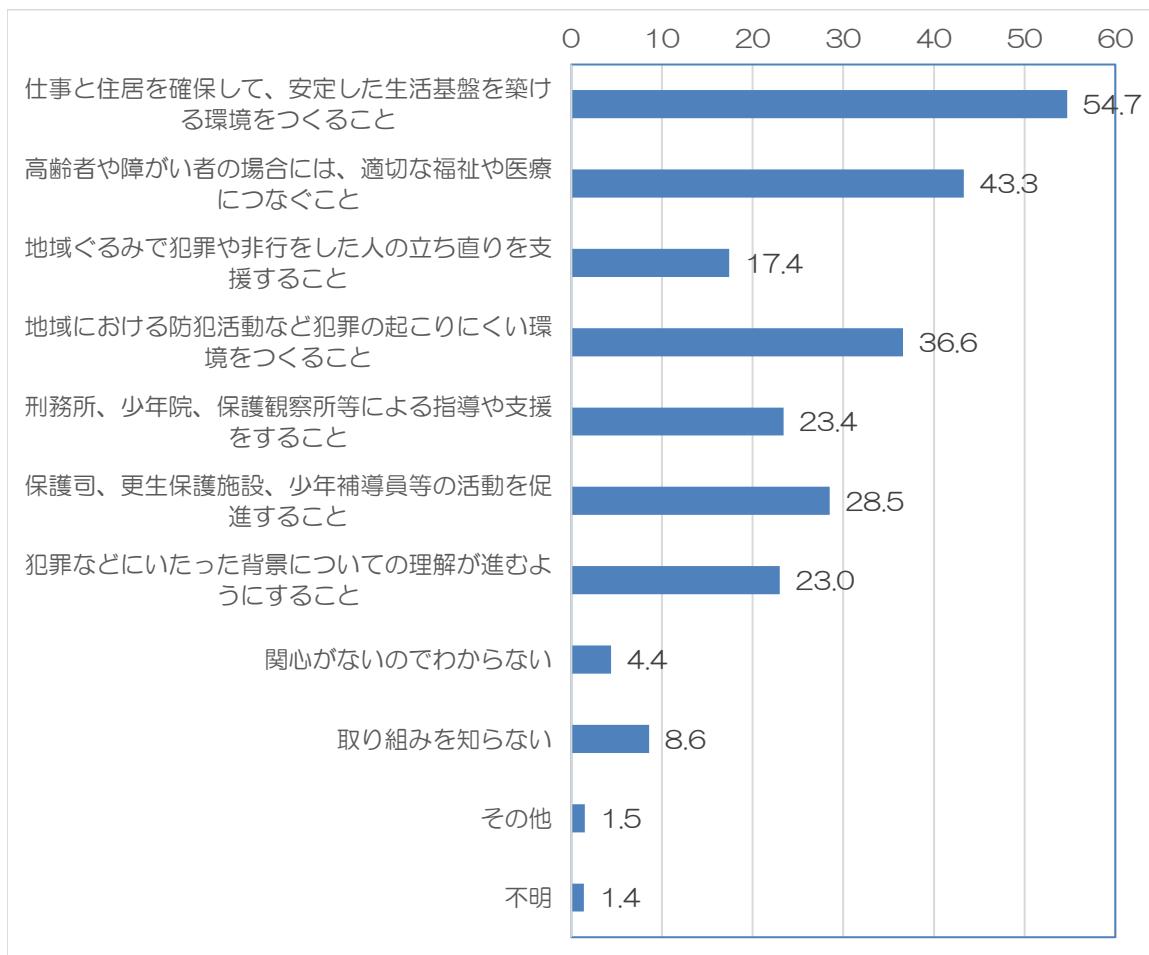
○自治会を中心とした助け合い活動、行政、民生委員・児童委員、自治会、社会福祉協議会の連携による新たなネットワーク構築による支援を行う、の割合が高い。

問16 認知症の方や知的・精神障がい者などで、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者である後見人等を選び、支援する制度として成年後見制度があります。成年後見制度を広く利用してもらい、更に充実させるためには、どのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



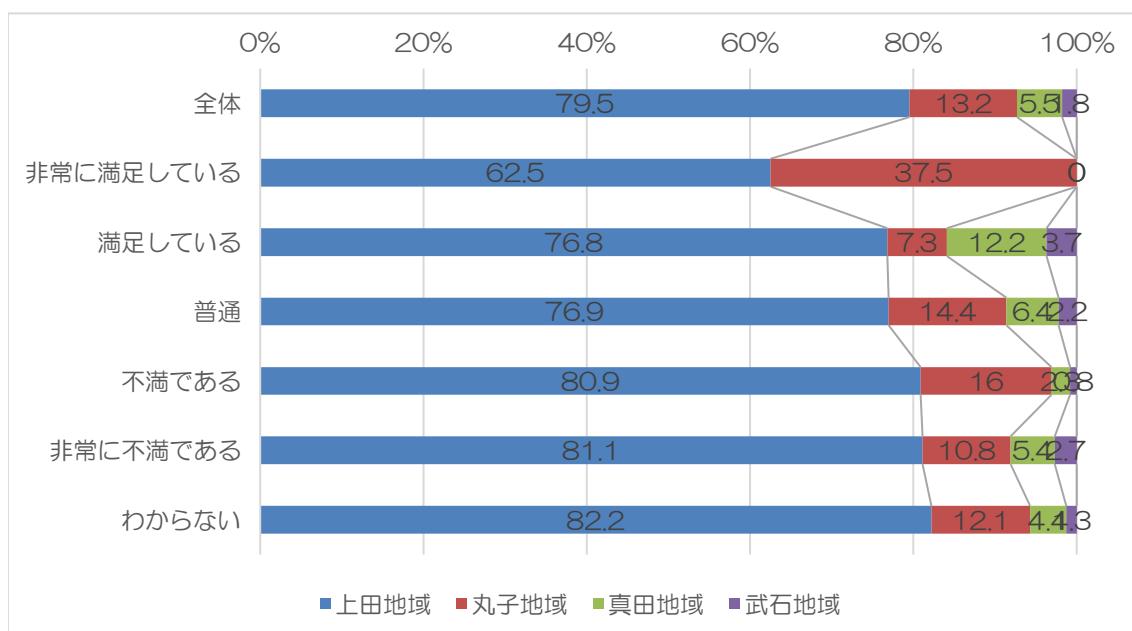
○制度そのものは知っているがそれらをより分かりやすく利用充実するための広報や専門窓口の設置がもとめられる。

問17 犯罪や非行をした人が円滑に社会に復帰し、再犯を防止するための取り組みを進めていますが、再犯防止のためにどのようなことが必要だと思いますか。（あてはまるものすべてに○）



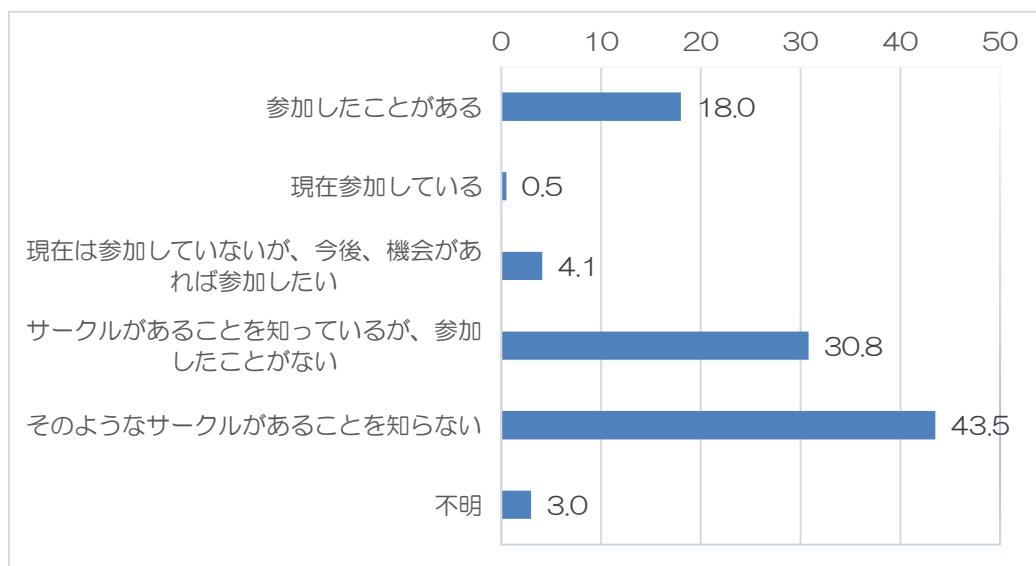
○仕事と居住を確保して安定した生活ができることが重要、また関連する機関との連携も求められている。

**問18 上田市の子育て支援についてどう思いますか。
(最もあてはまるもの1つに○)**



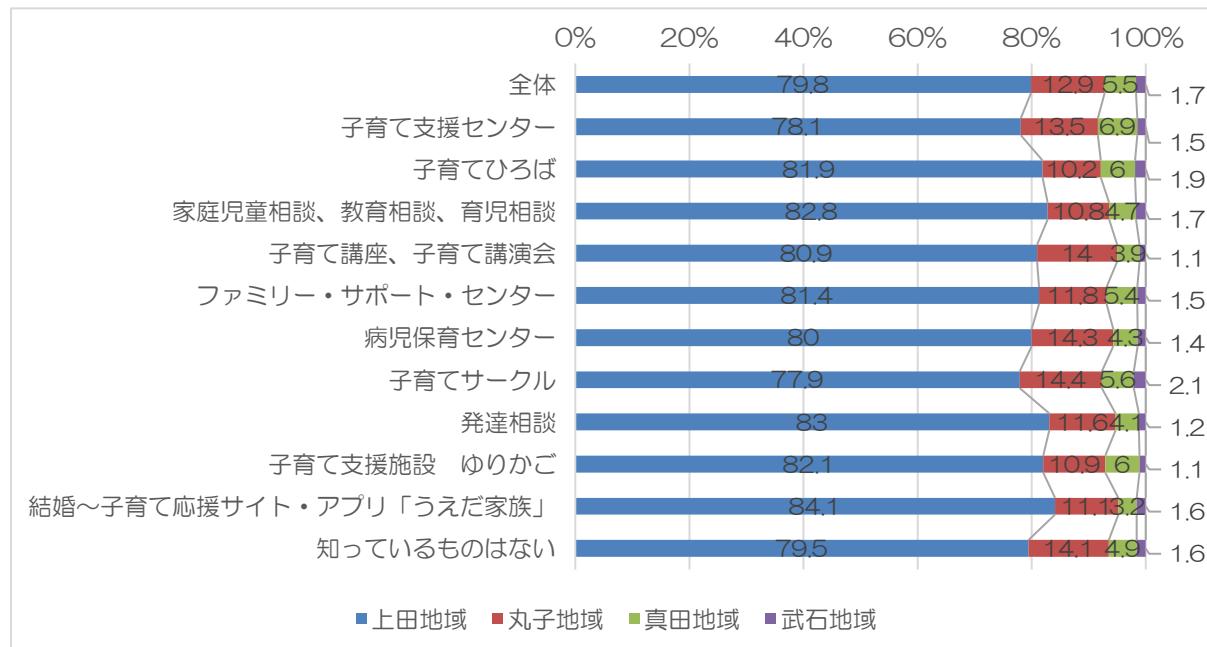
○居住地域別世帯構成（別表 2）において上田地区の数字が大半を占めるが丸子地区での満足度が高い。

**問19 子育てに関するサークルなどの活動に参加したことはありますか。
(最もあてはまるもの1つに○)**



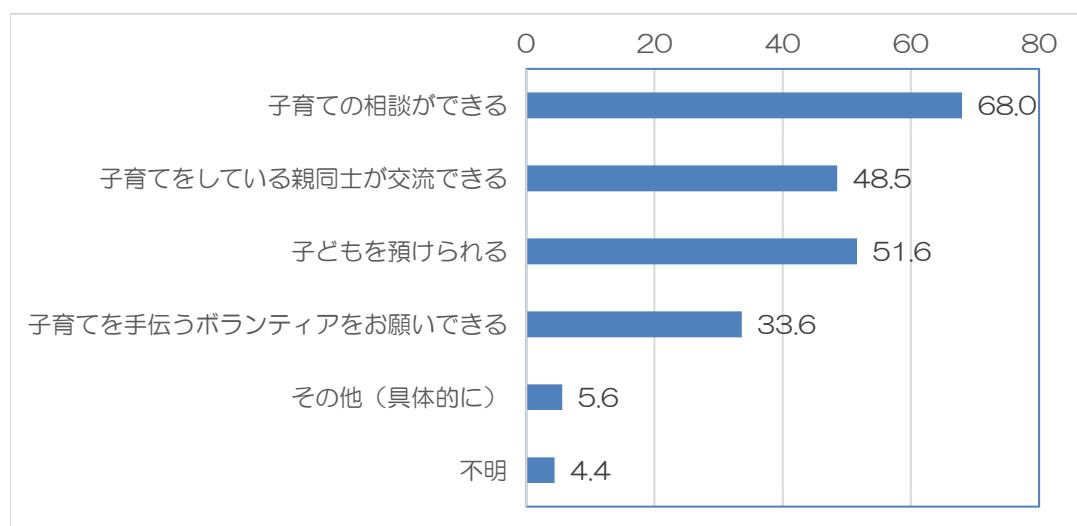
○サークルがあること自体知られていない・参加したことがないが、参加したことがある、現在参加しているを大きく上回っている。

**問20 あなたが上田市で行っている子育て支援サービスで知っているものは
どれですか。（あてはまるものすべてに○）**



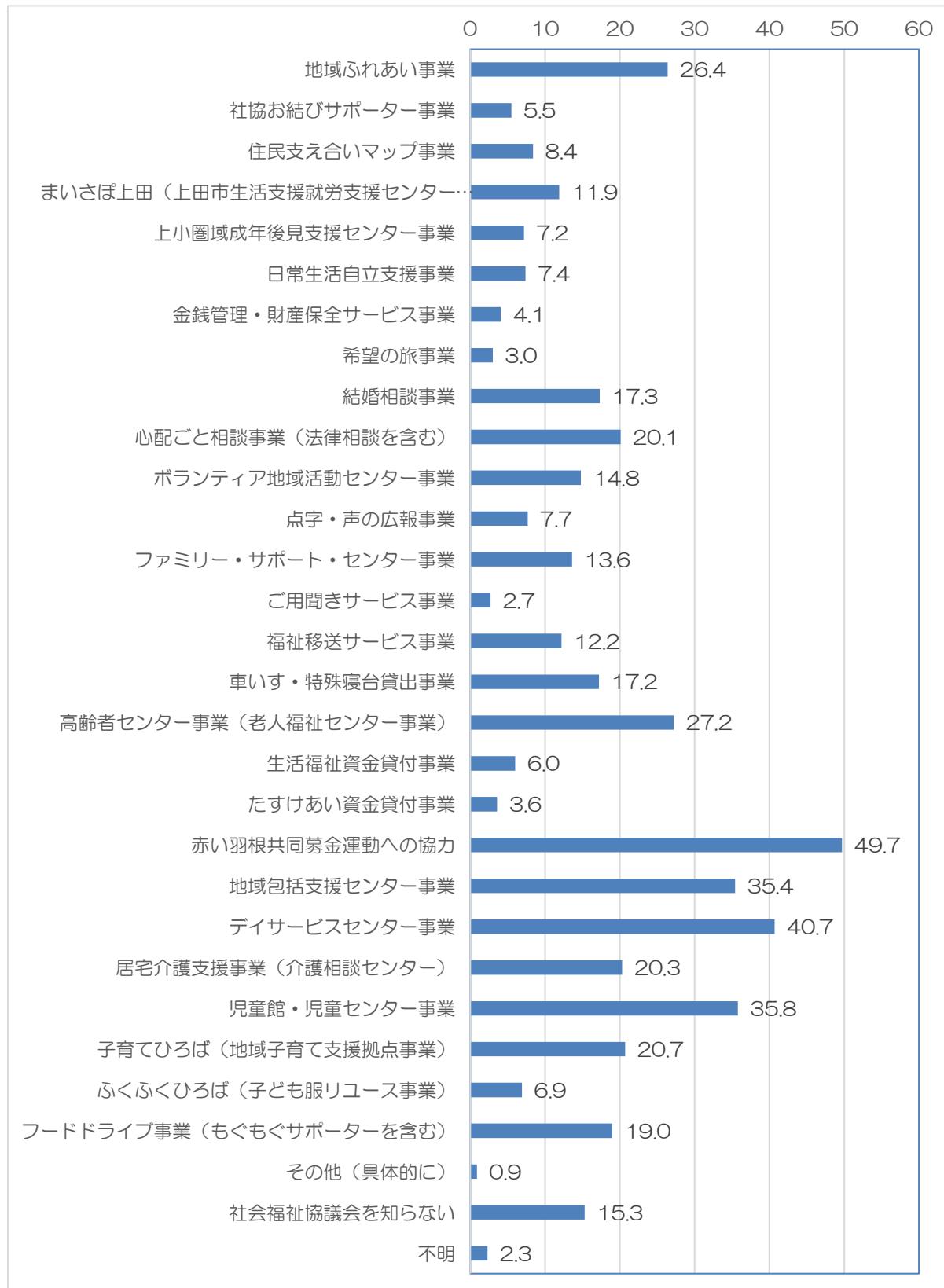
○前述の年齢層別居住地域（別表3）において子育て世代が多く居住する上田地域の数字が突出するものの各支援サービスの周知度はほぼ同じで、地区による大きな差は見られない。

**問21 あなたは、子育て支援にどのようなことが必要だと思いますか。
(あてはまるものすべてに○)**



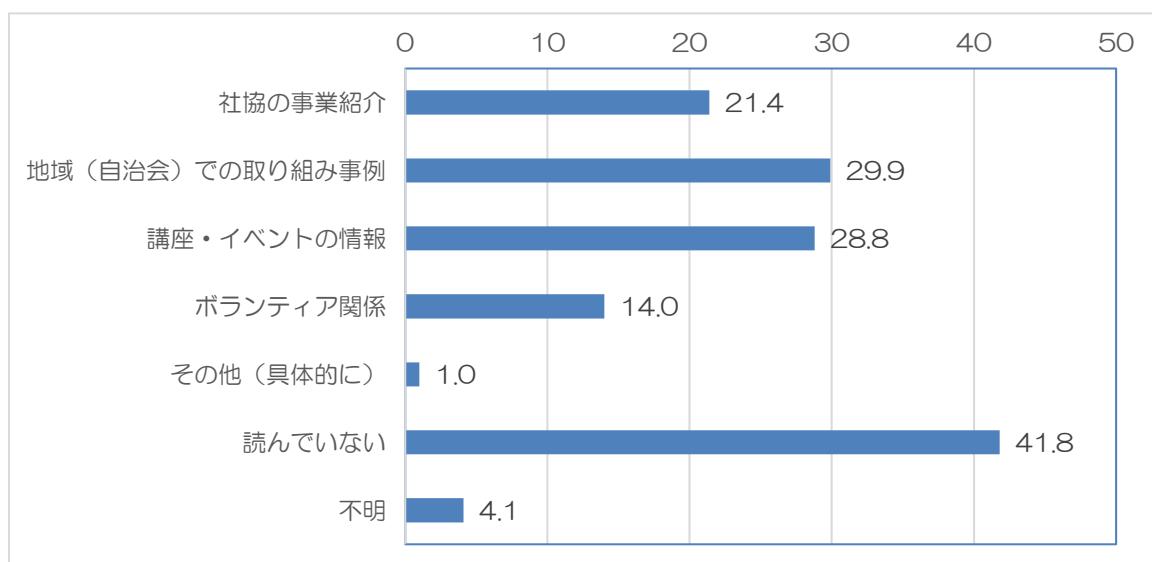
○子育てに対する不安を解消するための相談ができる、子供を預けられるなどが必要な事としてあげられる。その他の意見も多く関心が高い。

問22 あなたは、上田市社会福祉協議会やその活動内容を知っていますか。
 上田市社会福祉協議会の活動で、あなたが知っているものはどれですか。
 (あてはまるものすべてに○)



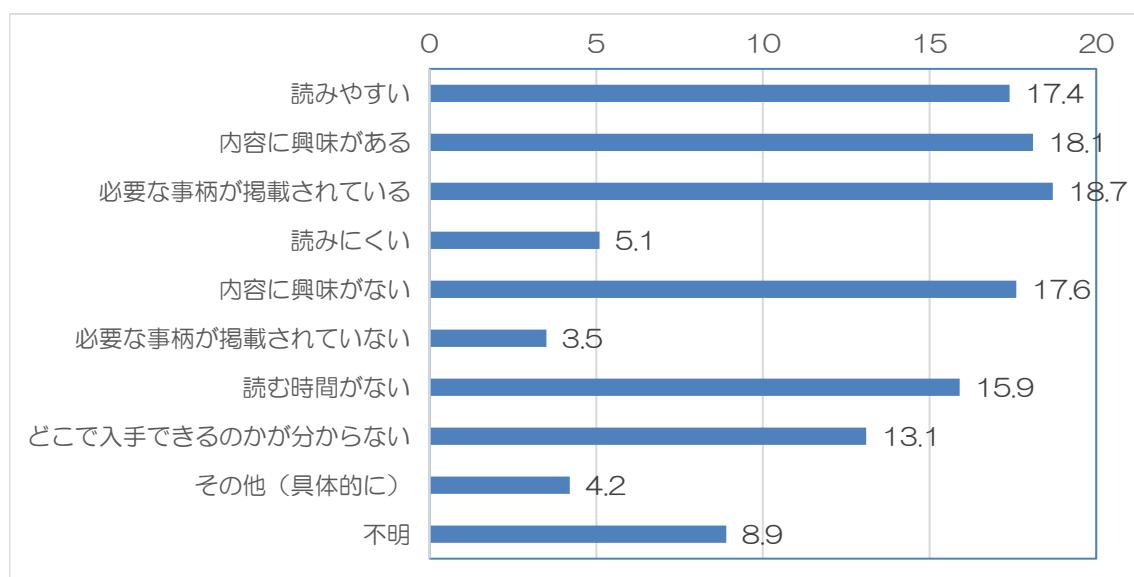
○様々な事業の中で赤い羽根共同募金運動への協力の周知度が最も高い。

問23 あなたは上田市社会福祉協議会の広報誌「社協うえだ」を読んでいますか。「社協うえだ」であなたが興味のある記事はどういったものですか。(あてはまるものすべてに○)



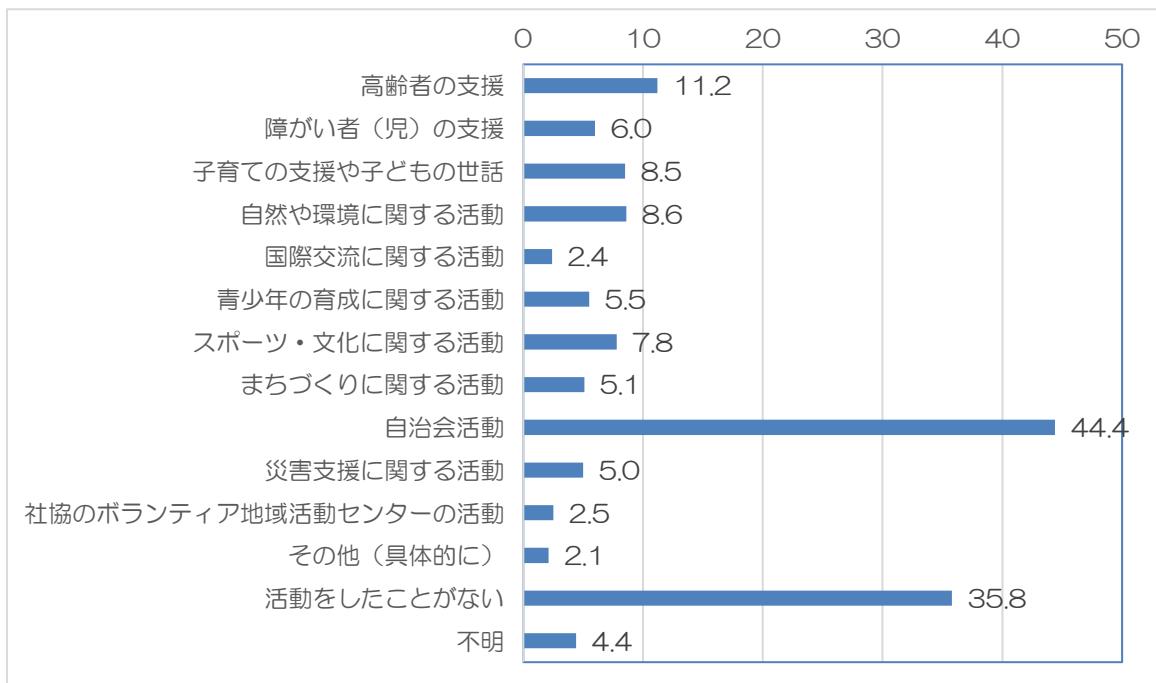
○広報誌を読んでいない、が最も多いが地域での取り組み事例や講座・イベント情報などは活用されている。

問24 「社協うえだ」についてのあなたのお考えについて、下記からお選び下さい。 (あてはまるものすべてに○)



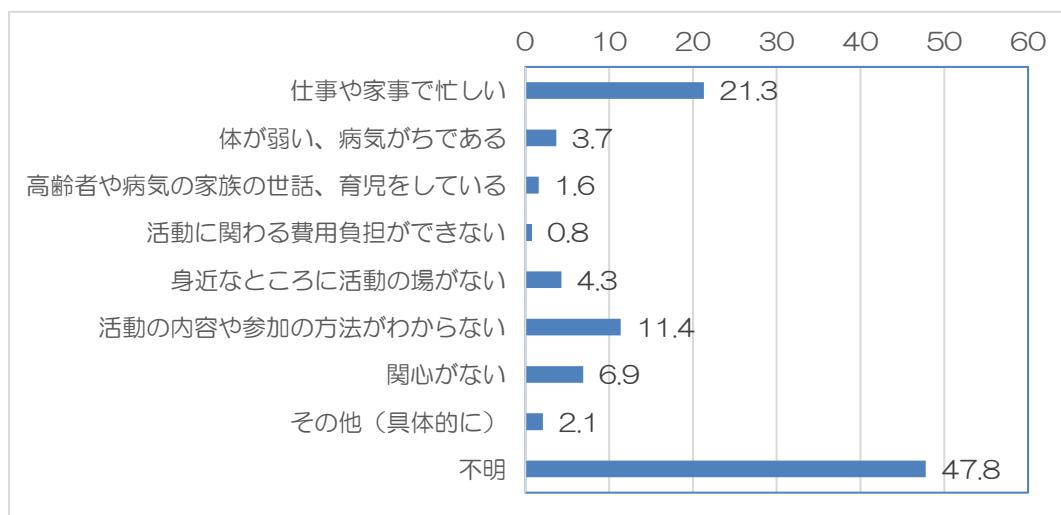
○必要な事柄が掲載されているが最も多いが、一方でネガティブ意見も相当数存在する。

問25 あなたは、どのようなボランティア活動をしてきましたか。
(あてはまるものすべてに○)



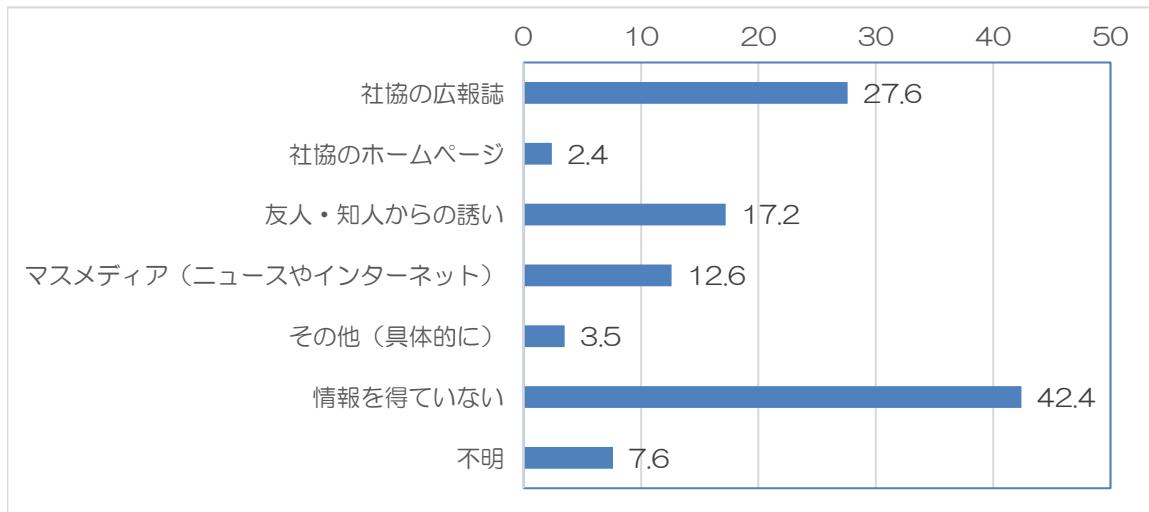
○活動をしたことがない、が多いものの、自治会活動には積極的に関わっていることがうかがえる。

問26 ボランティア活動に参加したことがない理由は何ですか。
(最もあてはまるもの1つに○)



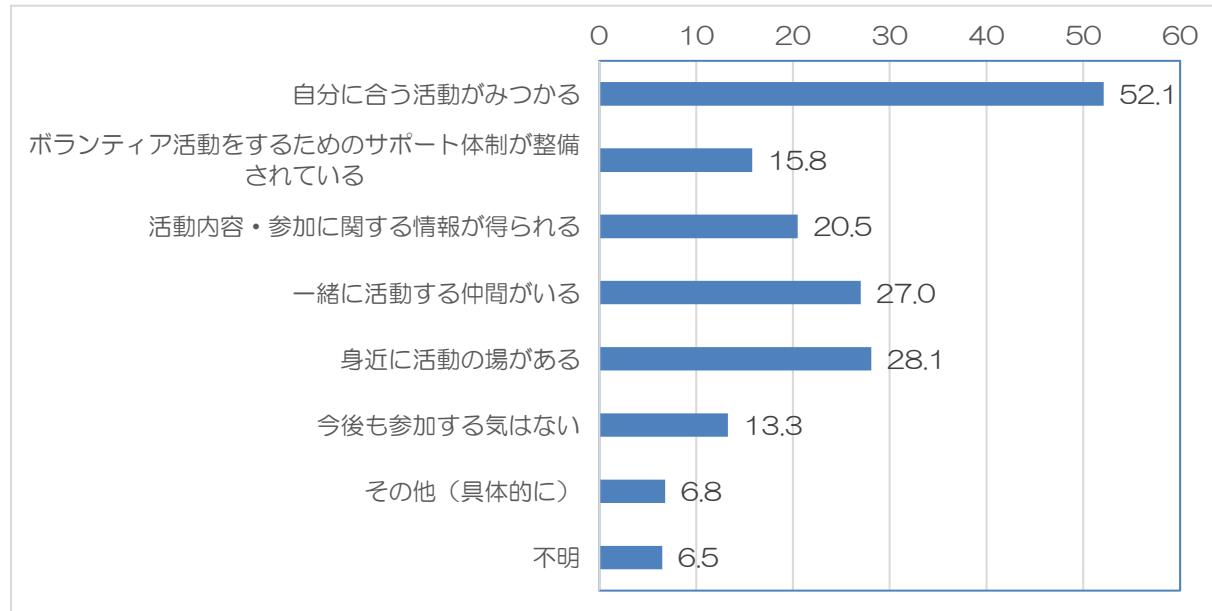
○仕事や家事で忙しいが最も多い。不明に「その他具体的意見」も内包されると推察する。

問27 あなたは、ボランティアの情報をどのように得ていますか。
(あてはまるものすべてに○)



○社協の広報誌から得る場合が多いが、情報そのものが得られていないと感じられるケースも多い。

問28 あなたは、どのような条件があればボランティア活動に参加しますか。
(あてはまるものすべてに○)



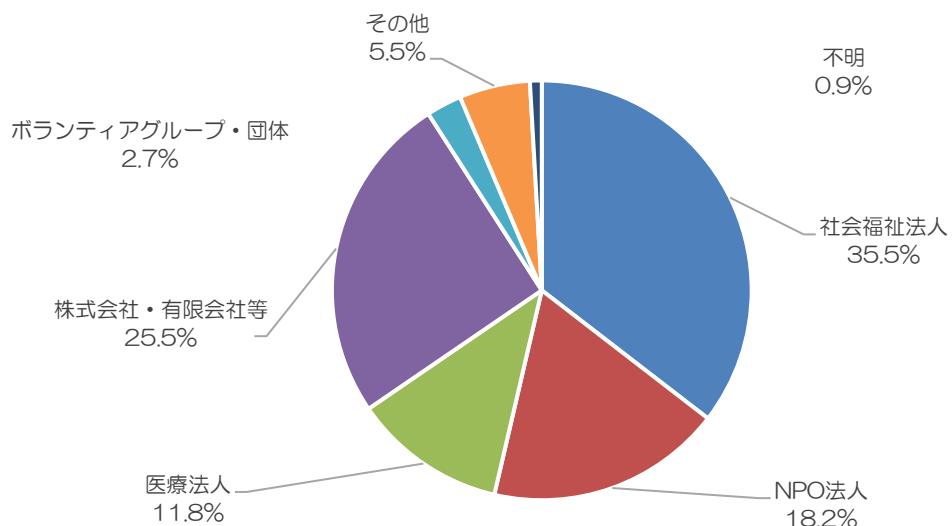
○自分に合う活動がみつかる、活動の場がある等、が大半を占めるが、何かのきっかけも必要であると感じている。

◆事業所調査

- 1) 調査対象：市内の200事業所を無作為抽出
- 2) 調査方法：郵送により配布し、郵送により回収
- 3) 調査期間：令和5年1月13～31日
- 4) 配 布 数：200票
- 5) 回 収 数：110票
- 6) 回 収 率：55.0%

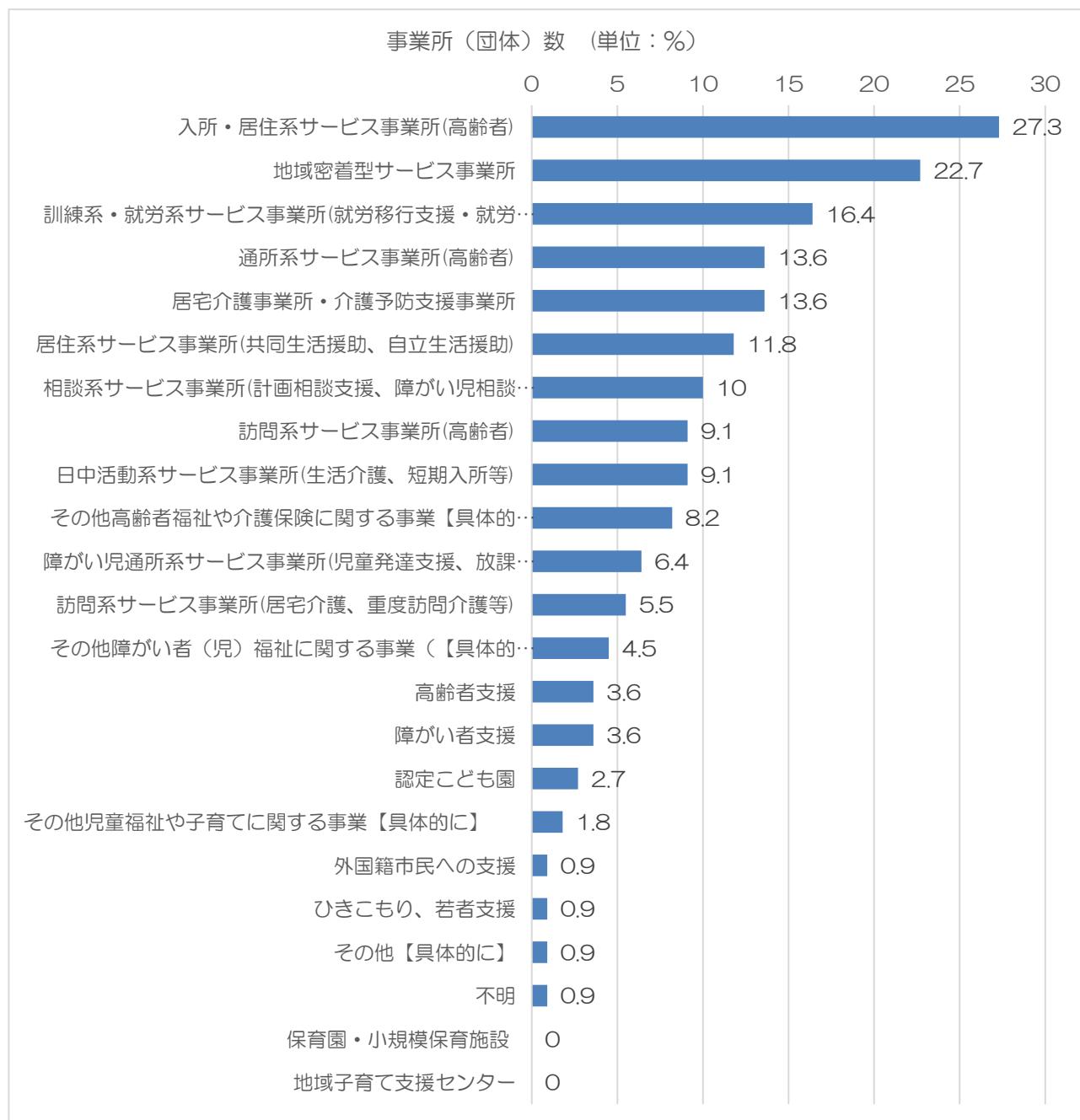
問1 貴事業所（団体）の運営は次のどれに該当しますか。

事業所（団体）の運営(単位：%)



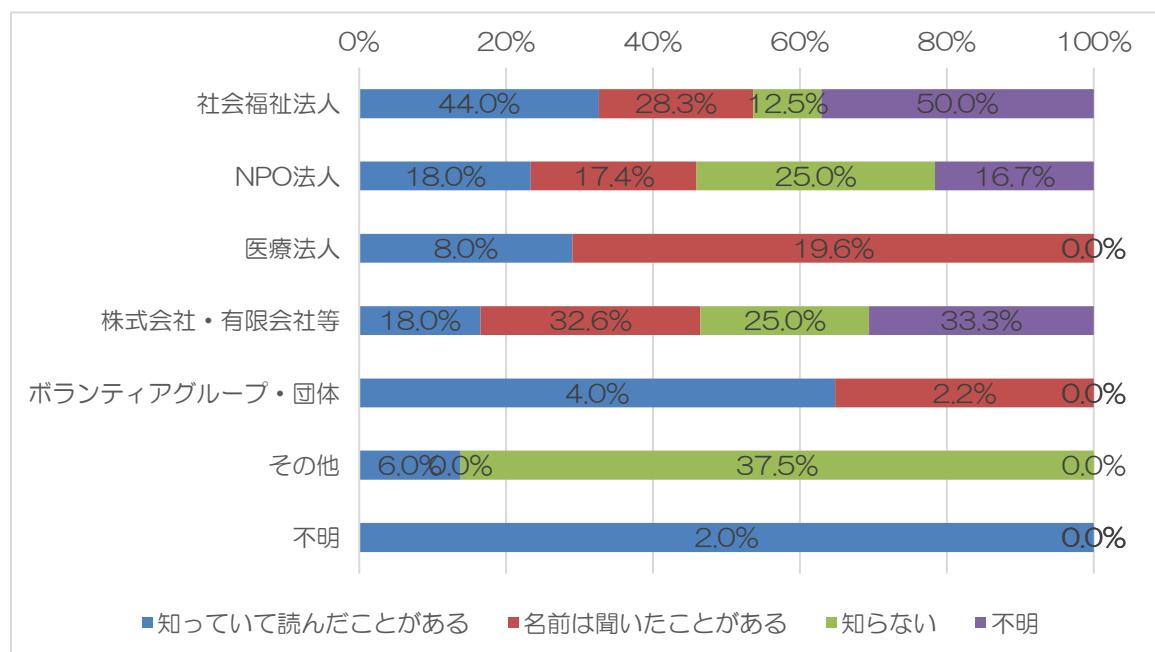
○回答別では、「社会福祉法人」が35.5%、「株式会社・有限会社」が25.5%で、全体の約6割を占めています。

問2 貴事業所（団体）は、次のどれに該当しますか。
【あてはまるものすべてに○】



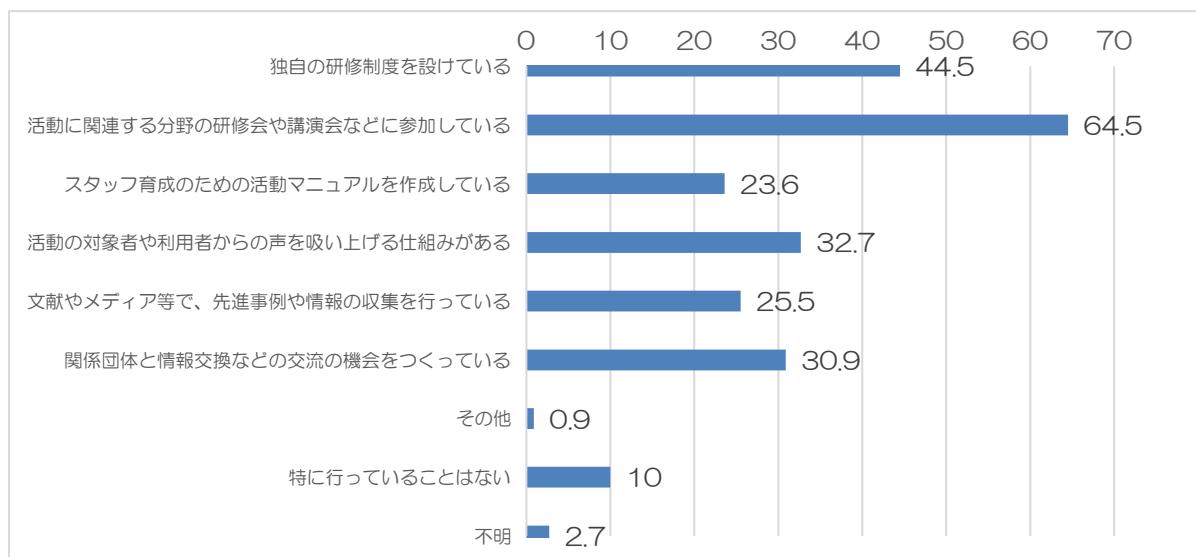
○業務の内容や種類、サービスを受ける側のカテゴリにより細分化されるが入所・居住系サービス事業と地域密着型サービス事業所で半数を占める。

問3 貴事業所（団体）は、「上田市地域福祉計画・上田市社会福祉協議会 地域福祉活動計画」をご存じですか。



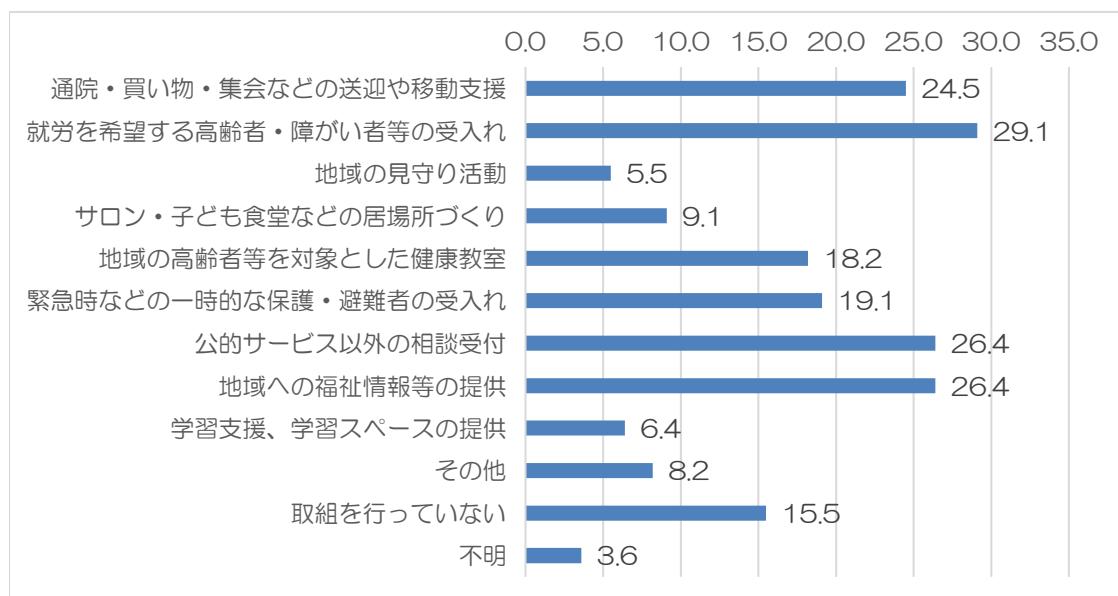
○活動計画は全体としては読んだことがある、名前は聞いたことがあるが9割以上であるが、医療法人、株式会社・有限会社等においては名前を聞くのみにとどまっている。

問4 貴事業所（団体）では、福祉活動の質を向上させるために、どのような取組を行っていますか。【あてはまるものすべてに○】



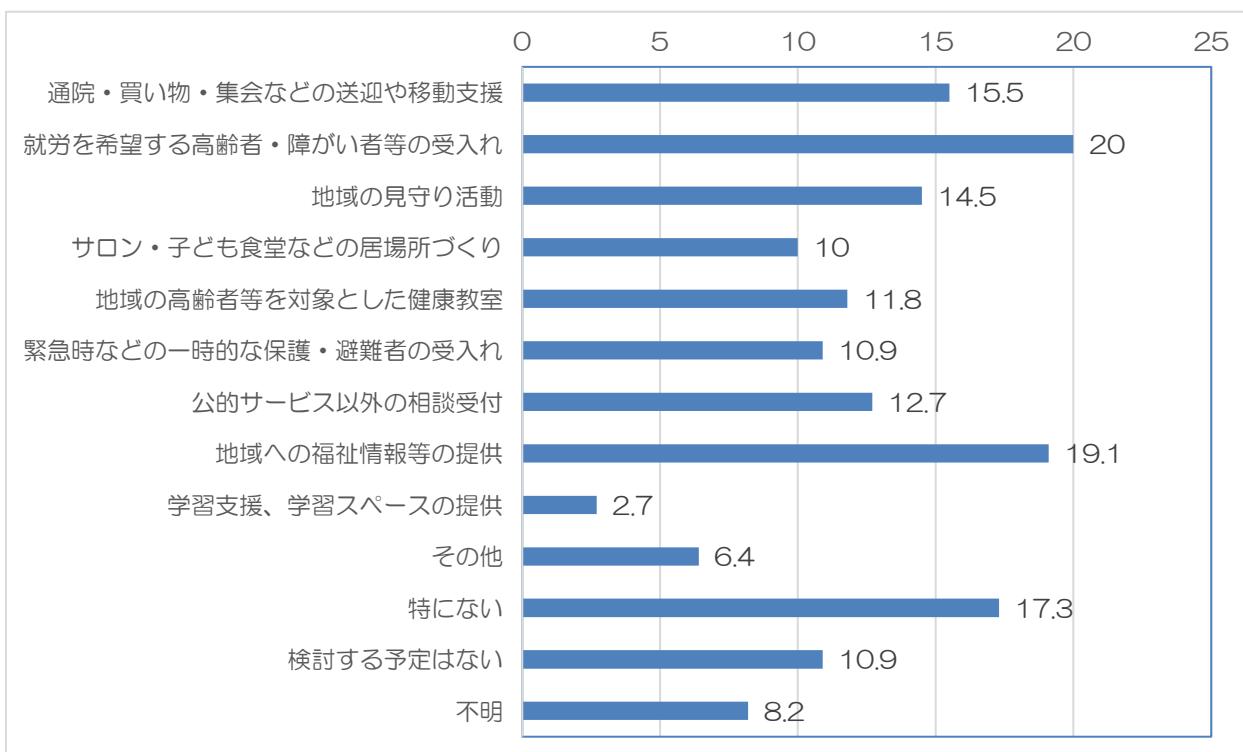
○「特に行っていることはない」が46.8%を占める。年代別に集約すると70歳以上高齢者の場合、通院やちょっとした買い物やゴミ出しが困るケースがあるものの全体として近所にしてほしいと思う事は少ない。

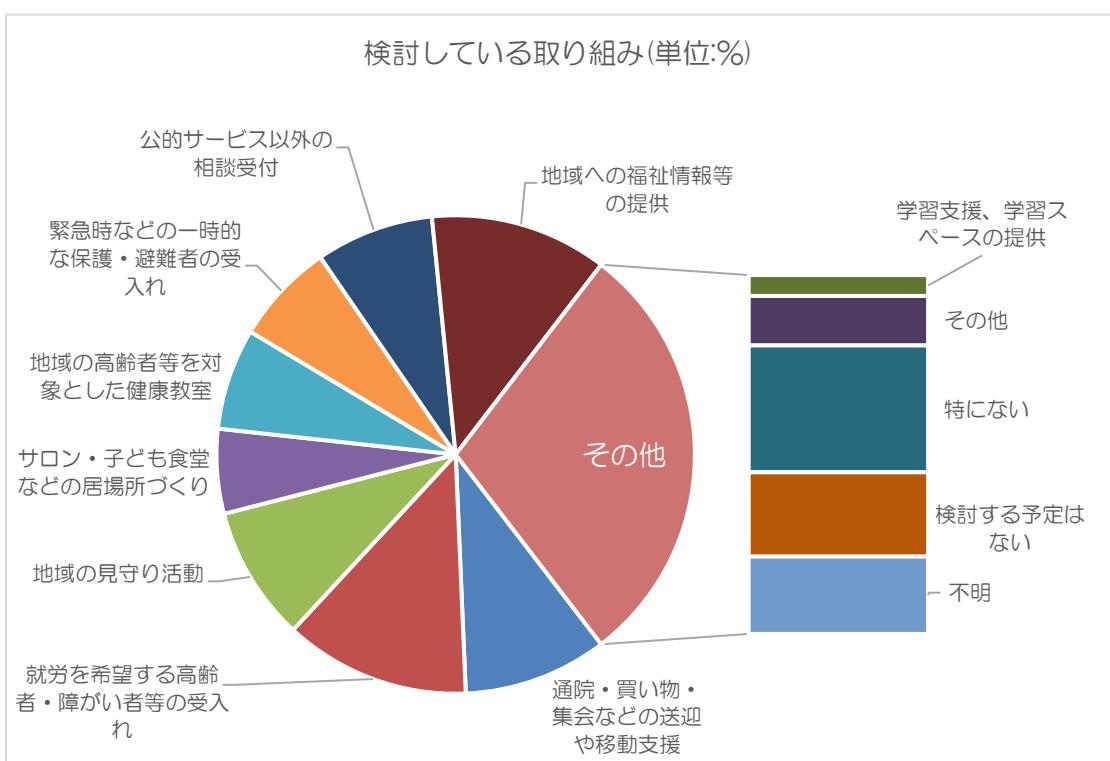
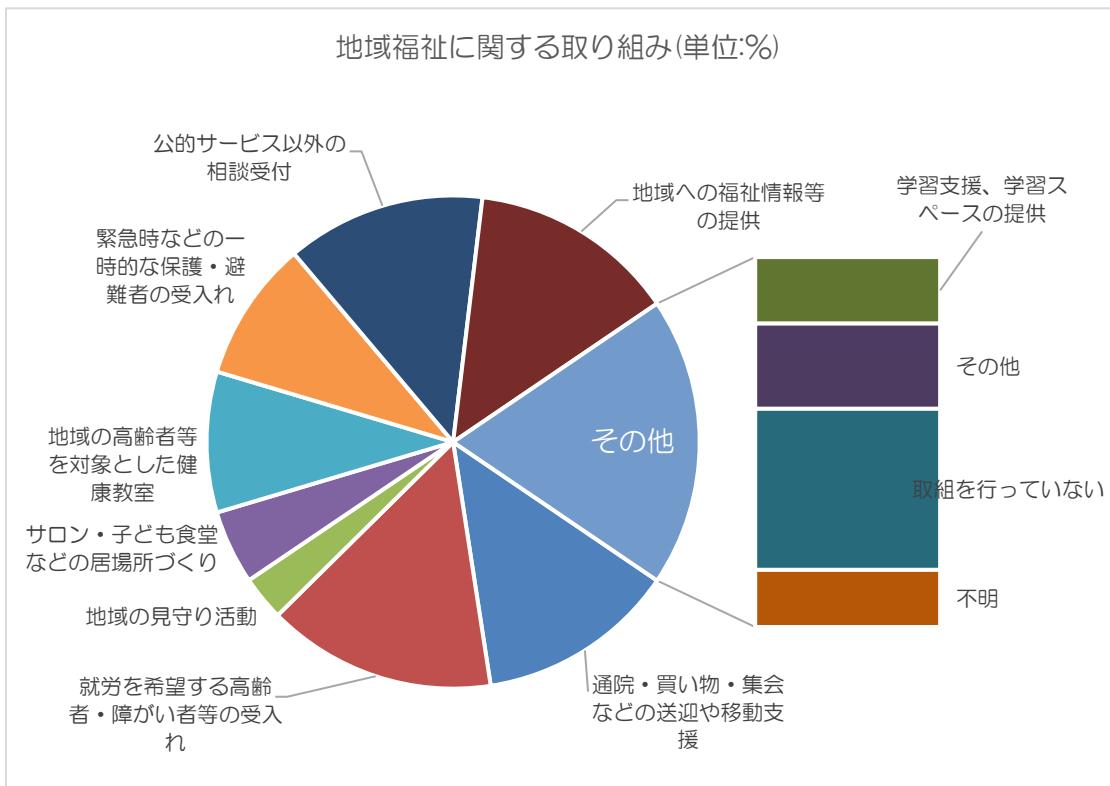
問5 貴事業所(団体)は、現在、地域福祉に関するどのような取組を行っていますか。【あてはまるものすべてに○】



○就労を希望する高齢者・障がい者等の受入れが積極的に行われている。

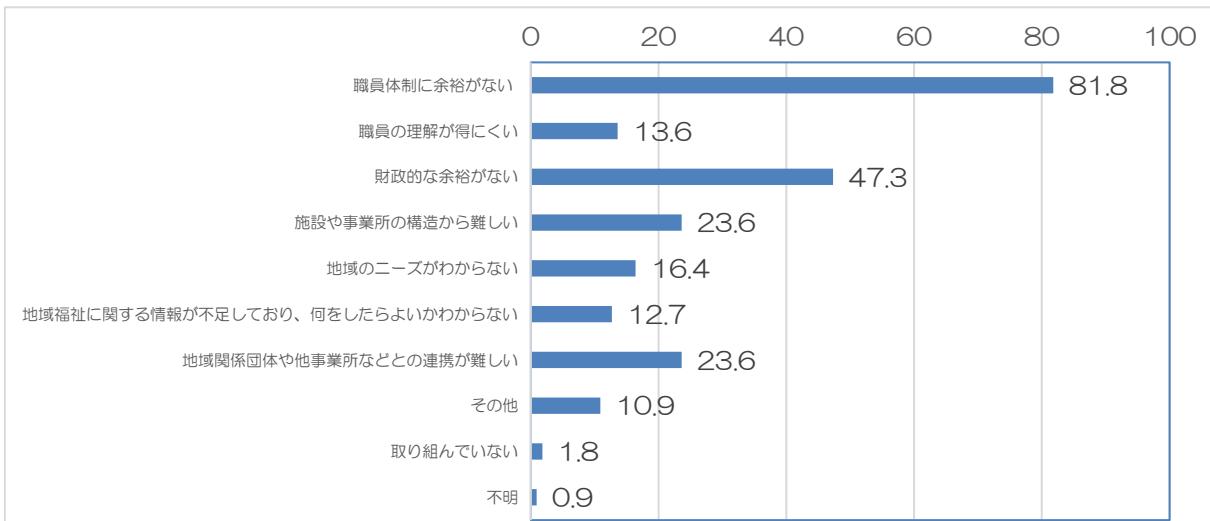
問6 貴事業所(団体)は、今後、地域福祉に関するどのような取組を検討していますか。【あてはまるものすべてに○】





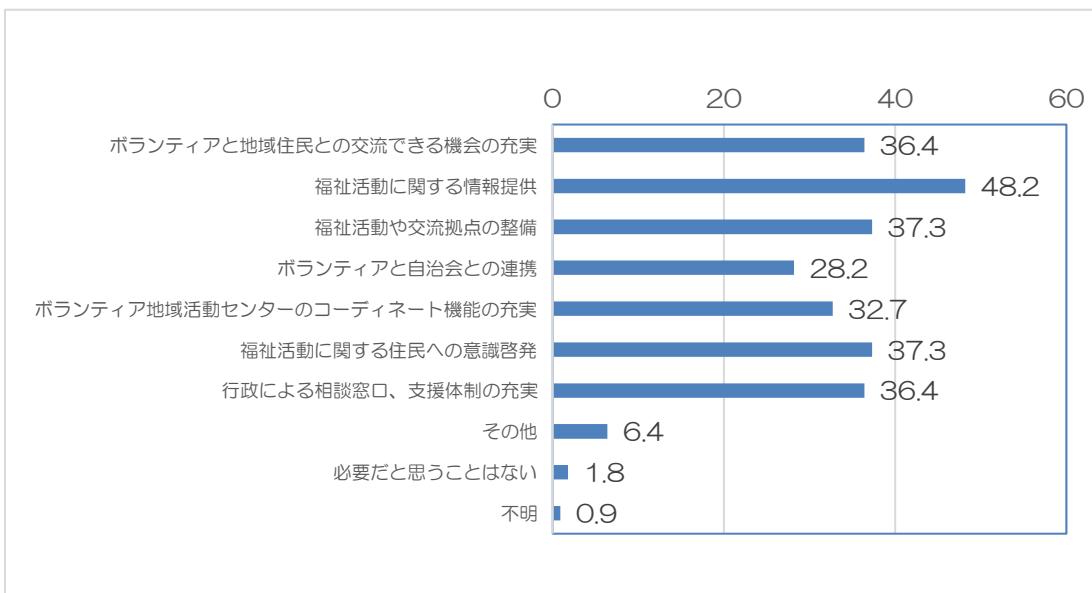
○問5、問6に関して既に実施している取り組みと、検討している取り組みにはほとんど違いがみられず、取り組みに対して検討が進んでいることを表すものと推察できる。

問7 貴事業所（団体）にとって、地域福祉に関する取組において課題となっていることはなんですか。【最も当てはまるもの3つに○】



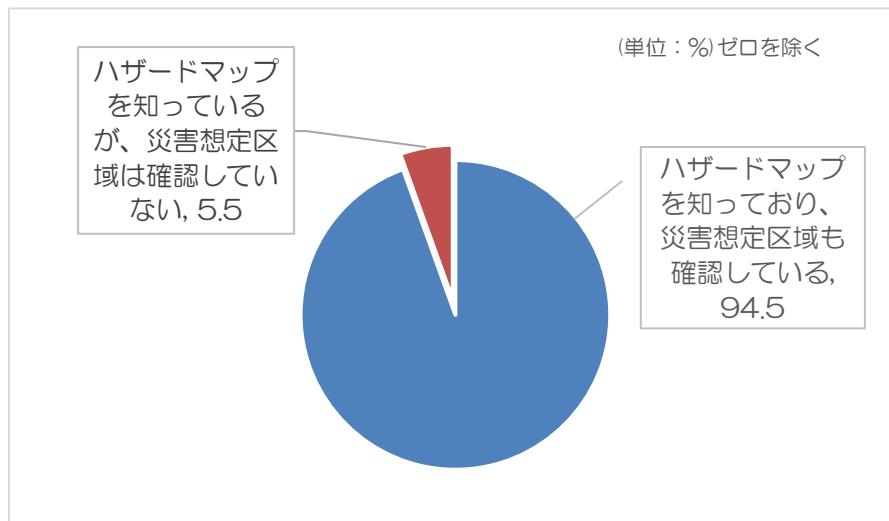
○職員体制に余裕がないが全体の8割以上を占める。

問8 地域福祉に関する取組において、住民・事業者・ボランティア・行政などの連携を実現していくために、どのようなことが必要であると思いますか。【あてはまるものすべてに○】



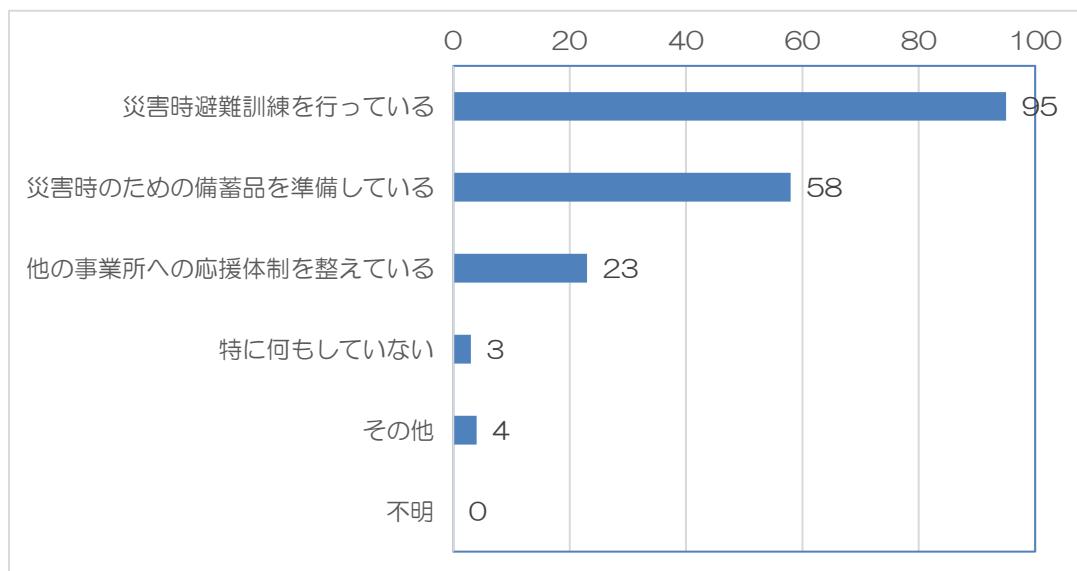
○連携を実現していくために地域と交流できる機会の充実、また情報提供を求める数が多い。

問9 貴事業所（団体）は、上田市災害ハザードマップにより、災害想定区域を確認していますか。



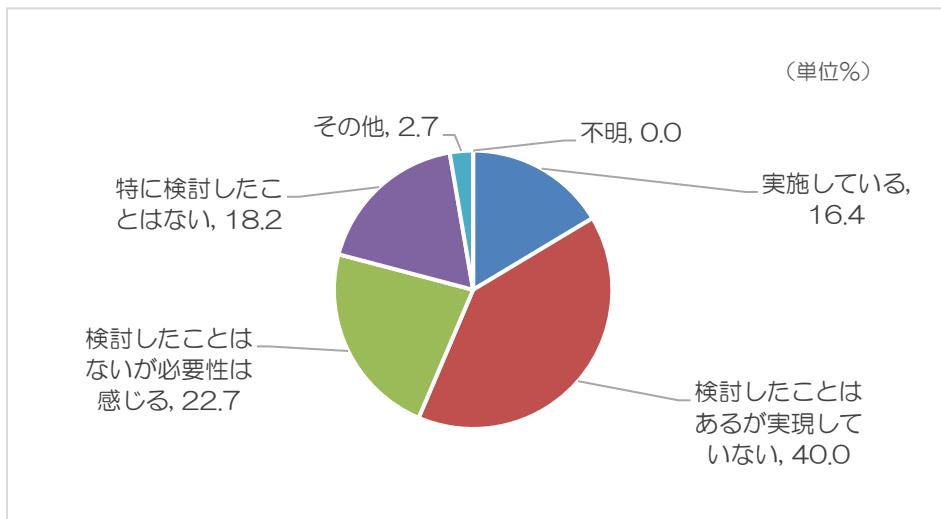
○ハザードマップへの周知・理解がされている。

問10 貴事業所（団体）は、災害発生を想定し、平時からどのような取り組みをしていますか。



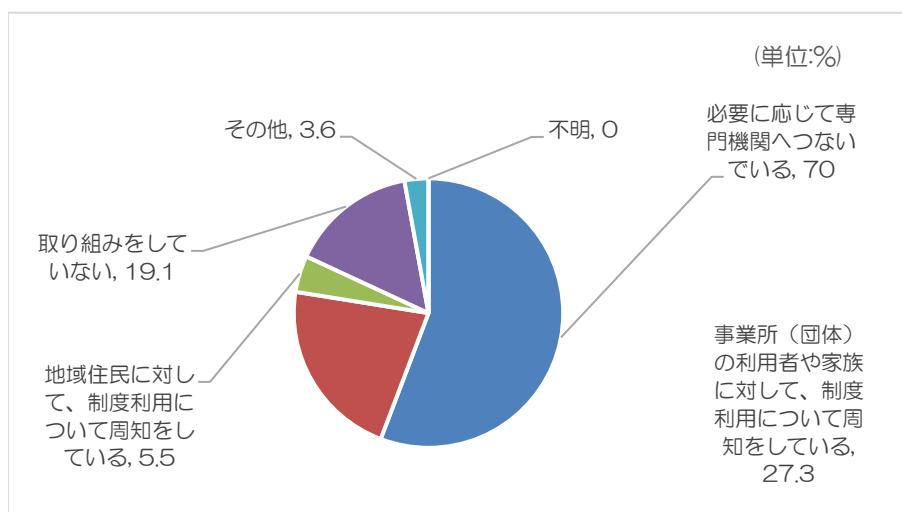
○災害時への対応は出来ているが、不明な点もあり懸念が残る。

問 11 災害発生時に、事業所（団体）利用者の避難において地域と協力すること、また、地域住民の一時的避難場所として、事業所（活動拠点）を提供するなどの検討をされたことはありますか。



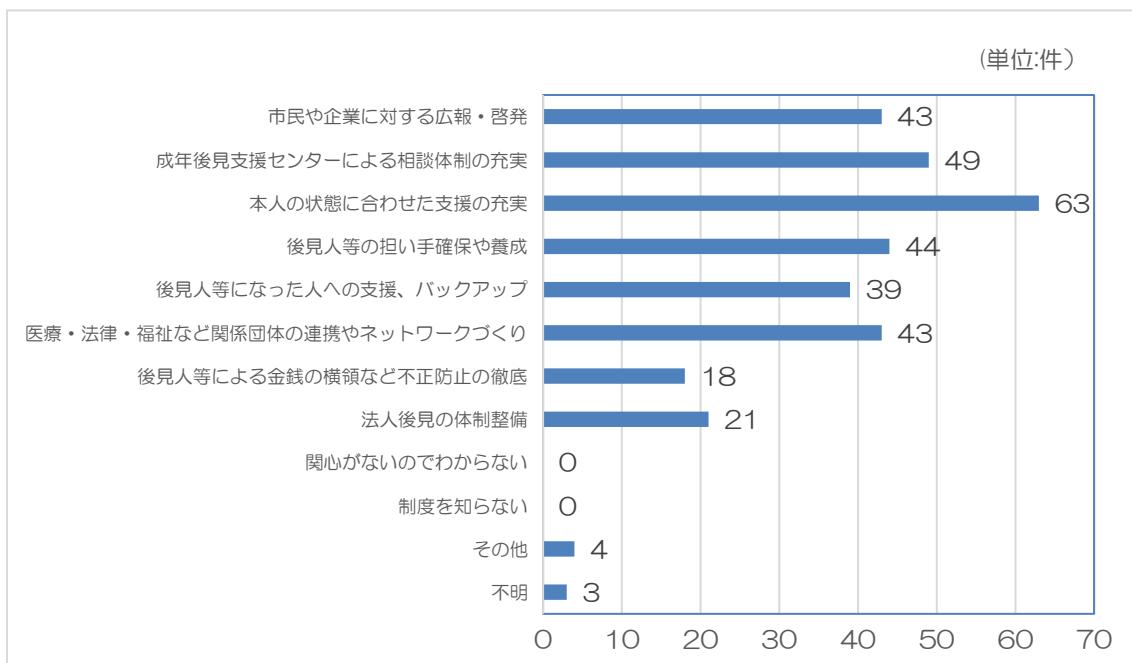
○災害発生の検討を強化する必要がある。

問 12 認知症の方や知的・精神障がい者などで、物事を判断する能力が十分でない方について、本人の権利を守る援助者である後見人等を選び、支援する制度として成年後見制度があります。貴事業所（団体）では「成年後見制度」利用について、どのような取組をしていますか。



○成年後見制度がうまく機能していると推察する。

問 13 成年後見制度の利用の促進・充実のためにはどのようなことが必要だと思いますか。【あてはまるものすべてに○】



○広報や相談体制を充実させたうえで本人の状態に合わせた支援の必要性が望まれている。

2 第4次上田市地域福祉計画の策定経過

日 時	会 議	内 容
令和4年8月23日（火）	第1回上田市地域福祉審議会	① 委嘱書の交付 ② 正副会長の選出 ③ 第4次地域福祉計画の諮問 ④ 上田市地域福祉審議会の概要と今後のスケジュール ⑤ 第3次地域福祉計画の概要 ⑥ 包括的な支援体制の整備 ⑦ アンケート調査の実施
令和4年11月10日（木）	第2回上田市地域福祉審議会	① アンケート調査の内容 ② 再犯防止の推進 ③ 成年後見制度の利用促進
令和5年1月	地域福祉アンケート調査	市民3,000人を対象に実施
令和5年3月28日（火）	第3回上田市地域福祉審議会	① アンケート調査の進捗 ② 包括的支援体制の整備
令和5年7月25日（火）	第4回上田市地域福祉審議会	① 第3次計画に係る実施状況 ② 第4次計画の策定スケジュール ③ 再犯防止推進計画及び孤独・孤立対策推進法について
令和5年8月29日（火）	第4次地域福祉計画策定府内プロジェクト会議（第1回）	① 地域福祉計画の概要 ② 第3次計画の検証 ③ 第4次計画の骨子案 ④ 第4次計画の策定スケジュール
令和5年9月21日（木）	第5回上田市地域福祉審議会	① 第4次地域福祉計画（試案）
令和5年10月24日（火）	第4次地域福祉計画策定府内プロジェクト会議（第2回）	① 地域福祉計画の経過 ② 各課からの修正部分
令和5年11月～12月	市民から意見を募る（パブリックコメント）	第4次地域福祉計画（案）に関する意見募集
令和5年12月26日（火）	第6回上田市地域福祉審議会	① 第4次地域福祉計画（案）の最終審議
令和6年2月9日（金）	第7回上田市地域福祉審議会	答申

3 第4次上田市地域福祉計画策定（参画）組織

1 上田市地域福祉審議会委員名簿（令和4年8月1日～令和6年7月31日）（敬称略）

役職	氏名	所属団体等
会長	中村 彰	上田市自治会連合会
副会長	古川 友枝	上田市民生委員・児童委員協議会
委員	石井 淳	上田地域シルバー人材センター
委員	上原 より子	上田ボランティア連絡協議会
委員	内田 守彦	上田市社会福祉協議会 丸子地域包括支援センター
委員	大久保 文雄 （～令和5年1月31日）	上田市社会福祉協議会 福祉推進委員連絡協議会
委員	大久保 順子 （令和5年3月1日～）	上田市社会福祉協議会 福祉推進委員連絡協議会
委員	片山 久男	公募委員
委員	神林 芳久	豊殿地区支え合いサロン hinatabocco とよさと運営委員会
委員	古賀 正親	上田市介護保険指定サービス事業者連絡協議会
委員	小林 功子	上田市肢体不自由児者父母の会
委員	佐藤 曜	上田市民生委員・児童委員協議会 主任児童委員
委員	澤路 春代	子育て家族応援事業実行委員会
委員	新田 さやか	長野大学 社会福祉学部
委員	橋詰 正	上小国域基幹相談支援センター
委員	両角 功	上田市社会福祉協議会

2 第4次上田市地域福祉計画に係るプロジェクトチーム名簿

	所属部等	課	職名	氏名
リーダー	福祉部	福祉課	福祉課長	柳沢 和彦
メンバー	市民まちづくり推進部	市民参加・協働推進課	自治協働支援担当係長	伊藤 岳彦
メンバー	市民まちづくり推進部	人権共生課	課長補佐兼人権同和対策係長	橋詰 聰史
メンバー	福祉部	福祉課	生活支援担当係長	矢島 浩一
メンバー	福祉部	障がい者支援課	障がい者支援担当係長兼庶務係長	山口 慶介
メンバー	福祉部	高齢者介護課	課長補佐兼地域包括ケア推進係長	望月 和俊
メンバー	健康こども未来部	健康推進課	母子・精神保健担当係長	片田 美奈
メンバー	健康こども未来部	子育て・子育ち支援課	課長補佐兼こども家庭福祉担当係長	渡辺 太輔
メンバー	健康こども未来部	保育課	課長補佐兼保育担当係長兼保育施設担当係長	中村 拓
メンバー	教育委員会	学校教育課	放課後こども育成係長	宮下 舞生
メンバー	教育委員会	生涯学習・文化財課	課長補佐兼青少年係長	中村 文昭
メンバー	丸子地域自治センター	丸子市民サービス課	課長補佐兼福祉担当係長	上田 博子
メンバー	真田地域自治センター	真田市民サービス課	課長補佐兼福祉担当係長	矢野 隆一
メンバー	武石地域自治センター	武石市民サービス課	福祉担当係長	近藤 貴雄
事務局	福祉部	福祉課	課長補佐兼庶務施設係長	小場 優子
事務局	福祉部	福祉課	庶務施設係主事	宮澤 真央
事務局	上田市社会福祉協議会	総務課	総務課長	笠原 邦正
事務局	上田市社会福祉協議会	地域福祉推進課	地域福祉推進課長	荻原 宏樹

4 用語解説

あ

- 赤い羽根共同募金

「赤い羽根」をシンボルとして、毎年 10 月 1 日～3 月 31 日までの 6 ヶ月実施され、ボランティア育成や子供たちへの福祉教育、民間福祉施設の整備、小規模作業所の運営など、地域福祉の増進や、災害時には災害ボランティアセンターの設置運営など、被災地支援にも役立てられる。

- SNS（エスエヌエス）

「Social Networking Service」の略。個人間のコミュニケーションを促進し、社会的なネットワークの構築を支援する、インターネットを利用したサービスのこと。

- LGBTQ（エル・ジー・ビー・ティー・キュー）

レズビアン（Lesbian、性自認が女性で女性を好きになる人）、ゲイ（Gay、性自認が男性で男性を好きになる人）、バイセクシュアル（Bisexual、同性も異性も恋愛対象になる人）、トランスジェンダー（Transgender、心の性別と身体の性別が一致しない人）の頭文字を取って組み合わせた言葉で、セクシャル・マイノリティ（性的少数者）を表す言葉の一つ。LGBTQ と言われ、「Q」とは性的マイノリティ全般を表す「Queer（クィア）」と、もしくは自分の性のあり方をはっきりと決められない、わからない人、又は決めたくない、決めないとしている人を表す「Questioning（クエスチョニング）」という 2 つの言葉を意味している。

- オンデマンド交通

路線バスのような路線定期型交通とは異なり、運行方式や運行ダイヤ、発着地の自由な組み合わせにより、地域の特性に応じて柔軟な運行方法を行う。

か

- 協力雇用主

犯罪・非行の前歴のために定職に就くことが容易でない刑務所出所者等を、その事情を理解した上で雇用し、改善更生に協力する民間の事業主。

- ケアリーバー

児童養護施設や里親などの社会的養育のケアから離れた子ども・若者のこと。何らかの理由で保護者と一緒に暮らせない子どもたちが、児童養護施設や里親の元で生活し、高校卒業などのタイミングで自立を求められる。

- 刑法犯

刑法（明治 40 年法律第 45 号）等に規定する罪。

凶悪犯：殺人、強盗、放火、強制性交等

粗暴犯：凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝

窃盗犯：窃盗

知能犯罪：詐欺、横領、偽造、汚職、あっせん利得処罰法、背任

風俗犯罪：賭博、わいせつ

その他の刑法犯：上記以外の罪種

○ 高次脳機能障がい

脳梗塞やくも膜下出血といった脳血管障害や、事故などによる脳外傷、心肺停止による低酸素脳症などで脳がダメージを受けたことにより、注意力・記憶力・言語・感情のコントロール等がうまく働かなくなる認知機能の障害。

○ 更生保護サポートセンター

保護司会が地域の関係機関等と連携しながら、更生保護活動を行うための拠点。

○ 更生保護女性会

女性の立場から、地域における犯罪予防活動や青少年の健全育成のための支援活動を行うボランティア団体。

○ 孤独・孤立対策推進法

国及び地方において総合的な孤独・孤立対策に関する施策を推進するため、その基本理念や国等の責務、施策の基本となる事項、国及び地方の推進体制等について定めるもの。令和5年5月31日に成立し、6月7日公布、令和6年4月1日施行。

○ 子どもの貧困

子どもが経済的困窮の状態におかれ、発達の諸段階における様々な機会が奪われた結果、人生全体に影響をもたらすほどの深刻な不利を負ってしまうこと。

○ 個別避難計画

災害時に自ら避難することが難しい一人暮らしの高齢者、要介護者、障がい者等（災害時避難行動要支援者）が、どのような避難行動をとればよいのかについて、あらかじめ本人・家族と確認し作成する、一人一人の状況に合わせた個別の避難行動計画。

さ

○ 災害救援ボランティアセンター

災害時の被災地に設置され、災害救援ボランティア活動を円滑に進めるための拠点。

○ 執行猶予

刑の言い渡しをすると同時に、情状により一定期間その刑の執行を猶予し、その猶予期間を無事に経過したときは、刑の言い渡しの効力を失わせる制度。

○ シビックプライド

「郷土愛」や「地域に対する誇り」、または、このような「思い」にとどまらず地域の課題を解決するような活動やこれらの取り組む姿勢。

- 市民後見人
成年後見人等になった親族以外の市民のこと。
- 社会的孤立
虐待等の被害者、不登校や引きこもり、頼る人がいない高齢者など社会的に弱い立場の人が孤立すること。
- 社会的養育
虐待や経済的理由などの家庭的な理由で保護者のもとで暮らせなくなった子どもたちを、公的な責任として社会的に養育すること。
- 社会を明るくする運動
犯罪や非行の防止と罪を犯した人の更生について理解を深め、犯罪のない地域社会を築こうとする全国的な運動。
- 重層的支援体制整備事業
社会福祉法に基づき、市町村において、地域住民の複合・複雑化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備するため、①相談支援（包括的相談支援事業、多機関協働事業、アウトリーチ等を通じた継続的支援事業）、②参加支援事業、③地域づくり事業を一体的に実施する事業。
- 住宅セーフティネット制度
「住居確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（住宅セーフティネット法）」に基づき、住宅要配慮者（低額所得者、被災者、高齢者、障がい者、子育て中の家庭など）に対する賃貸住宅の供給の促進を図り、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与する制度。平成 29（2017）年には同法が改正され、制度の中に①住宅要配慮者向けの賃貸住宅の登録制度、②登録住宅の改修や入居者への経済的支援、住宅確保要配慮者の居住支援などが新たに加わった。
- 住民支え合いマップ
災害時等の支援を希望した人（要支援者）の情報を、自治会・市・社協で共有し、その情報を地図に表記したもの。
- 住民自治組織
小学校通学区域や中学校通学区域などのまとまりの範囲で、自治会や各種市民活動団体等が連携・協力し合い、単一の自治会や団体では解決できない地域の身近な課題の解決や、地域の特性を活かしたまちづくりを自らの判断と責任の下で取組む組織。
- 生活支援コーディネーター
「地域支え合い推進員」とも呼ばれ、高齢者の生活支援、介護予防の基盤整備を推進することを目的に、地域において生活支援及び介護予防サービスの提供体制の構築に向

けたコーディネートを行う人。

○ 生活支援体制整備事業

高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って暮らし続けられるよう、関係機関・団体等と連携しながら、地域における支え合いの体制づくりを推進し、生活支援サービスの整備及び介護予防・社会参加の促進を目指す事業。

○ 成年後見制度

知的障がい、精神障がい、認知症などにより判断能力を十分に発揮できない成年者を保護するため、後見人などを定める制度。成年後見人は、本人の代わりに法律行為を行うことができる。

○ 善意銀行

善意に基づく金品などを預かり、市内の地域福祉の推進のために活用している。

た

○ ダブルケア

子育てと介護を同時にやっている状態で、介護の対象には自分の親や親族のほか、配偶者の親・親族も含まれ、複数のケアを担うことを指す。

○ 地域ふれあい事業

自治会がそれぞれの地域の特性を活かした福祉活動を行い、住民とのふれあい事業を実施することにより、明るく活力ある地域社会を実現する事業。

○ 地域包括ケアシステム

地域に生活する高齢者が重度の要介護状態となっても、住み慣れた地域で暮らし続けられるよう、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するためのケアシステム。

○ 地区社協

上田市社会福祉協議会では地域に根ざした福祉活動を展開するため、自治会単位で活動を行う「支部社協」と、支部社協を市内16地区ごとにまとめた「地区社協」を設置し、支部社協ごとの課題をくみ上げ、地区全体の課題として協議を行っている。

○ DV（ディーブイ）

Domestic Violence（ドメスティック・バイオレンス）の略称。家庭内暴力の意味。家族の間で行われる身体的または精神的虐待行為に加え、「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振るわれる暴力」という意味で使用されることも多い。

○ 出前講座

市民の学習を支援するために、利用者の要望に応じて、市が講師を派遣する事業。利

用する団体が希望する内容の講座をメニューから選んで申し込み、市職員や公共機関の職員が団体のもとに出向いて講師を務める。

な

○ 長野県地域定着支援センター

高齢者や障がい者が矯正施設（刑務所、少年刑務所等）から退所した後、自立した生活を営むことが困難な場合、保護観察所と協働して、福祉サービスの利用を援助すること等により、地域の中で自立した日常生活・社会生活を営むことができるよう支援を行うことを目的としている。

○ 日常生活自立支援事業

判断の能力を十分に発揮できない人が地域で自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助などを行うもの。

○ 認知件数

警察が発生を認知した事件の数。

は

○ 8050問題（はちまる ごーまる もんだい）

高齢化した80代の親が、引きこもりなどの50代の中高年の子どもの生活を支える家庭で、生活困窮と介護が同時に生じる問題のこと。

○ 保護観察所

法務省の地方支分部局で、保護観察に付された者等を、社会の中で更生するように、保護観察官及び保護司による指導と支援等を行う機関。長野県には長野市に置かれ、県内を管轄している。

○ 保護司

地域の実情等を理解しているという特性を活かし、保護観察所の保護観察官と協働して、保護観察を実施するとともに、犯罪予防活動、就労支援、学校や地域の機関・団体との連携等を実施する者。

○ 福祉移送サービス

上田市社会福祉協議会で実施している事業で、日常の外出において単独ではバス、タクシー等の公共交通機関の利用が困難な方に対して、スロープ付きの車いす対応の福祉車両で送迎を行う。

や

○ ヤングケアラー

通学や仕事のかたわら、障がいや病気のある親やきょうだいの世話をする18歳未満の子どものこと。

○ ユニバーサルデザイン

年齢や障害の有無、体格、性別、国籍などに関わらず、できるだけ多くの人にわかり

やすく、最初からできるだけ多くの人が利用可能であるようにデザインされたもの。